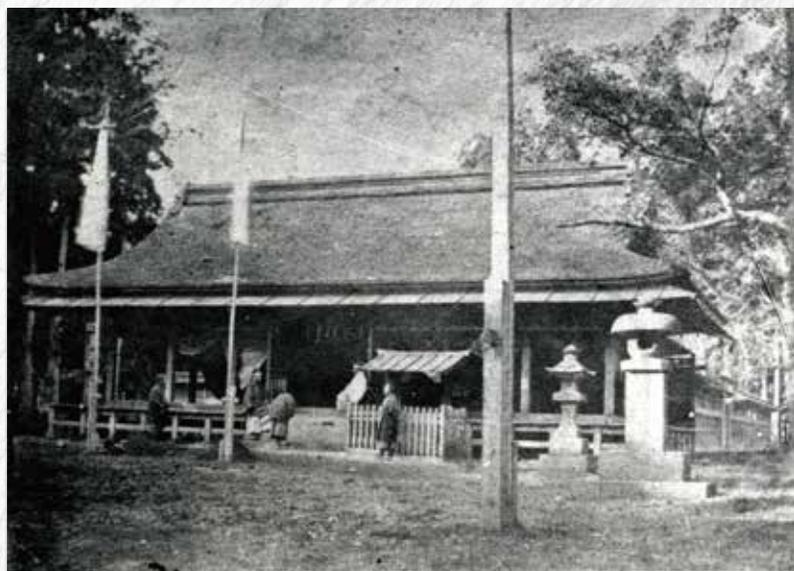


# 鷺宮神社

久喜市の歴史と文化財 ②



◆ 目次 ◆

鷲宮神社の歴史

新井 浩文

はじめに ..... 1

一 鷲宮神社の立地 ..... 1

二 鷲宮神社の成立 ..... 2

三 「鷲宮」「わしのみや」の由来 ..... 2

四 太田荘の成立と総領守鷲宮神社 ..... 3

五 中世の鷲宮神社 ..... 7

    (一) 鎌倉幕府の庇護 ..... 7

    (二) 南北朝期の小山氏と鷲宮神社 ..... 10

        ① 小山義政の乱と鷲宮神社 ..... 10

        ② 神主大内氏と鷲宮神社 ..... 10

    (三) 関東公方と鷲宮神社 — 享徳の乱と鷲宮神社 — ..... 13

    (四) 岩付太田氏と鷲宮神社 ..... 14

    (五) 小田原北条氏の鷲宮神社支配 ..... 17

        《コラム》 鷲宮神社の古文書 ..... 20

六 近世の鷲宮神社 ..... 22

    (一) 江戸幕府と鷲宮神社 ..... 22

    (二) 棟札が語る鷲宮神社の造営 ..... 22

        ① 中世から近世への転換期の造営 ..... 22

        ② 近世の造営 ..... 23

    (三) 鷲宮神社と神主大内氏の社領支配 ..... 29

        ① 戦国から近世初頭の神主大内氏の系譜 ..... 29

        ② 大内家の格式と家中 ..... 29

        ③ 大内家家中の組織と社領代官の設置 ..... 31

        ④ 神主大内氏と社家との争い ..... 33

⑤ 鷲宮神社と大乘院の確執 ..... 33

    ・ 元禄三年の争い ..... 33

    ・ 享保十五年と同十九年の社領争い ..... 35

(四) 土師一流催馬楽神楽の復興 ..... 35

    《コラム》 埼玉県指定史跡「寛保治水碑」 ..... 40

七 近代の鷲宮神社 ..... 42

    (一) 明治維新と鷲宮神社 ..... 42

        ① 社領四〇〇石の上地と社格の降格 ..... 42

        ② 大内氏の鷲宮離社と新たな神主支配 ..... 43

        ③ 明治天皇の臨幸と境外官有林の境内地編入 ..... 44

    (二) 神社奉斎会の設立と境内の整備 ..... 45

    (三) 徳富蘇峰と鷲宮神社 ..... 45

    (四) 昭和の神楽復興 ..... 47

    (五) 堀之内遺跡の発掘 ..... 47

八 鷲宮神社のいま ..... 48

    (一) 高度経済成長下の鷲宮町と鷲宮神社 ..... 48

    (二) アニメ「らき☆すた」の聖地へ ..... 48

    (三) 地域振興と土師祭 ..... 48

    おわりに — 文化が息づくまちのシンボルとして — ..... 49

---

鷲宮神社の文化財 ..... 50

鷲宮神社関連史料 ..... 66

一 大内家由緒書 ..... 66

二 新編武蔵風土記稿 ..... 66

三 鷲宮起源 ..... 72

鷲宮神社の古写真 ..... 74

主な参考文献 ..... 76

## 凡例

- 一 本書は、久喜市の歴史や文化財を紹介するシリーズ「久喜市の歴史と文化財② 鷲宮神社」である。
- 一 本書の「鷲宮神社の歴史」は、新井浩文氏（埼玉県立歴史と民俗の博物館）にご寄稿いただいた。
- 一 本書の編集及び附編である「鷲宮神社の文化財」、「鷲宮神社関連史料」等の執筆は、池尻篤（文化財保護課）が行った。
- 一 本書では、『鷲宮町史』は『町史』、『新編埼玉県史』は『県史』と略した。
- 一 本書の刊行にあたり、次の方々にご協力をいただきました。ここに記して感謝申し上げます（敬称略）。

鷲宮神社 鷲宮催馬楽神楽保存会

島田和枝 針谷重輝 廣木実 丸山千里

久喜市公文書館 埼玉県立文書館 埼玉県立歴史と民俗の博物館  
さくら市ミュージアム―荒井寛方記念館― 佐野市郷土博物館  
静嘉堂文庫 霊樹寺

# 鷺宮神社の歴史

はじめに

新井 浩文

鷺宮神社（わしのみやじんじや）は、埼玉県久喜市鷺宮一丁目に所在する神社である。「太田荘の総鎮守」、「お酉様の本社」などとして知られる。天穂日命（アメノホヒノミコト）とその子の武夷鳥命（タケヒナトリノミコト）および大己貴命（オホナムヂノミコト）を祭神とする古社である。

鎌倉時代には鎌倉幕府の庇護を受け、その歴史書である『吾妻鏡』にもその名が登場するほか、江戸時代には社領四〇〇石を徳川家康から寄進されていた。また、神社で行われる鷺宮催馬楽神楽は、国指定重要無形民俗文化財に指定されている。江戸の里神楽の源流とされており、現在でもその伝統が連綿と受け継がれている。

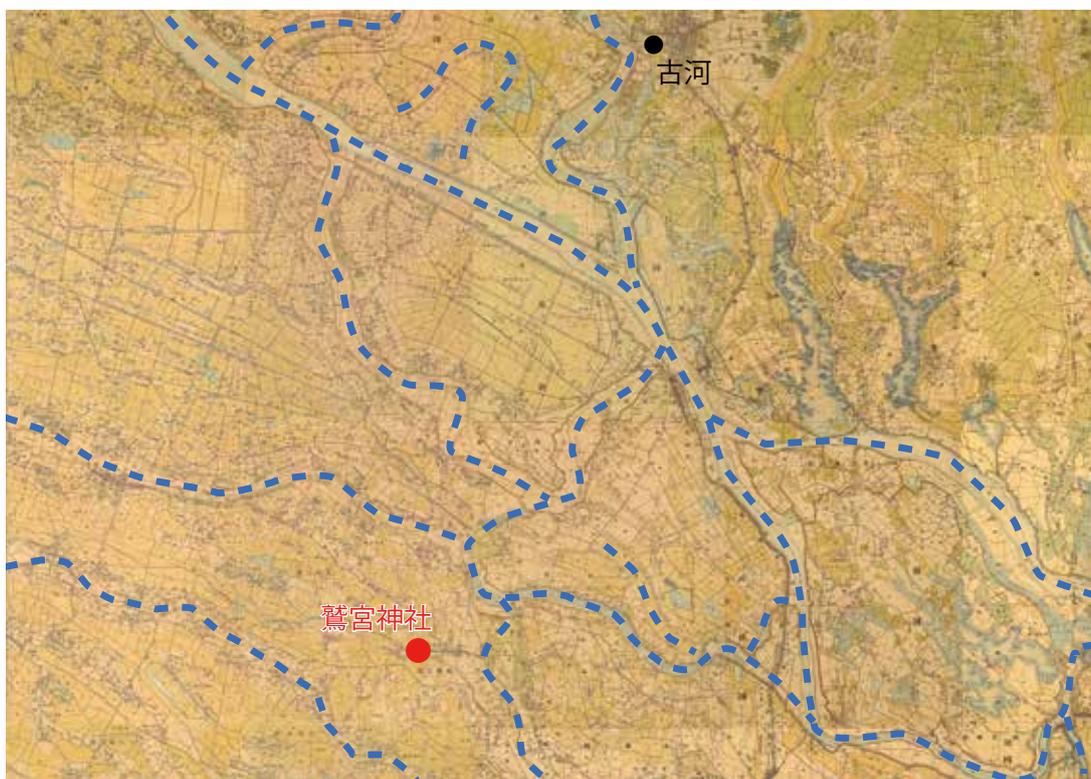
近年では、アニメ「らき☆すた」に出てくる「鷹宮神社」のモデルとされる。そこは登場人物の柊姉妹の父が宮司を務める神社で、柊家はこの境内に居住しているという設定から、ファンにとって埼玉県久喜市にある鷺宮神社が「らき☆すた」の聖地と呼ばれるようになっていく。

このように鷺宮神社は幾多の歴史を経て、現在に至っている。地域とともに歩んだ鷺宮神社の歴史について紐解いてみよう。

## 一 鷺宮神社の立地

関東平野の中心に位置する鷺宮は、古代は利根川・渡良瀬川・荒川乱流路の合流点で、沼沢地が広がり竹藪や雑木などが生い茂っていたが、当所（鷺宮神社から栗原にかけての洪積台地）だけは高台で浮島のような形を

していた。鷺宮神社は、旧利根川の右岸のこの「浮島」と呼ばれる微高地（埋没台地）に鎮座している。境内地には、縄文時代から古墳時代にかけての県選定重要遺跡「鷺宮神社境内遺跡（堀之内遺跡）」が広がっている。



【図1】鷺宮神社周辺の河川  
明治前期「フランス式彩色地図」(点線は主要な河川・河川跡)

## 二 「鷺宮神社」の成立

鷺宮神社の現在の祭神は、本殿が天穂日命あめのほひのみことと武夷鳥命たけひなりのみこと、本殿と並んだ位置にある神崎社かみさきが大己貴命おおくみのみことである。大己貴命は大国主命おおくにぬしのみことなどとも呼ばれ、葦原中国（日本の異称）を建国・経営していたが、天津神に国を譲り、出雲大社の祭神となった。天穂日命は天照大神あまてらすおおかみの子で、大己貴命の元に国譲りを迫るために遣わされたが、大己貴命の側についてしまう。武夷鳥命は天穂日命の子である。三柱とも出雲と関係のある神々であることから、鷺宮神社は出雲系であるとされる。

なお、寛政五年（一七九三）に大宮司大内国當が記した『鷺宮起源』（丸山千里家文書・七二頁参照）によれば、祭神は天穂日命で、相殿に大背飯三熊之大人・天夷鳥命、別殿神崎社に天穂日命荒魂を祀ると伝えている。

そのため、社名の由来についても伝説があり、土師部の人々が創建した神社であることから、当初は「土師宮（ハジノミヤ）」と呼ばれていたものが、後に訛って「鷺宮（ワシノミヤ）」に転じたと伝える。

なお、鷺宮神社の本殿の祭神は寛文期、神崎社の祭神は天保期に大きく変容しており、本殿については後述する吉田神道の影響による記紀神話の取込み、神崎社については式内社主張の中で祭神が変容していることが指摘されている。（池尻篤「鷺宮神社の祭神―近世における祭神変容の一事例―」『駒沢史学』七六号 二〇二一年）

### 三 「鷺宮」「わしのみや」の由来

鷺宮「わしのみや」という名称の由来については以下の三説が知られているが、定説がないのが現状である。

一つめは、『新編武蔵風土記稿』（六六頁参照）に拠るところの祭神の天

穂日命（出雲臣、武蔵国造土師連等の祖）を祀る御宮を土師宮と号するべきところを、和訓転じて鷺宮となり、鷺明神と唱えるようになったとする、ワシとハジの転訛説である。問題は天穂日命を祀った在地集団であるが、①「土師宮」「土師一流催馬楽神楽」等の名称、②縄文時代から古墳時代にかけての複合遺跡である神社境内の堀之内遺跡の存在、③鷺宮神社と同じ台地上にあり平安時代の大規模な土師器製作の集落跡が発掘された水深遺跡（加須市水深）の存在、以上から土師連の一族（土師部）が当地に居住し、神社の原形（土師宮）を形成したといわれている。問題は、ワシとハジの転訛が成立するかという疑問点である。

二つめは、『先代旧事本紀』を根拠に、大国主「大己貴命が天羽車の大鷺に乗り国土を経営した時、この地に幸御魂が鎮座したことにより、鷺の宮の郷が起ったとするものである（『鷺宮迦美保賀比』、ただし、「菟萱氏系図」では大国主神ではなく天穂日命とする）。大鷺という天羽車の名を取って鷺宮としたとするこの説は、大国主神の幸魂を祀る神崎社を式内社の前玉神社と同一視する主張と表裏一体で、むしろ式内社であることを主張する中で派生した説である。最近の研究では、鷺宮神社は式内社ではなかったとされていることから当該説はあたらなないと考えられる。

最後は、南北朝時代に成立した『神道集』（巻第六・三十三）の「三嶋大明神」に見える記事に、伊予国三嶋大明神が東征のために東国へ渡り、伊豆国へ移った時、撰社である鷺大明神も東国へ飛び移り、武蔵国太田荘に鎮座したとするもので、鷺宮の名称も伊予の鷺大明神に由来するという説である。この記事によれば、伊豆の三嶋・鷺両明神が分離勧請されたもので、両社は同じ土地に祀られていた同根の神であったことになる。武蔵の鷺明神は、勧請された時点で成立したか、それ以前から存在していた在地神（農業神）に鷺明神が習合して成立したと解釈することもできる（『町史』通史上 三二二頁）。しかし、この記事については、鎌倉幕府が支配強化を進めていく中で、関東の最も尊重すべき神社の一つとして鷺宮

神社を鶴岡八幡宮、伊豆山権現社、箱根権現、三嶋大社などともに注目するに至ったことを示す伝承とも考えられている（『県史』通史編二 一〇一六頁）ことから、この記事だけで鷲宮神社の創建・由来を解釈することは難しい。

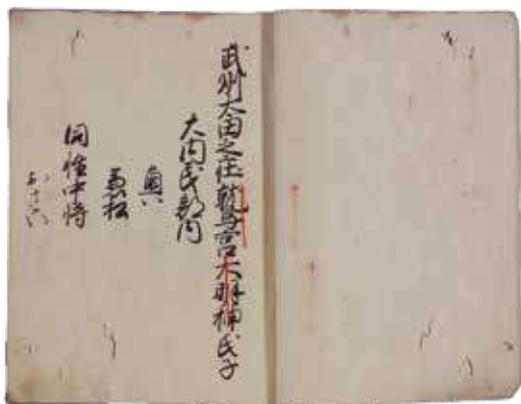
#### 四 太田荘の成立と総鎮守鷲宮神社

平安時代以前の鷲宮神社の動向については、当時の記録が残されていないものの、太田荘の総鎮守といわれており、太田荘の開発者である太田氏に関する神社と考えられている。

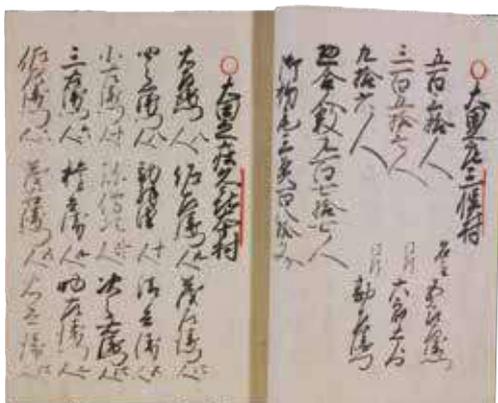
太田荘は、『倭名類聚抄』<sup>わみやうるいじゆうしやう</sup>にみえる埼玉郡太田郷を中心とする地域が中世に荘園化したもので、遅くとも一二世紀後半には鳥羽上皇第三皇女・八条院暲子の女院領として成立したとされる。史料上で確認できる太田荘は、『吾妻鏡』に記載された文治四年（一一八八）六月四日の後白河法皇の院宣に八条院領として、武蔵国太田荘としてみえるのが最初である。

八条院とは、後白河法皇の父鳥羽上皇の第三皇女八条院のことで、応保元年（一一六一）に院号宣下を受け、安元二年（一一七六）に没していることから、太田荘も八条院の宣下までの間には成立していたものと考えられている。

鷲宮神社が、太田荘の総鎮守といわれることは、末社の分布状況からも、その信仰圏が太田荘を中心とする地域であることから確認できる。太田荘は、利根川の右岸に位置し、対岸は同じく八条院領の下総国下河辺荘である。その範囲についてはこれまで史料がなく明確ではなかったが、近年確認された寛文五年（一六六五）「武蔵国太田荘鷲宮大明神氏子名面帳」（丸山千里家文書）【写真1】により、その範囲が確認できる。「同書」は鷲宮神社の神主大内民部（秀勝）が記した帳簿で、寛文段階における鷲宮神社の氏子所属村に限られるものの、太田荘の範囲を示す貴重な史料で



【写真1】武蔵国太田荘鷲宮大明神氏子名面帳（丸山千里家文書・個人蔵）

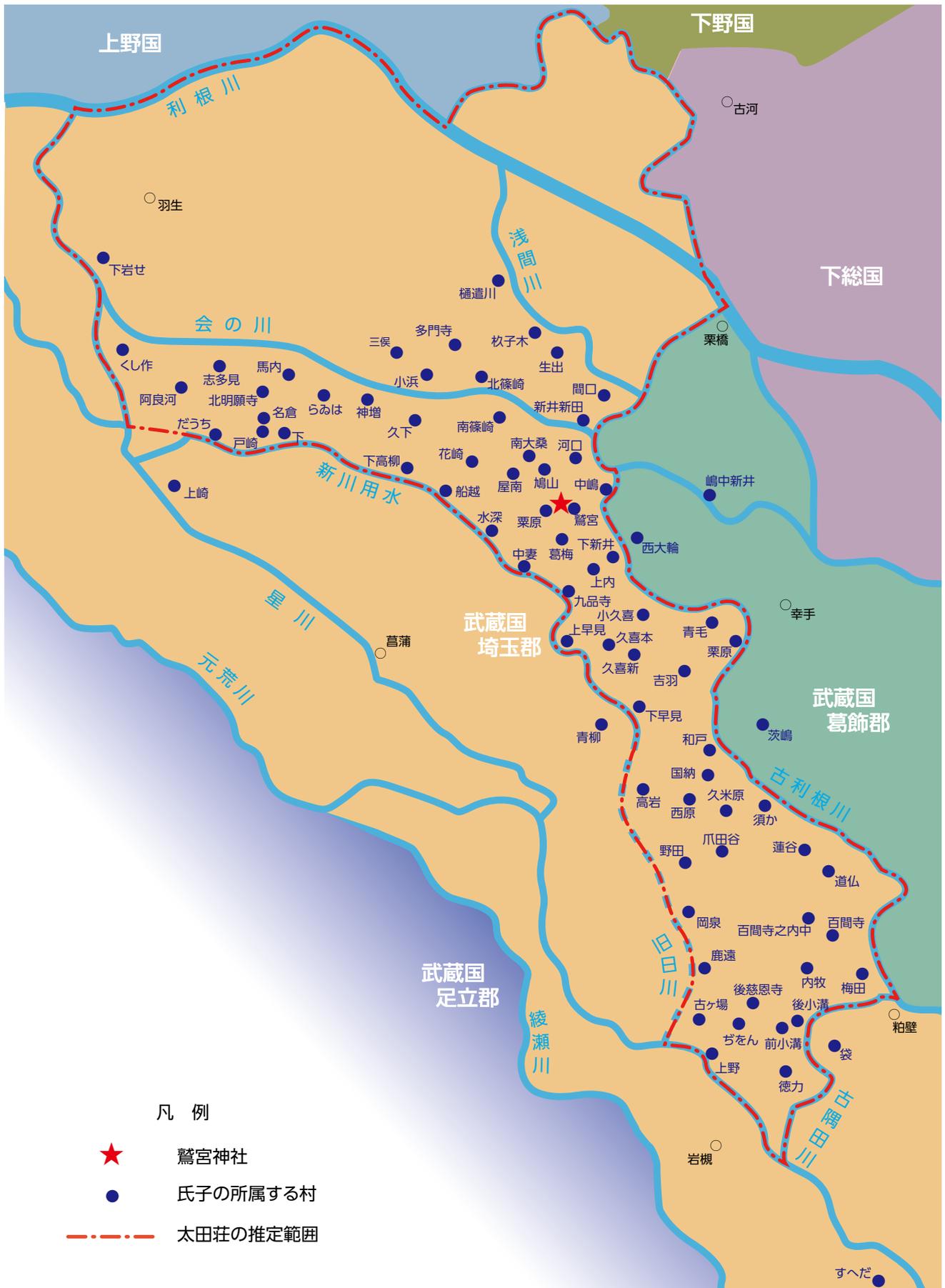


庄名	村名	現行地名	庄名	村名	現行地名
	(鷺宮領鷺宮村)	久喜市鷺宮	大田之庄	志多見村	加須市志多見
	鷺宮領栗原村	久喜市鷺宮	大田之庄	須か村	宮代町須賀
	鷺宮領下新井村	久喜市鷺宮	大田之庄	だうち村	加須市道地
	鷺宮領中嶋村	久喜市鷺宮	大田之庄	前小溝村	さいたま市岩槻区小溝
大田之庄	河口村	加須市川口	大田之庄	舟越村	加須市船越
大田之庄	屋南村	加須市南篠崎	大田之庄	生出村	加須市生出
大田之庄	鳩山村	加須市南大桑	大田之庄	上新井村	不詳
大田之庄	南篠崎村	加須市南篠崎	大田之庄	上戸崎村	加須市戸崎
大田之庄	北篠崎村	加須市北篠崎	大田之庄	上野村	さいたま市岩槻区上野
大田之庄	南大桑村	加須市南大桑	大田之庄	馬内村	加須市馬内
太田之庄	南大桑村	加須市南大桑	大田之庄	青柳村	久喜市北青柳
太田庄	北大桑新井新田村	加須市新井新田	大田之庄	名倉村	加須市戸崎
	新井新田村	加須市新井新田	大田之庄	岡泉村	白岡市岡泉
大田之庄	南下篠崎村	加須市南篠崎力	大田之庄	羽生領内北明願寺村	加須市平永
大田之庄	花崎村	加須市花崎	大田之庄	百間寺村	宮代町東
大田庄	久下村	加須市久下	大田之庄	百間寺之内中村	宮代町中
大田之庄	神増村	加須市加須	大田之庄	古場村	さいたま市岩槻区古ヶ場
大田之庄	下高柳村	加須市下高柳	大田之庄	野田村	白岡市野田
大田之庄	間口村	加須市間口	大田之庄	下村	加須市戸崎
大田之庄	水深村	加須市水深	大田之庄	幸手内茨嶋村	杉戸町茨嶋
大田之庄	中妻村	久喜市中妻	大田之庄	上崎村	加須市上崎
大田之庄	九品寺村	久喜市久本寺	大田之庄	上早見村	久喜市上早見
大田之庄	三俣村	加須市上三俣・下三俣	大田之庄	後慈恩寺村	さいたま市岩槻区裏慈恩寺
大田之庄	久喜本村	久喜市本町	大田之庄	梅田村	春日部市梅田
大田之庄	久喜新町	久喜市久喜中央	大田之庄	上崎村	加須市上崎
大田之庄	小久喜村	久喜市古久喜	大田之庄	くし作村	加須市串作
大田之庄	上内村	久喜市上内	大田之庄	爪田谷村	白岡市爪田ヶ谷
大田之庄	野口村	久喜市野久喜力	大田之庄	羽生領阿良河村	加須市阿良川
大田之庄	吉羽村	久喜市吉羽	大田之庄	多門寺村	加須市多門寺
大田之庄	和戸村	宮代町和戸	大田之庄	羽生領下岩せ村	羽生市下岩瀬
大田之庄	国納村	宮代町国納	大田之庄	蓮谷村	宮代町本田
大田之庄	らみは村	加須市礼羽	大田之庄	百間領道仏村	宮代町道仏
大田之庄	葛梅村	久喜市葛梅	大田之庄	百間領久米原村	宮代町東桑原
大田之庄	多門寺村	加須市多門寺	大田之庄	百間領西原村	宮代町西桑原
大田之庄	嶋中新井村	久喜市新井	大田之庄	岩付領後小溝村	さいたま市岩槻区小溝
大田之庄	内牧村	春日部市内牧	大田之庄	岩付領徳力村	さいたま市岩槻区徳力
大田之庄	小浜村	加須市北小浜	大田之庄	岩付領梅田村	春日部市梅田
大田之庄	下早見村	久喜市下早見	大田之庄	岩付領鹿遠村	さいたま市岩槻区鹿室
大田之庄	樋遣川村	加須市上樋遣川・下樋遣川	大田之庄	岩付領袋村	春日部市新方袋
大田之庄	栗原村	久喜市栗原	大田之庄	岩付領すへだ村	さいたま市岩槻区末田
大田之庄	ぢをん村	さいたま市岩槻区慈恩寺	大田之庄	岩付領高岩村	白岡市高岩
大田之庄	杓子木村	加須市杓子木	大田之庄	高岩村	白岡市高岩
大田之庄	西大輪村	久喜市西大輪	大田之庄	高岩村	白岡市高岩
大田之庄	青毛村	久喜市青毛			

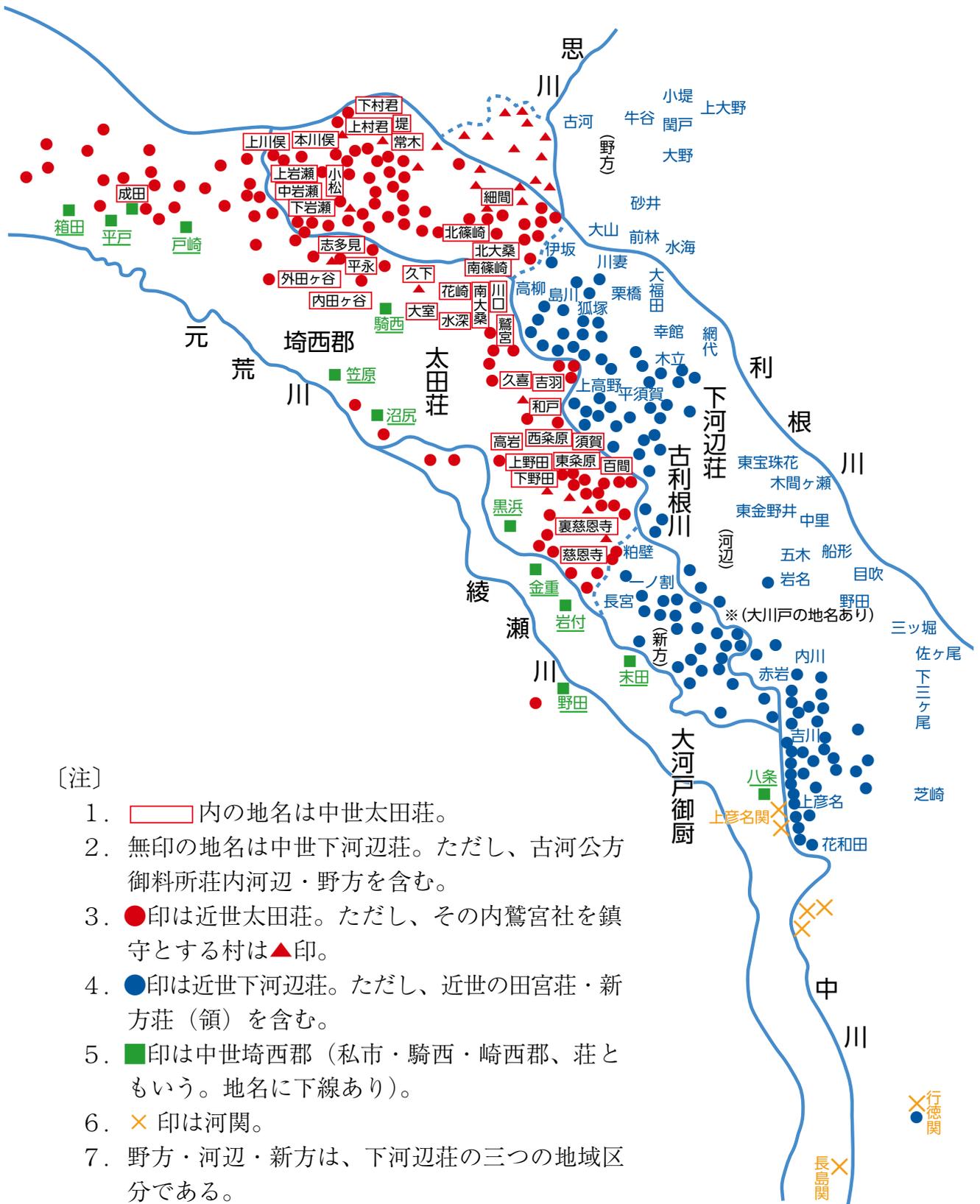
※村名は記載順とし、重複はそのママとした  
※庄名（荘名）、村名は原文の表記の通りとした。

表1・図2は、『第三回特別展 鷺宮神社展 新出史料を中心として』所収の表・図を転載。ただし、現行地名の比定は一部修正した。

【表1】寛文5年における鷺宮神社氏子の所属村



【図2】寛文5年における鷲宮神社氏子の分布



〔注〕

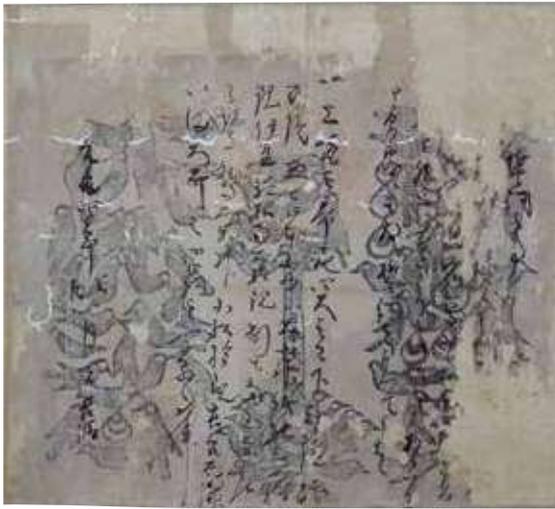
1.  内の地名は中世太田荘。
2. 無印の地名は中世下河辺荘。ただし、古河公方御料所荘内河辺・野方を含む。
3. ●印は近世太田荘。ただし、その内鷲宮社を鎮守とする村は▲印。
4. ●印は近世下河辺荘。ただし、近世の田宮荘・新方荘（領）を含む。
5. ■印は中世埼玉郡（私市・騎西・埼玉郡、荘ともいう。地名に下線あり）。
6. ×印は河関。
7. 野方・河辺・新方は、下河辺荘の三つの地域区分である。

【図3】太田荘・埼玉郡・大河戸御厨・下河辺荘の領域  
 (『町史』上巻264頁所収の図を改変して転載)

ある。現在の利根川・古利根川・古隅田川、旧日川を境とした地域であり【表1・図2】、北は現在の加須市・羽生市から南はさいたま市岩槻区・春日部市に至り、西は久喜市から東は宮代町・白岡市に至る、南北に細長く広大な荘園であったことがわかる。氏がいる村数も八〇村を超えていた。

太田荘は早くに荘園としての実態が失せ、以後、鎌倉幕府の関東御分国の一地域、執権北条氏の得宗領、小山氏の所領、鎌倉府の御料所、古河公方の御料所、岩付太田氏の祈願所、小田原北条氏の領国と、その支配が変遷した。鷲宮神社が開発領主の太田氏の滅亡と運命を共にしなかったのは、同社が太田氏の氏神的な存在を超えて、既に地縁的な鎮守神として太田荘一帯で崇敬されていたからにはかならない。さらにその立地は、関東中央部であるとともに、この一帯が旧利根川水系の結節点に位置する利根川の沃地で、鎌倉街道中道が奥州へ抜けるといいう水陸交通の要衝であったことにも起因している【図3】。

なお、元龜四年（天正元年・一五七三）の吉清起請文の神罰文に「当庄天鎮守鷲大明神」（佐野市郷土博物館収蔵「嶋田家文書」）【写真2】とあることから、太田荘の鎮守としての認識は戦国時代にも続いていたことを裏付けている。



【写真2】吉清起請文  
(嶋田家文書・個人蔵・佐野市郷土博物館寄託)

## 五 中世の鷲宮神社

### (一) 鎌倉幕府の庇護

鎌倉時代、鷲宮神社は鎌倉幕府から厚い庇護を受けていた。幕府にとって鷲宮神社の威光は絶大であったことが鎌倉時代の歴史書である『吾妻鏡』から読み取ることができる。

建久四年（一一九三）十一月十八日には、武蔵国庁より飛脚が鎌倉へ走り、鷲宮神社で血が流れているとの凶事に関する報告が幕府にあり、卜筮（占い）の結果、戦乱が起こる前触れとでたので、幕府は翌日、榛谷重朝を使者に立てて、鹿毛の神馬の奉納、社殿の荘厳を命じている。このほか、承元三年（一二〇九）二月十日には、鷲宮の宝殿が鳴動したという報告が鎌倉にあった。また、建長三年（一二五一）四月十三日には、三嶋社と鷲宮社の神事が重なったことについて異議申し立てがあったことがみられる。なお、宗尊親王の將軍就任に際しては、京都の一八社のほか、幕府と関係の深い鶴岡八幡宮や三嶋大社などとともに、鷲宮神社にも神馬が奉納されており、鷲宮神社が幕府にとって特別な位置づけにあったことがわかる【表2】。

このように、太田荘総鎮守である鷲宮神社は関東の大社として幕府から重要視され、崇敬された。このため、鷲宮神社に伝わる文禄四年（一五九五）の棟札（県指定文化財）には、正応五年（一二九二）九月十三日に鎌倉幕府執権の北条貞時によって社殿の再興が行われたことが記されている【写真3】。また、境内からはこの時期のものと思われる「剣頭文軒平瓦」の破片【写真4】も採集されている。なお、鷲宮神社文書には、治承四年（一一八〇）の源頼朝寄進状の写しが存在し、笠原を鷲宮神社の御厨として寄進する旨が記されているが、内容は検討を要する。

年	西 曆	日 月	内 容 (現代語訳)
建久 4 年	1193	11 月 18 日	武蔵国の飛脚が（鎌倉に）参って申した。「昨夕、当国の太田庄の鷲宮の御宝前で流血がありました。凶の怪異です」。そこで卜筮を行ったところ、兵乱の兆しという。
		11 月 19 日	鹿毛の神馬を鷲宮に奉った。また、社壇を蔽かにするように命じられた。榛谷四郎重朝が御使となったという。
建仁 3 年	1203	10 月 14 日	鶴岡ならびに二所・三島・日光・宇都宮・鷲宮・野木宮以下の諸社に神馬が奉納された。これは世の中が平穏となったお礼であるという。
承元 3 年	1209	2 月 10 日	武蔵国太田荘の鷲宮の宝殿が鳴動した、と（鎌倉に）急ぎ知らせてきた。
建長 3 年	1251	4 月 13 日	相州（北条時頼）が、鷲大明神に奉幣するため、御使者を武蔵国に遣わそうとしたところ、三島社の神事であった。「他社への御奉幣はたいそう憚りがあります。」と、三島社の神主が申した。そこで（祈願の）事情を若宮別当法印（隆弁）に託され、（隆弁は）今日、出発したという。
		4 月 22 日	若宮別当法印（隆弁）が武蔵国鷲宮から（鎌倉に）帰参した。御祈願成就の奇瑞は一つならずあった。去る十九日に社頭で御神楽を行った際、ある素晴らしい詫言があり、たいそう蔽かなもので、特にその奇特があるという。
建長 4 年	1252	4 月 14 日	（前略）（伊勢）大神宮・（石清水）八幡宮以下の大社に神馬を奉納されると定められたという。これは御下向が無事であった上に、将軍の代始としてである。評定が終わって重時・時頼が事書を持参され、（宗尊の）ご覧に入れた後に施行された。御幣・神馬を奉献されるべき所々は、京都の十八社、関東の鶴岡（八幡）宮・伊豆・箱根・三島および武蔵国の鷲宮以下と、諸国の惣社という。（後略）

■ 【表 2】『吾妻鏡』にみえる鷲宮神社関連記事一覧（現代語訳）  
（五味文彦・本郷和人編『現代語訳 吾妻鏡』より該当部分を転載）



【写真3】社殿文禄四年再興棟札  
 (表3 No.1・鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)



【写真4】境内で採集された「剣頭文軒平瓦」破片  
 (久喜市立郷土資料館蔵)

## (二) 南北朝期の小山氏と鷲宮神社

### ① 小山義政の乱と鷲宮神社

南北朝時代、鷲宮神社は下野の小山氏から崇敬を受けた。小山氏は、太田荘を開発した太田氏の末裔で、現在の栃木県小山市を拠点として、鎌倉時代には下野国守護を歴任した。太田荘は、小山氏にとって先祖ゆかりの地にあたる。建武二年(一三三五)、小山常丸(後の朝氏)が新田義貞を破り、その戦功として足利尊氏から太田荘を恩賞として与えられた(『梅松論』)。

朝氏の子である氏政もまた、尊氏と直義兄弟の争いとなった観応の擾乱において尊氏方として戦い活躍した。その子義政は、鎌倉公方足利基氏に反抗し、その所領を没収された宇都宮氏に対して領域紛争を起こしたことから、次の鎌倉公方氏満から追討された。小山義政の乱である。氏満は、関東各地から大軍を集めて義政の拠点である祇園城や鷲城を康暦二年(一三八〇)六月から永徳二年(一三八二)三月までの間に三期にわたって攻撃した。義政は大軍徹底抗戦の末に自害し、小山氏は滅亡、その所領は没収された。

その小山義政は、鷲宮神社に対して応安五年(一三七二)に社殿造営を行った。文祿四年(一五九五)の棟札には次のように記されている【写真3】。

当社七度大破時

中興開山 大工左衛門大夫行宗

小山義政云々

応安五年壬子十一月

一命婦

再興 下野守藤原朝臣義政

藤原氏女

十八日酉時上棟

檜皮葺

### 小工四郎兵衛国守

これは、【写真3】のように上段の正応五年の執権北条貞時の再興に関する記述と、下段の文祿四年の再建時に作成されたこの棟札の記述の間に記されている。内容から応安五年までの間に七度鷲宮神社が大破したことがわかるとともに、その後の再建を小山義政が行ったことを伝えている。

また義政は、永和二年(一三七六)に太刀(国指定重要文化財)を奉納している。その刀身には「武州太田庄鷲山大明神」「永和二年卯月十九日 義政」とあり<sup>なま</sup>茎には「備中国住人吉次」の銘がある【写真5】。

なお、栃木県小山市外城には先の小山義政の乱の戦場となった「鷲城」がある。その名は城内に鷲宮神社が祀られていることに由来しているといふ【写真6】。小山氏にとって太田荘は先祖の地であり、その鎮守である鷲宮神社は特別な存在であったのである。その後、義政は鎌倉府との争いで敗れたため、太田荘は鎌倉府の御料所となっている。

### ② 神主大内氏と鷲宮神社

「大内氏系図」によれば、大内氏は藤原秀郷の子孫で、延久五年(一〇七三)十月、頼定が下野国大内荘の領主となり、大内左馬頭と号したのがはじまりという。これが事実ならば、大内氏は下総結城氏の庶流であったこととなり、南北朝期に交流のあった足利氏・小山氏を介して鷲宮神社神主となったか、あるいは小山氏の滅亡後、この地域に進出してきた結城氏の支援を受けて鷲宮神社に入った可能性がある(『町史』通史上巻四一七頁)。大内氏と鷲宮神社の関係は、系図以外の他の資料から一致するのは戦国時代からであり、室町以前に遡及するというこの指摘は重要である。

この指摘について、後世の資料であるが、明暦三年(一六五七)六月の棟札【写真7】に次のような記述がある。

神主家二條大納言安世卿孫相続スト見エリ、依其氏藤原也、六

代以前ヨリ大内家ニテ継、依源ヲ名乗者也、予於子孫者何ニテ

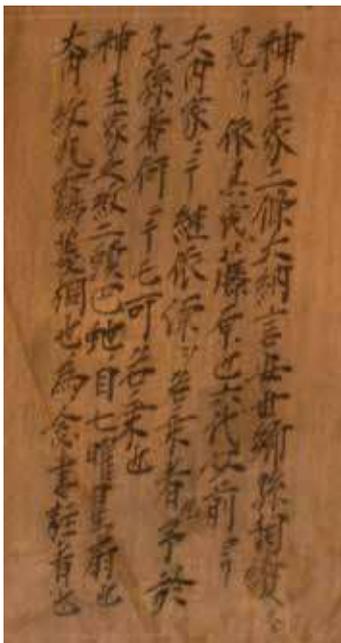
モ可名乗也



【写真6】鷲城跡の鷲宮神社  
(栃木県小山市)



【写真5】太刀  
(鷲宮神社蔵・東京国立博物館寄託)



裏面最下段



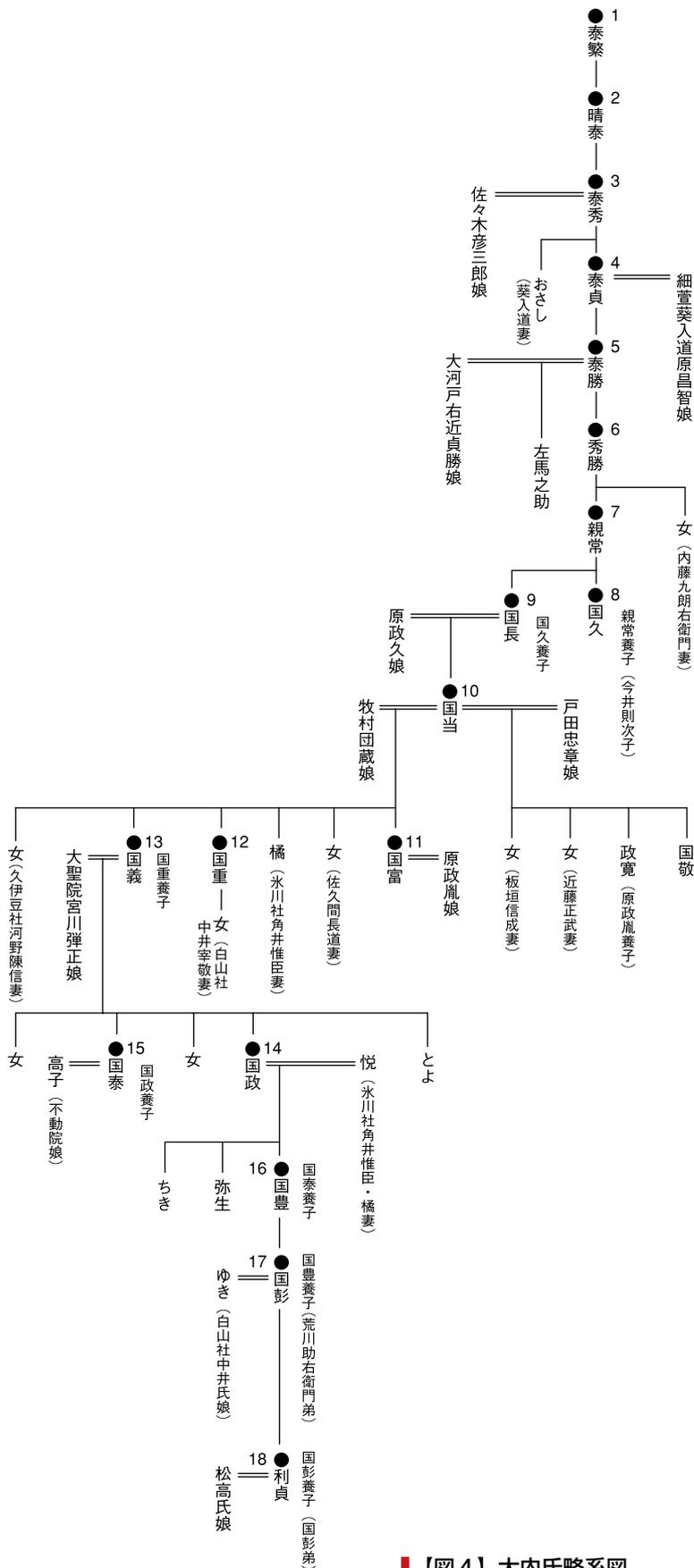
(裏)



(表)

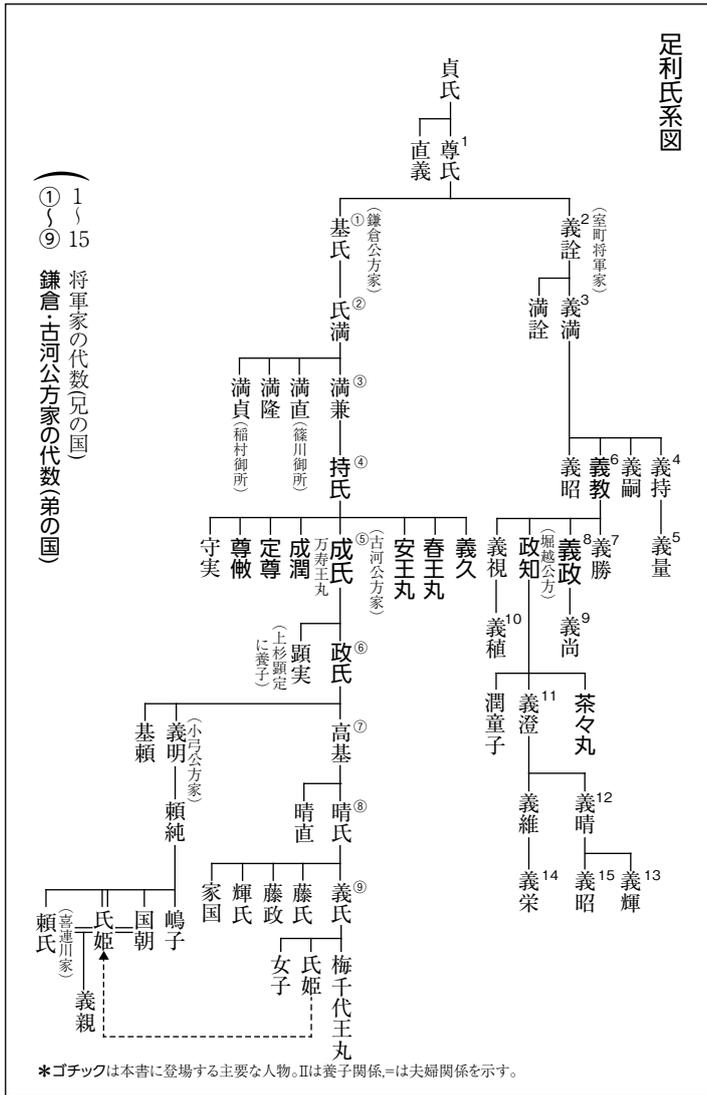
【写真7】幣殿・拝殿・前殿明暦三年再興棟札  
(表3 No.3・鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)

これによれば、鷲宮神社神主家は二條大納言安世卿（桓武天皇皇子）の孫が相続してきたが、（現在の神主大内秀勝の）六代以前より子孫においては藤原とも源とも名乗ることができるようになったと記されている。「大内氏系図」によれば、秀勝の六代以前は親持であり、系図から泰勝が脱落されていることを考慮すれば、六代以前は親保となり、大内氏は残存史料と同じ戦国時代から鷲宮神主となったことになる。



【図4】大内氏略系図

戦国時代の鷲宮神社の神主は、大和守（民部少輔）「永正」天文、大和守（民部太輔）「天文」天正、甲斐守（新次郎、弾正少弼）「天正六年以降」の三名が確認され、それぞれ順に泰繁、晴泰、泰秀に比定される【図4】。ところで、「薊菅氏系図」によれば、鷲宮神主は細菅（細谷）氏であったが、泰秀の時に細谷氏から大内氏に姓を改めたという（『町史』史料一近世二七頁）。同系図には、鷲宮神主として、細菅葵之助藤原光朝・細谷



【図5】足利氏系図  
(峰岸純夫『享徳の乱 中世東国の「三十年戦争」』所収の図を転載)

刑部少輔・細萱民部昭介光仲・細萱半左衛門泰秀が確認される。泰秀が「大内氏系図」の泰秀と一致することから、光仲・晴泰とみるむきもあるが、両者を同一人物とするにはなお検討の余地がある。いずれにせよ、大内氏が鷲宮神主となるのは戦国時代以降という点は間違いないだろう。

(三) 関東公方と鷲宮神社 — 享徳の乱と鷲宮神社 —

足利尊氏によって室町幕府が開かれると、東国支配のため鎌倉府がおかれた。鎌倉府の頂点である鎌倉公方(関東公方)には、二代將軍足利義詮の弟である足利基氏が就き、以後その系統が代々の公方職に就いた【図5】。

四代公方持氏の頃になると、基氏は京都の室町幕府と対立するようになり、基氏は幕府によって誅殺され鎌倉公方は一時中断する(永享の乱一四三九年)。この頃の鷲宮神社の資料として、文安二年(一四四五)九月四日に御正体が河(川)口郷藤内五郎によって鷲宮神社に奉納されているのが確認される【写真8】。

やがて、文安四年(一四四七)になると成氏が五代鎌倉公方に就任し、鎌倉公方は復活するが、再び室町幕府や関東管領上杉氏と抗争し、ついに鎌倉から出奔して古河に逃れ、ここで関東の支配を展開したため「古河公方」と呼ばれた。いわゆる関東の戦国時代の始まりとなる「享徳の乱」の



【写真8】文安二年の御正体  
(鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)

始まりである。

鷺宮神社は古河公方の勢力下にあり、享徳五年（康正二年・一四五六）

には、関東管領への必勝祈願となる願文を神前に捧げている【写真9】。

その後も、政氏、高基、晴氏、義氏と歴代の古河公方から祈祷を依頼された。特に、四代晴氏の代になると、その書札札が北関東の戦国大名クラスと同等までに引き上げられた。また、鷺宮神社に対しては、利根川の鷺宮関と町役の権利が与えられており、神社の重要な収入源となっていた【写真10】。当時、鷺宮神社が利根川に面し、通行する船から関銭を徴収していたことや、神社を中心とした門前町が形成されて町役を担っていたことが知られる。なお、鷺宮の対岸にあたる西大輪の曹洞宗迦葉院は霞ヶ関という関所跡と伝えられ、中世には河関が設置されていたという【写真11】。また晴氏は、鷺宮神社に天下安全・武運長久の祈願のため、武州太田荘篠崎郷（加須市北・南篠崎）を寄進している。

その後、天文二十一年（一五五二）、晴氏と北条氏康の娘芳春院との間に生まれた梅千代王丸（後の義氏）が五代古河公方に就任すると、義氏は元服前であったが、鷺宮神主大内晴泰に対して、朱印状を発給し、その領地の安堵を行う【写真12】。時に十一歳であった。

この義氏への家督相続は、義氏の母芳春院が北条氏康の娘であったことから、北条氏の政略が強く出た結果により実施を余儀なくされたものであり、これを不満として晴氏と長子である藤氏（母は関宿城主築田氏の娘で義氏とは異母兄弟）は古河で挙兵し、北条氏に対抗する。しかし、栗橋城主野田氏の通牒もあり、北条氏によって鎮圧された。以後、北条氏により古河公方の統帥権は看破され、配下となる社寺である鷺宮神社に対する支配も強化された。

#### （四）岩付太田氏と鷺宮神社

そのほか、鷺宮神社と関係があったのは岩付城の太田氏である。岩付太

田氏は扇谷上杉氏の重臣であった太田道真・道灌父子の一族で、道灌の子資家の代からその子資頼さらにその長子全鑑（資時）と岩付城主が続いた。天文十五年（一五四六）の古河公方と山内・扇谷両上杉氏による河越城奪還戦となった河越合戦の際には、兄全鑑が北条方だったのに対して弟資正は上杉方として戦ったが敗れた。その後、兄全鑑に代わって岩付城主となった資正は、一時北条氏に属し他国衆に位置づけられていた。また、その二男である梶原政景は公方足利義氏の奉公衆として義氏に近侍していた【図6】。

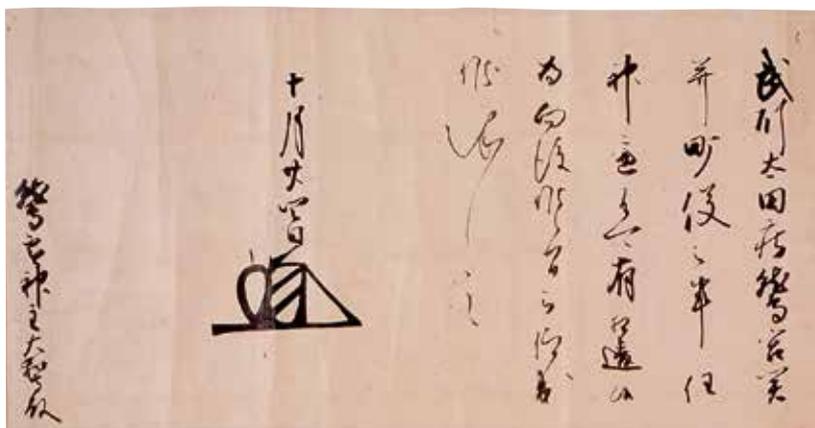
【写真13】の七月十一日付け太田資正書状写（「豊前氏古文書抄」）は、資正が鷺宮神主大内氏に宛てたもので、弘治二年（一五五六）のものに比定される。内容は、資正が出陣にあたって鷺宮神社の大内晴泰に武運長久の札到着の御礼と、晴泰の古河勤番について、当時葛西城（東京都葛飾区）にいた義氏に報告し、謝辞があったこと等が伝えられている。なお、本文書は本来、鷺宮神社文書として神社にあるべきものだが、豊前氏に伝えられている。これは天正十八年（一五九〇）の小田原合戦後に鷺宮に寄寓していた豊前氏の手に移って渡ったものと考えられる。

なお、資正はこの後、永祿三年（一五六〇）に、関東管領上杉憲政の意を受けた越後の長尾景虎（後の上杉謙信）が小田原北条氏討伐のために関東へ襲来すると、すぐさまこれに呼応して反北条氏の先鋒として小田原城に攻め寄せている。

資正は、その後も一貫して反北条氏の立場を貫き、景虎が越山するたびに関東の反北条勢力をまとめて、北条氏と各地で戦ったが、永祿七年（一五六四）七月、里見氏と北条氏の第二次国府台合戦に里見側で参陣し敗戦した。その後、長子氏資のクーデターにより入城を拒否され岩付城より追放されてしまう。資正が北条氏に属していた時期に、その盟約の証として氏康の娘長林院が氏資に嫁いでいたことから、既に城内には北条配下の家臣が存在していたので、起こるべくして起きた内紛であったといえる。



【写真9】足利成氏願文  
 (鷺宮神社文書・鷺宮神社  
 蔵・久喜市立郷土資料館  
 寄託)



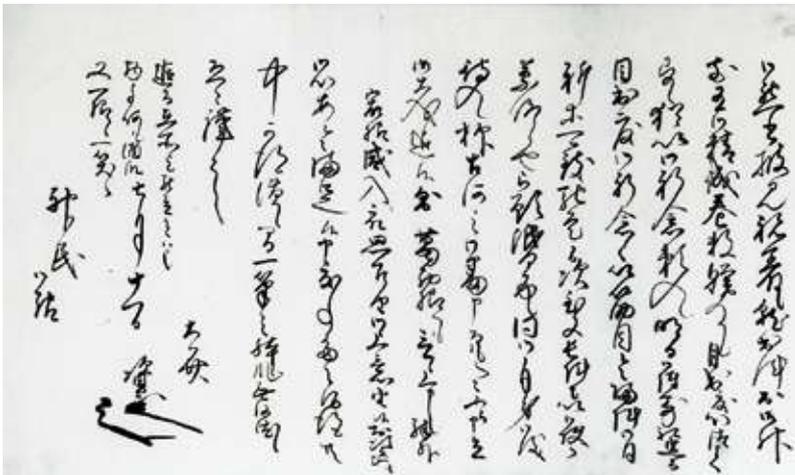
【写真10】足利晴氏安堵状  
 (大内家文書・個人蔵・埼  
 玉県立歴史と民俗の博物  
 館寄託)



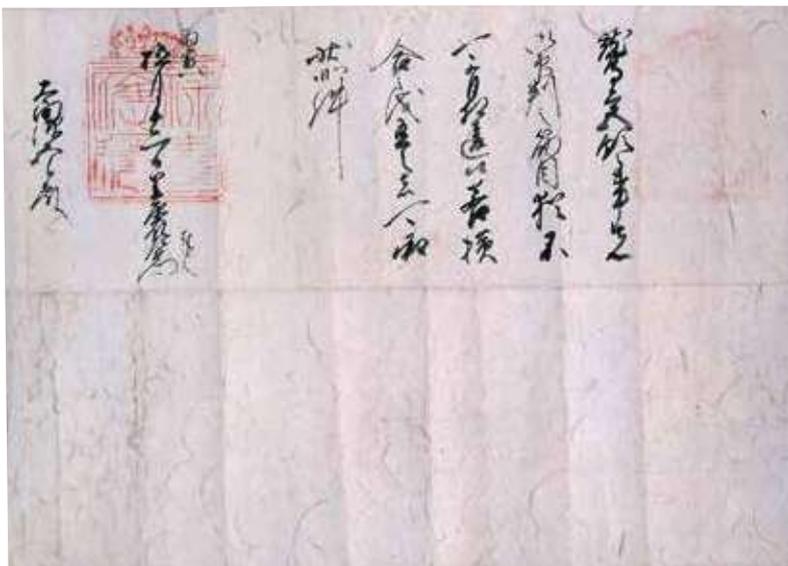
【写真11】鷺宮神社と河関  
 (航空写真昭和41年撮影・  
 埼玉県立文書館蔵〔地図  
 センターA-8-23〕)



【写真12】足利梅千代丸（義氏）朱印状（鷲宮神社文書・鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託）



【写真13】太田資正書状写（「豊前氏古文書抄」・静嘉堂文庫蔵）



【写真14】北条氏朱印状（鷲宮神社文書・鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託）

岩付城を追放された資正は、その後、娘の嫁先である忍城の成田氏を頼って再帰を図るが失敗し、常陸佐竹氏の客将として片野城（茨城県石岡市）の城主となり生涯を終えることになる。

岩付城から父資正を追放した氏資は、父に代わって引き続き岩付城とその領地となる岩付領の支配を開始する。【写真14】の永禄九年（一五六六）

極月十二日付け太田源五郎宛て北条氏朱印状は、鷲宮神社の社領である「鷲宮領」については、以前の印判の筋目と変わらないことを伝えたものである。「鷲宮神社領」には後述するように、和戸や久米原など「岩付領」中にも存在する場所があることから、この点を確認する意味で出されたものである。「源五郎」は氏資のことで、岩付太田氏代々の幼名であることから、氏資を名乗る以前のものか。なお、永禄七年段階では、氏資は出家名「道也」を名乗っている。

その氏資も翌永禄十年（一五六七）に里見氏と北条氏の戦いである上総三船山（千葉県君津市）合戦で殿をつとめた結果戦死すると、以後岩付城と岩付領は、小田原北条氏の直轄支配となった。

#### （五）小田原北条氏の鷲宮神社支配

天正二年（一五七四）九月、北条氏政より鷲宮神主大内晴泰に対し、改めて社領の安堵が行われたが、この頃には古河公方から北条氏に社領支配の実権が完全に移行していたことが知られる【写真15】。その後、小田原本城の直轄領となった岩付城には元亀三年（一五七二）頃より玉繩北条氏一族である北条氏繁が入り、城代としての支配を開始する。この頃に出されたと思われる極月二十三日付け北条氏朱印状【写真16】は、城代の左衛門大夫（北条氏繁）が鷲宮神社における弓・鉄砲による狩猟を禁じており、違反した者は厳罰に処す旨を大内晴泰に厳命している。既に、鷲宮神社はその管理面でも古河公方ではなく北条氏から直接支配を受ける立場にあったといえる。

一方、義氏からは年頭の挨拶をはじめ、儀礼的な関係文書が多く出されているほか、毎年正月の古河城における年頭あいさつには、鷲宮神主も登城していたことが知られる【写真17】。その義氏も天正十年（一五八二）に死去すると、嗣子は氏姫だけのため、ここに鎌倉公方五代・古河公方五代続いた公方家は断絶した。

古河公方家の断絶とともに、鷲宮神社神主の大内氏は、軍事面でも北条氏の支配下におかれるところとなる。天正十二年（一五八四）頃に推定される三月五日付け北条氏朱印状は、神社内の樹木伐採を禁じているが、宛所は大内晴泰と鷲宮在城衆となっている【写真18】。このことから、鷲宮神社周辺には城が構築されていたことが窺えるが、場所は神社の西にあたる台地上に位置する鷲宮城（栗原城）であろう。

鷲宮神社の境内に隣接する鷲宮城（栗原城）は、北条氏の北関東攻略最前線に位置づけられ、神主大内氏はその城主としての役割も担っていた。鷲宮神社もその勢力下におかれ、宗教的な役割だけでなく、軍事的な役割も担うようになる。翌天正十三年（一五八五）八月二十日には、鷲宮に集められた小荷駄を陣中に運ぶことが命じられている【写真20】ことから、鷲宮神主の社領に築かれた鷲宮城（栗原城）は、北関東への軍事的兵站基地として機能したほか、神主自らも軍役を負荷されていた。よって、既にこの段階に至っては、鷲宮神社は神主の大内氏以下「鷲宮在城衆」という鷲宮神社領を支配する「国衆」に位置づけられ、その中心となったのが鷲宮城（栗原城）といってもよいだろう【写真19】。

なお、豊臣秀吉との戦いが迫る天正十七年（一五八九）八月七日には、岩付城主の北条氏房が一日に兵糧を三駄ずつ岩付から鷲宮まで通すよう、岩付太田氏時代からの旧臣宮城泰業を通じて鷲宮神主大内晴泰に対して命じている【写真21】。北条氏房は、氏資の死去後、岩付城主として太田家を継ぐ形で入城する予定だった兄太田源五郎が早世したため、天正十三年頃から、兄に代わって氏資と長林院との娘小少将を迎える形で岩付城主と



【写真16】北条氏朱印状  
(鷲宮神社文書・鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)



【写真15】北条氏政書状写  
(「武州文書」・国立公文書館蔵)



【写真18】北条氏朱印状  
(鷲宮神社文書・鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)



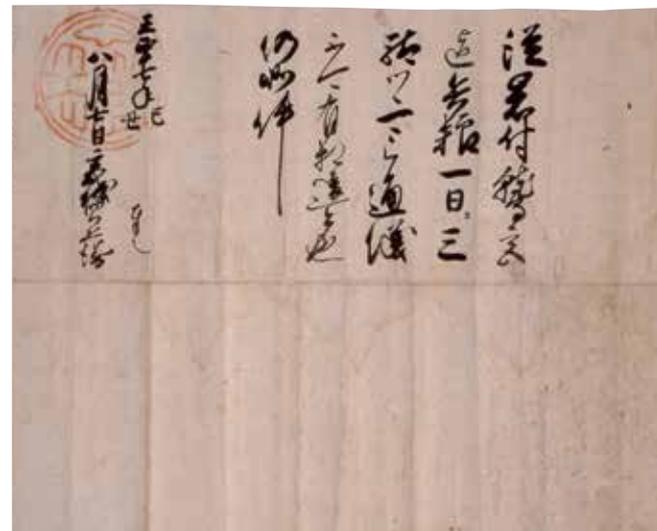
【写真17】御年頭申上衆書立写 (鷲宮神社該当部分)  
(喜連川文書案・さくら市ミュージアム-荒井寛方記念館-蔵)  
右から天正6年正月11日、天正8年正月13日、天正9年正月11日、天正10年正月13日



【写真19】鷲宮神社と粟原城跡  
(昭和60年撮影・埼玉県立文書館蔵〔地図センターA-18-57〕)



【写真20】北条氏朱印状  
(鷲宮神社文書・鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)



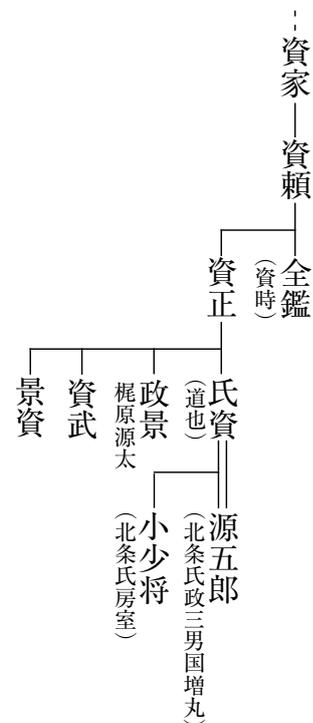
【写真21】北条氏房朱印状  
(鷲宮神社文書・鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)



【写真22】北条氏朱印状  
(鷲宮神社文書・鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)

なった。なお、氏房は太田姓を名乗っていないことから、この頃になると岩付太田氏による領内支配の影響は薄れ、北条氏房による独自の岩付領支配が展開されるようになっていた。それまでの、小田原本城からの指示ではなく、支城主氏房による鷲宮神社への直接支配が行われたとみるべきだろう。

天正十八年（一五九〇）六月五日、北条家は鷲宮神社神主大内泰秀に朱印状を発給し、その神領を改めて安堵した【写真22】。この段階で、鷲宮神領は一五九貫七〇〇文で、その場所は川口・篠崎・花崎・久下・大桑・大室・辻（以上、加須市）、久米原・和戸（以上、宮代町）の地域であったことがわかる。この六月五日時点では、既に岩付城は豊臣軍による総攻撃の末に開城（五月二十二日）していることから、北条氏が鷲宮神社の求めに応じて、神領の書き上げを行ったものと考えられる。



【図6】岩付太田氏略系図

## 《コラム》 鷺宮神社の古文書

昭和三十八年（一九六三）九月十六日、鷺宮神社文書の中世文書二二点が県の文化財保護審議会によって調査され、県指定文化財に指定された。現在、この県指定「鷺宮神社文書」のほかに鷺宮神社関係の中世文書は原本・写本合わせて六三点が確認される。それらは、以下の一〇の文書群にわたっている（所蔵者名は調査時）。

（原本）①鷺宮神社所蔵（久喜市立郷土資料館寄託）題箋「武蔵国鷺宮神社文書」一巻二二通

②鷺宮神社所蔵「題箋無題」文書四通

③旧神主井上義氏寄贈鷺宮神社文書二通

④大内良一氏所蔵（埼玉県立歴史と民俗の博物館寄託）題箋「武蔵国大内氏文書」一三通

⑤平塚美千代氏所蔵題箋「武蔵国大内氏文書」一二通

⑥若命寿男氏所蔵文書二通

⑦丸山千里氏所蔵文書一通

鷺宮神社文書は、明治十八年（一八八五）八月に修史館（後の東大史料編纂所）による「関東六県古文書採訪」で調査された文書群で、その後②は調査後に後日発見されて追加された文書群。よって、この当時、鷺宮神社には計二六通の文書が存在していたことがわかる。③は、市場に流出した鷺宮神社文書を昭和五十五年（一九八〇）に、ひたちなか市の檜原神宮宮司井上氏が鷺宮神社に寄贈した文書群である。以上二八点が、鷺宮神社が所蔵する古文書で、うち本県関係の二三通（このほか文禄四年棟札一点と三点が付いたり指定）が県指定に指定されている。④は、明治初年まで神主を勤めていた大内由伎雄氏の末裔である良一氏所蔵の文書群一三通である。⑤は大内良一氏の娘である平塚美千代氏所蔵の文書群で、④と本来

一緒に大内氏が所蔵していた二巻のうちの一巻本一二通である。よって、大内氏所蔵の鷺宮神社文書は二五通あったことが知られる。このように、鷺宮神社文書は現存する原本として計五一通が確認されている。なお、⑥の二通は、⑨「武州文書」所収の原本で、何らかの理由により流出したもので、その後若命家の所蔵となったものである。⑦の一通は、明治以降、栃木県足利市に移転した大内由伎雄氏と交流があり、後に下野国一社八幡宮社司となる丸山舜栄氏が所蔵していたもので、大内氏からその一部が譲渡されたと思われる鷺宮神社関係文書中の一通である。【写真】年未詳八月十四日「足利成氏書状」

なお、以下の四文書群は、現在原本が未確認だが、写本として確認されている文書群である。

（写本）⑧静嘉堂文庫所蔵「豊前氏古文書抄」二通

⑨国立公文書館所蔵「武州文書」二通

⑩彰考館徳川博物館所蔵「結城寺文書」一通

⑪西角井家文書所収「鷺宮神社之書付之写」三通

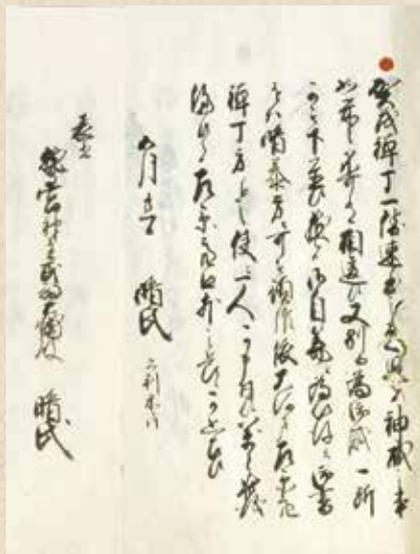
⑫丸山千里家文書所収「古今文通留」一通

なお、⑫は⑦丸山千里氏所蔵文書に所収されており、鷺宮神社の大宮司大内国政が、神社に伝わる鎌倉〜江戸期の古文書から重要と思われるものを筆写し、若干の朱註を加えた『古今文通留』六〇通のうちの一通である【写真】『古今文通留』（なお詳細は、参考文献『第三回特別展鷺宮神社展―新出史料を中心として』参照）。

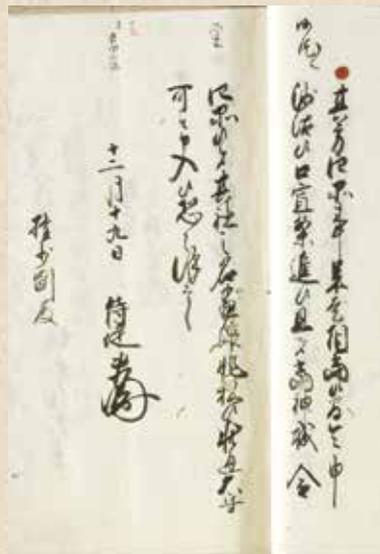
今後、未確認の鷺宮神社文書が新たに発見される可能性があり、そのための調査や情報収集は継続して行う必要がある。新たな文書の発見がこれまで知られなかった神社の新たな歴史事実に繋がっていくのである。



■ 丸山千里家文書 年未詳八月十四日「足利成氏書状」



年未詳五月二十一日  
「足利晴氏書状写」



年未詳十二月十九日  
「吉田兼右書状写」



「表紙」

■ 丸山千里家文書 『古今文通留』

## 六 近世の鷲宮神社

### (一) 江戸幕府と鷲宮神社

天正十九年（一五九一）、関東に入部した徳川家康は関東の有力寺社に領地の寄進を行うが、その中で鷲宮神社は四〇〇石の領地を寄進された。

これは、武蔵国内では六所宮（現在の太國魂神社・府中市）の五〇〇石に次ぐ石高である。これは家康自身が、鎌倉幕府や征夷大將軍源頼朝を強く意識していたことに拠るのかもしれない。この時の社領の範囲が鷲宮村となり、以後江戸時代を通じて鷲宮神社の支配を受けた。検地は寛文二年（一六六二）に実施され、元禄四年（一六九一）の反別は合計一九〇町三反七畝七歩であった。

その後、鷲宮神社には、歴代將軍の領知安堵状が代替わりごとに発給されている。

### (二) 棟札が語る鷲宮神社の造営

#### ① 中世から近世への転換期の造営

文禄四年（一五九五）八月八日、鷲宮神主大内泰秀は大破した鷲宮神社の再興を行っている。この時の棟札表面には、前述したように上段に北条貞時による再興、中段に小山義政による再興、下段に今度の再興の内容詳細が記され、裏面には鷲宮神社領範囲とこれまでの変遷と工事にかかる資金繰りに関する経過が記されている【写真3】。

まずは、表面の工事の内容を見ていくことにしたい。この棟札を納める上棟式は文禄四年八月八日の申刻（午後三〜五時）に行われた。左上部には鷲宮神社再興の慣例について、武蔵国惣社なので本来なら修復は国主が、小修理は木屋聖が行うことになっているが、近年はそうした慣例が守られなくなっているため、神主（泰秀）自らこれを実施することが書かれ

ている。

棟札を見ると、この再興に関与した支援者は、天正十年（一五八二）に家督を相続した大内泰秀（時に四四歳）とその妻（相州杉田住佐々木間宮彦三郎娘）、供僧頭の大乗院秀全、供僧であり木屋を兼務している満善寺光照、久下郷（加須市久下）の領主と思われる野本対馬守吉久らであった。

さらに、職人として「勢州山田住 大工新屋次郎助藤原定吉 石松平次郎宗清」とあることから、伊勢神宮の宮大工と思われる人物二人を大工の棟梁として召喚しているほか、その配下となる小工の「勢州衆」には甚七郎以下八名が名を連ねている。また、石松宗清の隣には「鷲宮 大工賀藤飛驒守藤原泰広」の名がみえることから、外部二人と現地一人の三人の棟梁による工事であったことがわかる。また、賀藤の隣には「三州住大鋸源三郎」とあることから、木挽きの専門職人である「大鋸引」を三河国（愛知県）からわざわざ召喚していたことになる。この造営工事は高度な職人たちの技によってなされたとみるべきであろう。

次に裏面の表記についてみてみよう。棟札の上段前半には「御神領之事」として、鷲宮神領が当初は武州太田荘六十六郷すべてに及んでいたが、いずれも半分や三分の一だったこと、永禄三年（一五六〇）の上杉謙信関東出張の際に、騎西郡のうち、本大室・辻村が（謙信によって）押領されたことが記されている。この押領の主体者は謙信というよりも、関東における謙信の属城であった羽生城の城主木戸・広田氏を指すものと思われる。その後半には、天正十八年（一五九〇）の秀吉による小田原攻めと氏政・氏照の切腹、家康の関東入部と鷲宮神社に四〇〇石が付された旨が記されている。

中段には、今回の工事費用に使用された資材が記されている。これによれば費用は永楽錢一〇〇〇余貫、資材は屋根材に使用されたと思われる熊野鷹羽木、クレ木（丸太を四つ割りにして心材を抜いたもの）、檜大板・杉大板・薄板ほか、これらを打ち付けるための大釘・小釘・竹釘であった。

また、下段には、この工事費用を集めるために、戦乱のさなか、氏子たちのいる隣国他郡の氏子たちに徴収せずに貸しておいた造営金の返済を求めたが、世が変ったことで弁済されず、しかも、神領の村々や門前の「奴原」の住人からも一銭も集まらなかったことを憤っている。さらに、久喜甘棠院から借金の返済がなかったことを非難している点は注目される。この一連の記述は中世から近世へと時代が移るとともに、時の権威者も移り変わっていくことを裏付けていよう。

## ②近世の造営

鷲宮神社には、本殿・幣殿だけでなく神楽殿や神崎社などの境内社も含めて現在六五本の棟札が存在している【表3】。それらの棟札には「再興」・「修復」などの文言が見られるが、最も多いのが「再興」である。「再興」の内容は、全面的な解体修復工事というよりは、屋根修理などの「修復」と同様であると考えられる。新たに立て直す場合には「再建」で、文政四年（一八二二）十月に竣工した神楽殿の棟札には竣工・上棟の神事を行ったとの記載がある【写真23】。なお、修復で最も多いのは屋根修理で、そのほとんどが檜皮葺である。現在のような銅板葺となるのは近代以降であるため、葺き替え工事も棟札の記載からほぼ二〇年前後間隔で修復が行われていたことがわかる。

造営の主体者は、前述したように中世までは幕府や地域の権力者が行っていたが、近世以降は神主が主体となり、氏子村落から寄進を募って実施



【写真23】  
神楽殿文政四年再建棟札  
(表3 No.47・鷲宮神社蔵・  
久喜市立郷土資料館寄託)

するのが常であった。しかし、神社側には権力者が行うべきとの意識が残っており、明暦三年（一六五七）の造営の際には、幕府による造営を願い出たが、明暦の江戸大火により不可能となった旨が記されている【写真7】。鷲宮神社と幕府は次項で述べるように、お目見え待遇を受ける関係にあったことから、自ずと公儀による造営が当然との見解が神社側にはあったようである。この時の神主大内秀勝は、以後の修理も公儀によって行われるべきと子孫へ伝言している。

神社側で行われた造営工事は、公費ではなくその費用の多くは神社と関係する近隣の村々や江戸の講中から賄われていた。先の明暦三年の造営時には、個人のほか、南大桑村以下一〇村の名主と百姓から計金子一〇両二分、代物六貫九〇五文、米一〇俵、金箔・漆などの材料が寄進されている。また、享保十一年（一七二六）の造営【写真24】では、寄進村名の棟札が別に作成されているが【写真25】、その範囲は鷲宮神社の祭祀圏である「太田荘六十六郷」をこえて広範囲にわたっている【表4】。また、先の文政四年の神楽殿再建の際には、八甫村の渡辺七左衛門と下新井村の青木勘左衛門らが中心となって神楽講中の助成を受けて修理料を集めたことが記されている。

次に実際の作業にあたった職人であるが、文禄四年の造営時にも記されていた伊勢や紀伊など他国の職人は、これ以降の造営でも確認される。しかし多くは古河や江戸からの大工棟梁で、その他の居住地の記載がない職人は地元職人であった。

このように、鷲宮神社の造営は地域の人々によって支えられていたことが棟札からうかがえる。なお、鷲宮神社の造営に関する大工と建物については次の表を参照されたい【表5】。

No.	名称	西暦	No.	名称	西暦
1	社殿文禄四年再興棟札	1595	39	本社・神崎社屋根鱗葺寛政元年葺替棟札	1789
2	社殿正保三年再興棟札	1646	40	稻荷大明神天明五年雨屋再興棟札	1785
3	幣殿・拝殿・前殿明暦三年再興棟札	1657	41	栗原郷在神・稻荷大明神雨屋 寛政六年新再興棟札	1794
4	社殿貞享三年修葺棟札	1686	42	本社・廊下・神崎社鱗屋文化四年修葺棟札	1807
5	軍・妃川両宮相殿元禄九年再興棟札	1696	43	拝殿・幣殿屋根鱗葺文化四年修葺棟札	1807
6	軍神社元禄十六年再興棟札	1703	44	簸川太明神文化四年棟札	1807
7	胸肩太明神元禄十六年再興棟札	1703	45	栗原郷稻荷大明神宮殿文化八年再興棟札	1811
8	本社・別殿宝暦四年修造棟札	1707	46	本社・幣殿・神崎社鱗屋文政四年修復棟札	1821
9	神崎大明神宝暦四年再興棟札	1707	47	神楽殿文政四年再建棟札	1821
10	鷺宮大明神屋根享保十一年再興修葺棟札	1726	48	神輿文政七年再興棟札	1824
11	鷺宮大明神屋根享保十一年再興修葺棟札	1726	49	神水石井筒文政十二年再興棟札	1829
12	鷺宮太明神鳥居享保十二年再興棟札	1727		金燈籠文政十二年新造棟札	1829
13	軻遇突智神社元文元年再興棟札	1736	50	天保六年棟札	1835
14	御室太明神元文元年再興棟札	1736	51	本社・廊下・幣殿・拝殿・神崎社鱗屋根 天保七年修葺棟札	1836
15	山王神社元文元年再興棟札	1736	52	神戸帳天保七年奉納棟札	1836
16	稻荷太明神元文元年再興棟札	1736	53	鷺宮大明神弘化二年遷座棟札	1845
17	武内神社元文元年再興棟札	1736	54	稻荷大明神嘉永三年再興棟札	1850
18	御室太明神元文元年再興棟札	1736	55	鷺宮神社明治七年遷宮棟札	1874
19	胸肩神社元文元年再興棟札	1736	56	姫宮神社昭和五年修宮棟札	1930
20	鷺宮太明神宮殿屋根延享元年再興修葺棟札	1744		大鳥居昭和六年修繕棟札	1931
21	神崎大明神延享□年屋根葺替棟札	1744-48	57	鷺宮神社本殿昭和六年修宮棟札	1931
22	鷺宮大明神鳥居宝暦二年再興棟札	1752		鷺宮神社拝殿昭和七年修宮棟札	1932
23	軻遇突智神社宝暦四年再興棟札	1754	58	鷺宮神社社殿修復記念制札場 昭和七年建設棟札	1932
24	浅間神社宝暦四年再興棟札	1754		神崎神社昭和七年修宮棟札	1932
25	山王神社宝暦四年再興棟札	1754	59	大社号標昭和八年建設棟札	1933
26	粟太明神宝暦四年再興棟札	1754		明治天皇聖蹟碑参基昭和八年建設棟札	1933
27	猿田彦命・天鈿女命宝暦四年再興棟札	1754	60	昭和四七年境内社修理・御札所新築・手洗所 新築棟札	1972
28	稻荷太明神宝暦四年再興棟札	1754	61	明神大鳥居昭和四十八年修宮棟札	1973
29	武内神社宝暦四年再興棟札	1754	62	拝殿・幣殿・廊下屋根鱗葺 天明五年再興棟札	1785
30	軍神社宝暦四年再興棟札	1754	63	神崎神社屋根明治三十二年修造棟札	1899
31	胸肩太明神宝暦四年再興棟札	1754	64	神崎神社屋根明治三十二年修造棟札	1899
32	新翠簾・瑞垣宝暦六年再興棟札	1756	65	本殿修宮棟札	
33	鷺宮大明神本社屋根鱗葺宝暦九年再興棟札	1759			
34	神崎社鱗屋根宝暦十二年修理棟札	1764			
35	幣殿・拝殿屋根鱗明和元年再興棟札	1764			
36	鷺宮太明神瑞籬明和七年再興棟札	1770			
37	簸川太明神安永二年再興棟札	1773			
38	鷺宮太明神本社屋根鱗葺 安永二年新再興棟札	1773			

※Noは『鷺宮神社所蔵資料総合調査報告書』掲載の棟札Noに対応

【表3】鷺宮神社の棟札一覧



(裏)



(表)

■ 【写真24】 齋宮大明神屋根享保十一年再興修覆棟札 (表3 No.10)  
 (齋宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)



(裏)



(表)

■【写真25】鷲宮大明神屋根享保十一年再興修葺棟札（表3 No.11）  
（鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託）

領名	村名	現行地名
	鷲宮町	久喜市鷲宮
	鷲宮村	久喜市鷲宮
	下新井郷	久喜市鷲宮
	中嶋郷	久喜市鷲宮
	栗原郷	久喜市鷲宮
羽生領	三ツ俣村	加須市上三俣・下三俣
羽生領	川口村	加須市川口
羽生領	小浜村	加須市北小浜
羽生領	北篠崎村	加須市北篠崎
羽生領	久下村	加須市久下
羽生領	多門寺村	加須市多門寺
羽生領	嘉(加)増町	加須市中央
羽生領	花崎村	加須市花崎
羽生領	下野(之)村	加須市平永
羽生領	北明願寺村	加須市平永
羽生領	南大桑村	加須市南大桑
羽生領	南篠崎村上	加須市南篠崎
羽生領	南篠崎村下	加須市南篠崎
羽生領	馬内村	加須市馬内
羽生領	礼羽村	加須市礼羽
羽生領	阿佐間村	加須市阿佐間
羽生領	新井新田	加須市新井新田
羽生領	北大桑村	加須市北大桑
羽生領	生出村	加須市生出
羽生領	間口村	加須市間口
羽生領	戸崎村	加須市戸崎
埼玉領	小浜村	加須市北小浜
埼玉領	大室村	加須市大室
埼玉領	辻村	加須市北辻
埼玉領	常泉村	加須市常泉
埼玉領	船越村	加須市船越
埼玉領	水深村	加須市水深
埼玉領	油ヶ嶋(油井ヶ島)村	加須市油井ヶ島
埼玉領	芋垣(莖)村	加須市芋垣
埼玉領	青柳村	久喜市北青柳
埼玉領	上清久村	久喜市上清久
埼玉領	下清久村	久喜市下清久
埼玉領	上早見村	久喜市上早見
埼玉領	下早見村	久喜市下早見
埼玉領	所久喜村	久喜市所久喜
埼玉領	原村	久喜市原
埼玉領	六万部村	久喜市六万部
埼玉領	川原井村	久喜市菖蒲町河原井
埼玉領	上内村	久喜市上内
埼玉領	葛梅村	久喜市葛梅
埼玉領	中妻村	久喜市中妻
埼玉領	野牛村	白岡市野牛
埼玉領	久本寺村	久喜市久本寺
埼玉領	名倉村	加須市戸崎
久喜領	久喜本町	久喜市本町
久喜領	古久喜村	久喜市古久喜
久喜領	野久喜村	久喜市野久喜
久喜領	小久喜村	白岡市小久喜
百間領	西村	久喜市西
百間領	久米原村	宮代町東桑原
百間領	源太宿村	宮代町宿
百間領	西原村	宮代町西桑原
百間領	道仏之内若宮村	宮代町道仏
岩付領	太田袋村	久喜市太田袋
岩付領	太田新井村	白岡市太田新井
岩付領	岡泉村	白岡市岡泉
岩付領	美ヶ谷村	白岡市美ヶ谷
岩付領	高岩村	白岡市高岩
岩付領	瓜田谷村	白岡市瓜田ヶ谷
岩付領	江ヶ崎村	蓮田市江ヶ崎
岩付領	鹿室村	さいたま市岩槻区鹿室
岩付領	相野原村	さいたま市岩槻区相野原
岩付領	上野村	さいたま市岩槻区上野
岩付領	裏慈恩寺	さいたま市岩槻区裏慈恩寺
岩付領	大口村	さいたま市岩槻区大口
岩付領	大戸村	さいたま市岩槻区大戸
岩付領	小溝村	さいたま市岩槻区小溝

領名	村名	現行地名
岩付領	慈恩寺村	さいたま市岩槻区慈恩寺
岩付領	表慈恩寺	さいたま市岩槻区慈恩寺
岩付領	徳力村	さいたま市岩槻区徳力
岩付領	長宮村	さいたま市岩槻区長宮
岩付領	古ヶ場村	さいたま市岩槻区古ヶ場
岩付領	上大増村	春日部市上大増新田
岩付領	下大増村	春日部市下大増新田
岩付領	花積村	春日部市花積
岩付領	道口蛭田村	春日部市道口蛭田
岩付領	中曾根村	春日部市南中曾根
岩付領	大道村	越谷市大道
川辺領	嶋中新井村	久喜市新井
川辺領	広嶋村	久喜市北広島
川辺領	狐塚村	久喜市狐塚
川辺領	佐間村	久喜市佐間
川辺領	嶋川村	久喜市島川
川辺領	高柳村	久喜市高柳
川辺領	中里村	久喜市中里
川辺領	松永村	久喜市松永
幸手領	上川崎村	久喜市上川崎
幸手領	西大輪村	久喜市西大輪
幸手領	青毛村	久喜市青毛
幸手領	栗原村	久喜市栗原
幸手領	吉羽村	久喜市吉羽
幸手領	内吉羽村	久喜市吉羽
幸手領	幸手久喜町	幸手市中
幸手領	幸手中町	幸手市中
幸手領	幸手新(荒)宿町	幸手市中
幸手領	幸手馬之介(助)町	幸手市中
幸手領	内国府間村	幸手市内国府間
幸手領	遠藤内村	幸手市遠藤内
幸手領	上吉羽村	幸手市上吉羽
幸手領	上吉羽村新田	幸手市上吉羽
幸手領	下吉羽村	幸手市下吉羽
幸手領	木立村	幸手市木立
幸手領	権現堂村	幸手市権現堂
幸手領	高須嘉(賀)村	幸手市高須賀
幸手領	神(上)戸村	幸手市戸島
幸手領	上千塚村	幸手市千塚
幸手領	下千塚村	幸手市千塚
幸手領	中川崎村	幸手市中川崎
幸手領	下川崎村	幸手市下川崎
幸手領	平野村	幸手市平野
幸手領	明神内村	幸手市明神内
幸手領	松石村	幸手市松石
幸手領	杉戸町	杉戸町杉戸
幸手領	青(清)地村	杉戸町清地
幸手領	井(並)塚村	杉戸町並塚
幸手領	本郷村	杉戸町本郷
幸手領	堤峯(根)村	杉戸町堤根
幸手領	蓮谷村	宮代町本田
幸手領	和戸村	宮代町和戸
幸手領	小淵村	春日部市小淵
幸手領	八丁目村	春日部市八丁目
幸手領	八丁目新田	春日部市八丁目
庄内領	椿村	杉戸町椿
庄内領	屏風村	杉戸町屏風
庄内領	深輪村	杉戸町深輪
庄内領	吉妻村	春日部市上吉妻・下吉妻
庄内領	神間村	春日部市神間
庄内領	桐村	春日部市桐
閑宿領	永(長)間村	幸手市長間
新方領	内牧野(内牧?)村	春日部市内牧
新方領	袋村	春日部市新方袋
新方領	備後村	春日部市備後
新方領	舟戸村	越谷市船渡
葛飾郡	下宇和田村	幸手市下宇和田
江戸	西久保	
江戸	馬喰丁	
江戸	本庄(所)五丁目	
江戸	岩井丁	

【表4】享保11年の棟札(No.11)にみえる鷲宮神社氏子の所属村

番号/ Number	職名/ Occupation	居住地名・氏名/ Residence/Name	建物名/ Building	年代/ Year (in imperial era name)	西暦/ Year	史料/ Historical records	内容/ Contents
01	-	- : -	御本社・神前社	建久元年	1190	文書	再建
02	-	- : -	幣殿・拜殿	建久元年	1190	文書	建立
03	大工 小工	- : 六郎大夫真家 - : 七郎真重	-	正応5年	1292	文禄4年棟札	再興
04	大工 小工	- : 左衛門大夫行宗 - : 四郎兵衛国守	-	応安5年	1372	文禄4年棟札	再興
06	-	- : -	屋敷	天文23年	1554	文書	出来
07	大工 大工 大鋸 小工	勢州山田：新屋次郎助藤原定吉、石松平次郎宗清 鷺宮：加藤飛騨守藤原泰広 三劔：源三郎 勢州：甚七郎、次郎作、矢吉、次郎八、久三、矢吉、孫八、又吉	-	文禄4年	1595	棟札	再興
08	大工	- : 中村与善 大桑：角兵衛 篠崎：新平	-	元和2年	1616	正保3年棟札	再興
09	大工棟梁	当所門前：飛騨甚造・生年七十五	屋敷	元和8年	1622	文書	立
11	大工	- : 中(村脱力) 藤兵衛、(同) 権十郎 中嶋：戸衛門	-	正保3年	1646	棟札	再興
12	大工棟梁 大工 手大工 弟子 小引 萱屋	古河：渡邊喜左衛門藤原正信 古河：渡邊兵左衛門藤原正次、渡邊忠左衛門藤原正吉、渡邊伝十郎(藤原力) 正長、渡邊三左衛門、渡邊助左衛門、長坂吉左衛門、白井想三郎、田口伝四郎、小林伝吉、阿部半兵衛、阿部金十郎、阿部伝左衛門、川邊六左衛門、川邊伊兵衛、飯嶋伝三郎、飯嶋善衛門、鈴木八左衛門、黒田清三郎 紀州：三衛門、七兵衛 - : 山本戸衛門、中村藤兵衛 - : 藤四郎 - : 六兵衛、為左衛門、久助 - : (七人)	幣殿・拜殿・前殿	明暦3年	1657	棟札	再興
13	-	- : -	鳥居	万治3年	1660	文書	建
14	大工 手大工 木引 屋根屋	- : 河内屋十兵衛、彦三郎、重兵衛 - : 惣兵衛 - : 八兵衛 江戸神田蛸燗町：伊藤仁左衛門、六郎兵衛、三郎兵衛、八郎兵衛、市左衛門、市右衛門、小平次、三郎兵衛 江戸中橋南新町：別所次左衛門、次郎左衛門、伝兵衛、又兵衛、奎兵衛、市郎兵衛、惣兵衛、小兵衛	-	貞享3年	1686	棟札	修覆
15	大工	- : 秋屋与右衛門家富	軍・妃川宮相殿	元禄9年	1696	棟札	再興
16	-	- : -	軍神社	元禄16年	1703	棟札	再興
17	-	- : -	胸肩神社	元禄16年	1703	棟札	再興
18	大工頭 小工・木挽	鷺宮町：与郎右衛門 鷺宮三ヶ村：(不残)	本社・別殿	宝永4年	1707	棟札	修造
19	-	- : -	神崎社	宝永4年	1707	棟札	修造
20	-	- : -	社殿	享保11年	1726	棟札	屋根再興修覆
21	大工 木挽 ぬし屋	当神領：中山市兵衛、染谷又七郎、平井平右衛門、佐久間金平、中山甚平、新井惣八郎 鳩山村：藤介 当神領：高橋権平 粟原郷：伝左衛門 - : 七兵衛	鳥居	享保12年	1727	棟札	再興
22	-	- : -	鞆遇安智神社ほか	元文元年	1736	棟札	再興
23	-	- : -	宮殿	延享元年	1744	棟札	屋根再興修覆
24	檜皮御大工	勢州住：藤原家次	神崎大明神	延享〇年	-	棟札	屋根葺
25	大工頭料 大工 木挽頭取 木挽	当神領：平井平右衛門、川田権左衛門、中山市兵衛 当神領：山市右衛門、秋谷与四右衛門、高橋六右衛門、中里平六郎 当神領：高橋弥兵衛 当神領：仁右衛門、惣左衛門 八甫村：忠右衛門	鳥居	宝暦2年	1752	棟札	-
26	社工	- : 川田権左衛門	鞆遇安智神社ほか	宝暦4年	1754	棟札	再興
27	画社 同手伝	- : 中里其八郎就友 - : 早水友蔵義智	神翠簾・瑞垣	宝暦6年	1756	棟札	再興
28	-	- : -	本社	宝暦9年	1759	棟札	屋根鱗葺再興
29	-	- : -	神崎社	宝暦12年	1762	棟札	鱗葺葺替
30	-	- : -	幣殿 拜殿	宝暦13年 明和元年	1763 1764	棟札	屋根鱗葺替
31	-	- : -	瑞垣	明和7年	1770	棟札	再興
32	-	- : -	鯉川太明神	安永2年	1773	棟札	再興
33	-	- : -	本社	安永2年	1773	棟札	屋根鱗葺新再興
34	大工 屋根棟梁 屋根葺方 木挽棟梁	当所：川田権左衛門、山中安右衛門 幸手町：甚五郎 江戸：徳兵衛 下新井：佐右衛門	拜殿・幣殿・廊下	天明5年	1785	棟札写	屋根鱗葺替

【表5】鷺宮神社の造営に関連する大工と建物  
(山岸吉弘「鷺宮神社及び古河城下の大工にみる技術の集積と拡散」(『日本建築学会計画系論文集』84巻763号) 所収の表を一部省略して転載。)

番号/ Number	職名/ Occupation	居住地名・氏名/ Residence/Name	建物名/ Building	年代/ Year (in imperial era name)	西暦/ Year	史料/ Historical records	内容/ Contents
35	-	-	雨屋	天明5年	1785	棟札	再興
36	屋根棟梁	幸手町：甚五郎 江戸中橋：徳兵衛	本社・神崎社	寛政元年	1789	棟札	屋根鱗葺替
	大工棟梁	当所下町：川田権左衛門宣珍・八十六歳					
	木挽棟梁	当所上町：高橋弥兵衛・八十六歳					
	木挽差添	嶋山村：藤助 伊谷奈村：藤八					
37	屋根棟梁	古河松戸町：新右衛門	本社・廊下・神崎社	文化4年	1807	棟札	鱗屋葺替
	大工	粟原郷：田口善左衛門					
	木挽	当所：小森与兵衛、小森四五右衛門					
38	屋根棟梁	結城：早見左右衛門	拜殿・幣殿	文化4年	1807	棟札	屋根鱗葺替
	大工	当所：中山長左衛門、田口善左衛門					
39	木挽	当所：小森与兵衛	本社・拜殿・神崎社	文政4年	1821	棟札	鱗屋葺替
	大工棟梁	川口村：嶋田善六					
	屋根棟梁	鷺宮村：小森与兵衛					
40	大工棟梁	古河大工町：春木屋新右衛門	神楽殿	文政4年	1821	棟札	再建
	大工棟梁	川口村：嶋田善六					
	木挽棟梁	鷺宮村：小森忠兵衛					
41	屋根棟梁	鷺宮村：高橋佐七	-	天保6年	1835	棟札	-
	大工棟梁	当所：川田権治良、三郎、松五郎					
42	-	-	本社・拜殿ほか	天保7年	1836	棟札	鱗屋葺替
43	大工	-：川田嘉蔵	稲荷大明神(粟原郷)	嘉永3年	1850	棟札	建替
44	棟梁	当所：川田平吉	本殿	安政7年	1860	明治32年棟札	新規建替
	脇棟梁	上尾吉田：内山菊次					

註1 本表は、次の文献を参照して作成した。

- ・鷺宮町立郷土資料館編「鷺宮町文化財調査報告 鷺宮神社所蔵資料総合調査報告書」、鷺宮町教育委員会、2003.3 (『史料』の項目中にある「棟札」の全て)
- ・『鷺宮町史 史料一近世』、鷺宮町役場、1980.3 (同『文書』の全て)

註2 表中の「-」は記述なし。

註3 文禄4年の「加藤飛騨守藤原泰広」は、棟札には「賀藤…」とあるが、文書には「加藤…」とある。

Note: Japanese only because of the historic contents

【表5】鷺宮神社の造営に関連する大工と建物 (続き)

### (三) 鷺宮神社と神主大内氏の社領支配

#### ① 戦国から近世初頭の神主大内氏の系譜

鷺宮神主大内氏の系譜は不明なところもあるが、戦国時代以降は【図7】「晴泰・泰秀」でほぼ間違いないだろう。泰秀は、天正十年(一五八二)に父晴泰から神主職を継いだ。前述したように鷺宮城主として軍事に奔走し、秀吉の小田原攻めの際には小田原城に籠城したが、途中帰国して神主に復したという(「荊菅氏系図」針谷家文書・『町史』史料一近世)。

なお、泰秀には戦国武将の豪気な一面を物語る次のようなエピソードが元禄十六年(一七〇三)十二月の『大内家由緒書』(鷺宮神社文書・六六頁参照)以下、同書からの出典は『由緒書』とする)に伝えられている。

慶長五年(一六〇〇)家康が会津の上杉景勝討伐の際、利根川を渡河しようとしたところ船橋の虎綱が切れて、船橋が流れ出したのをみた大内弾正(泰秀)が、川中に飛び込みこれを繋ぎ止めたというものである。泰秀はこの働きを家康から賞され、御銚子と御盃、御太刀(三条宗近)ならびに御馬を拝領したという。なお、この時の銚子と盃が鷺宮神社に今も伝えられている。銚子は漆塗りで三つ葉葵紋が描かれており、盃は一、二、一三世紀の白磁で、中に花文様が見られる秀品である【写真26】。泰秀は霊樹寺の過去帳によれば、慶長七年六月二十一日に没し、法名は「見性院殿指単人居士」とある。

#### ② 大内家の格式と家中

社領四〇〇石を与えられた大内家は、『由緒書』によれば、毎年正月六日には葵の紋付時服で江戸城へ登城し、独礼席で將軍にお目見して新年の挨拶を行うのが慣例であった。この時の鷺宮神社からは、祈禱札に御被い大麻と鳥目一貫文の献上品を贈呈、將軍からは時服を下賜されていたことがわかる。

さらに、秀忠以降の將軍代替わりの際には、独礼席で拝謁したが、將軍からはその都度、時服が下賜されていた【表6】。また、鷺宮神社は幕府



【写真26】 銚子と盃  
(鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)



【図7】  
戦国～江戸時代前期の大内氏略系図  
(『町史』通史中巻 71頁の図を転載)

将軍名	年代	西暦	大内家	目的	謁見形式	献上品	拝領品
家康			泰秀	船引留			盃、太刀、馬、紋付時服、御紋蒔絵の銚子
秀忠				代継		献上物・鳥目	紋付時服
家光				代継		献上物・鳥目	紋付時服
家光	寛永18年	1641	泰勝	家綱誕生		御祓い、末広扇子、箱肴	紋付熨斗目縮子、小袖
家光				御目見え		祝儀、末広扇子、鳥目、肴	紋付時服
家光	正保元年	1644	泰勝	綱重(家綱弟)誕生		祝儀、御祓い、末広扇子、肴	紋付、単物、帷子
家光						祝儀、末広扇子、鳥目、肴	紋付、単物、帷子
家光	正保3年	1646		綱吉誕生		祝儀、末広扇子、鳥目、肴	紋付、単物、帷子
家光				四十二祈祷		祈祷、御祓い、扇子、肴	紋付時服
家光・家綱				家綱新殿移徙		御祓い、肴	紋付時服
家綱				代継		献上物・鳥目	紋付時服
家綱				泡瘡		祈祷、御祓い、扇子、肴	紋付時服
綱吉	延宝8年	1680	親常	代継		鳥目	紋付時服、広蓋
綱吉	貞享元年	1684	親常	代継	独礼席		紋付時服、広蓋
綱吉	元禄4年	1691	親常	能拝見			料理
綱吉	元禄10年	1697	親常	講釈拝聞			祝儀、雑煮
綱吉	元禄16年 ※以降毎年	1703	国久	年始	独礼席	御祓い、大麻、鳥目考買文	
綱吉・家宣				御目見え	独礼席	御祓い、大麻二通、鳥目二通	
家宣	宝永6年	1709		代継	西丸	献上物	唯紋時服
家継	正徳3年	1713		代継			時服
吉宗	享保元年	1716		代継		献上物	時服
吉宗・家重	享保9年	1724		御目見え			
吉宗	享保10年	1725		御目見え		先例献上物二通	
吉宗	元文5年	1740	国長	年始	独礼席	御祓い、大麻、鳥目	
家重	延享2年	1745		代継		鳥目	時服
家重・家治	寛延2年	1749		年始		先規のごとく	
家治	宝暦10年	1760	国当	代替		鳥目一貫文	時服

【表6】 大内家の将軍御目見え等一覧  
『由緒書』及び宝暦9年「武州埼玉郡大田庄鷲宮大明神由緒并私家之由緒書」(鷲宮神社文書No.27)より作成

府から鐘の所持と鉄砲三〇挺の所持を認められていたほか、相続その他で江戸城に登城する際や老中寺社奉行に挨拶に伺うときは、道中万石以上の格式による「四ツ供」と呼ばれる供行列を従えての登城が許されていた。

このように鷲宮神主大内氏は、神官と武官を兼務する家柄を代々維持してきた家系であるが故に、後継ぎなきときには武家から養子を入れたり、武家から嫁をとったりすることもしばしばあった。例を挙げれば、元禄享保期の神主大内国久は旗本今井三郎右衛門則次の三男、その国久の娘は旗本八木半三郎の妻であり、幕末期の神主国彰とその養子利貞（由伎雄）は旗本荒川五三郎家の出自で、利貞の妻は古河藩士松高氏の娘であった【図4】。

### ③大内家家中の組織と社領代官の設置

神社の組織としては、神主大内氏のもとに、社領支配のために家来、神社祭祀のために社家や神楽役代官、側用人、神湯役等が置かれた。文政六年（一八二三）におけるその内訳と禄高を示したのが【表7】である。社家や神楽役の多くは世襲制であったとみられる。

ところで鷲宮村は町方・栗原郷・下新井郷・中嶋郷の四郷から構成されており、それぞれに名主・組頭がいた。また社領全体を取り締まる社領代官が置かれ、これを針谷氏が代々歴任していた。

針谷氏は、もと薊萱を名乗っていたが暦応二年（一三三九）の時に針谷に改めたという。針谷氏の祖は細谷家譜代の臣村上季則の三男山田三郎則房で、それより一〇代後の山田太郎兵衛尉定隆の二男山田四郎国隆の系譜と伝える。その国隆の子幸国が古河公方足利政氏に仕えた。故あって栗原城に仕え、さらに村上次郎貞良も細谷氏に仕え、改めて大内氏の家臣に組み込まれた。貞良の子宗造とその子良隆は、永禄四年（一五六一）の上杉謙信による小田原攻めの際に、小田原にて籠城したが、途中で引き揚げ、栗原城に戻った。その後、主君の大内氏より針谷氏を継ぐよう命じられ針谷重左衛門良隆と称した。

職分	氏名	扶持
社家	宮内外記	高13石
〃	小山帯刀	高11石
〃	小井金吾	高10石
〃	小山内蔵	高7石
〃	長沢平馬	高5石
神楽役	山口頼母	田畑5反歩
〃	中山与太夫	田畑3反歩
〃	高橋幸太夫	〃
〃	鈴木結太夫	〃
〃	高橋武太夫	〃
〃	白石清太夫	〃
〃	竹村金太夫	〃
〃	木村門太夫	〃
〃	矢嶋平太夫	〃
代官	針谷喜三司	畑2町3畝8歩
用湯役	速見銘三郎	畑3反歩
神明	門井休右衛門	畑2町9反8畝10歩
〃	大木寿碩	畑3反9畝1歩
〃	中里其八	〃

【表7】文政6年の大内家家中  
（『町史』通史中巻 75頁掲載の図を転載）

幕末に作成された「社領掟書」（速見家文書・『町史』史料一近世）からは社領支配の実態が窺われる。以下、主なものを挙げる。

- 一 衣服は絹衣の類を用いるなど、すべて分限不相応のものを用いないこと、
- 一 不審なる浪人一切抱え置かないこと、また隣郷他領へ泊りがけで行くときは、その目的地や用事などを組頭に届け出ることに、
- 一 火の用心に心がけること、なかでも風の激しい時は、はしごや水桶を用意するとともに、自身番夜中拍子木を絶やさず巡回すること、

一 社地の竹木・枝葉・落葉・賽銭を盗み取り、あるいはいたずらなどをしないこと、もしこれに背いたときは、子供であら

ばその親に申し付け、過料一〇貫文、その組合で一〇貫文、

その町内で一〇貫文、都合三〇貫文を徴収する、もし一五歳以上の者であれば定法の通り盗人として仕置すること、

一 平日、子供たちが社地内に遊びにくるばかりか、宮番の制止もきかず様々ないたずらをしている、今後とも社地内や大乗院方の堂塔に子供が遊びにくることを堅く禁止する、これを守らないときはきつと仕置きを申し付けること、

一 祭礼の際、子供たちが鶏を売ることは勝手であるが、参詣人に付き添って拝殿まで上り、賽物を盗み取る由、今後、鳥売りの子供が拝殿に登ったときは過料錢五貫文を徴収すること、また鳥居内でたばこをふかしあるいは冠物かぶりをしている者がいたときは、これまた仕置きを申し付けること、

一 祭礼の際、町中処々に注連飾しめりを張り巡らす、子供たちはそこに集まり、注連竹に登ったり、引き曲げたり、あるいは引き倒したりする、注連飾りは神事の故実、子供といえども神明を恐れない所業、これまた過料五貫文を徴収すること、

一 鷺宮三町のうち上町では、くわえ煙管や頭巾、あるいは手拭など冠かぶって往来しないこと、また中町や下町でも馬に乗ったり、くわえ煙管で歩かないこと、

この中で注目されるのは、社領内の子供たちに関する掟が多いことである。ことに境内地は神聖な場所であることから、たとえ子供であっても粗相があれば過料（罰金）を徴収していたことがわかる。また、着衣の内容や外出についても規制があったことから、社領内の住人は絶えず鷺宮神社の神領民としての意識を要求されていたことがわかる。

次に社家衆や神楽衆の掟として主なものを以下に掲げる。

一 当家の所存で役儀を申し付けていることゆえ有難く思い、忠勤に励むこと、ことに神祇道の法令を学び、子孫にも相伝して永く社役を勤めること、ただし、当方の仁恵もわきまえず、失敬や過言に走ることは慎むこと、

一 定例の神祭日には他行しないこと、もし扱ない用事があるときは、平日であってもそのつど願い出ること、もつともいつに限らず定式の衣服を着用すること、

一 夜の神事はことに大切な神事につき、相互に申し合い粗忽そこつのないように勤めること、もつとも清斎のお供につき、覆面をするほどの例であるので、小声でも決して話などしないこと、

一 当社の名を申し立て、私欲の勸化（寄進を集めること）などしないこと、かりに祈禱を頼みに来ても、その心得をもつて取り計らうこと、格別の事情があるときは当方へ申し出で指図をうけること、

一 社家や神楽方も町内に居住していることとて、村方の掟も守ること、もつとも農家へみだりに立ち入らないこと、

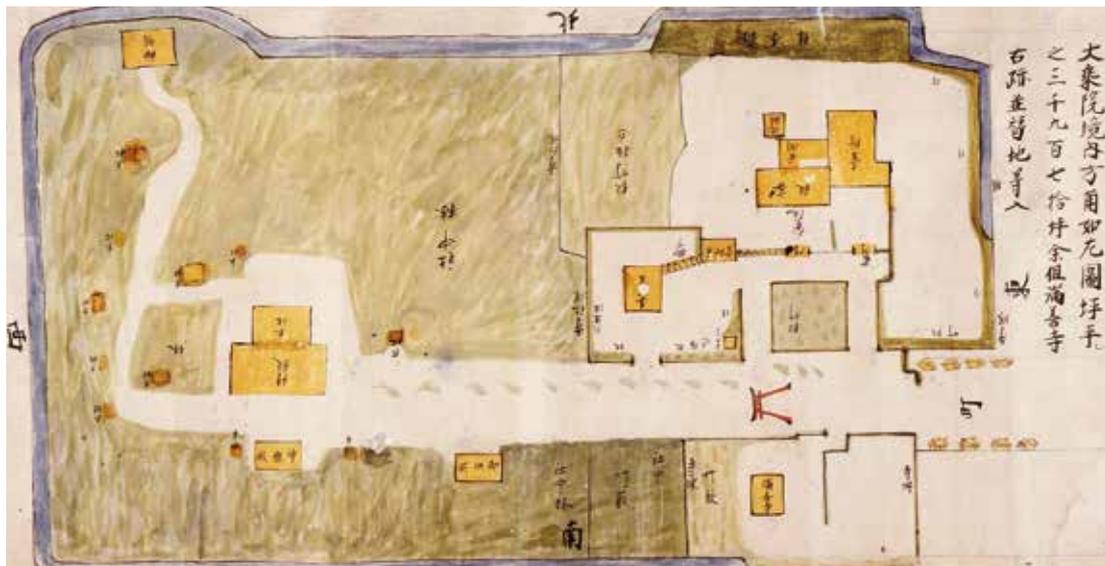
この中で注目されるのは、先の社領内の住人と同様に鷺宮神社の社家や神楽役としての矜持きんぢが求められている点や、村方の掟も守るよう命じられている点である。また夜の神事が重要であることがわかるが、現在の鷺宮神社の祭事には見られないものである。その具体的な内容については不詳だが、覆面装着の神事であることがわかる。覆面は自分の息（ケガレ）を吹きかけないように、御神体を動かす時や神饌みくじを作る時に使用する神聖なものに装着するので、そのような行事であったのだろうか。いずれにせよ江戸時代まで行われていた事が確認される。



の再建、寺領田畑の返還、寛文七年から元禄三年までの供僧金二二三両の支払いがそれぞれ命じられた。また、これらに加え、寺領の反別をこれまでの五町歩役宮内余から二二町歩余に増加させられた。これにより大乘院は、中嶋郷を与えられ、寺領支配を行っている。翌年大乘院は再興され、鷺宮社領四〇〇石中の四八石が大乘院領となった。

その後も、鷺宮神社と大乘院との対立は続いた。宝永四年（一七〇七）、大乘院は、鷺宮神主を相手取り、寺社奉行に「社法異論」の訴えを起こした。その内容は、一八年以前の裁許状（元禄三年のもの）にも、互いに和解して社法を興隆すべしとあるところを、神主が大乘院に届けなく社地の樹木を伐採した。確認したところ、一〇年以前の神主養父の半左衛門に、届けなくとも古来の定法どおり伐採苦しからずと返答された。また、注連祓（しめはら）い行事（葬送行事）も先の裁許により大乘院で行うことになっていたが、宝永二年の半左衛門死去後は、唯一神道方式で葬儀を執行したほか、神社にあった鰐口が取り除かれ、今の神主になっても神前に掛けない、といった行為があった。これに対して神主大内右衛門国久は、社殿に影響を及ぼす竹木や風で折れた樹木は勝手に切り取るべきことを奉行から申し渡されていること、注連祓いを神社で受けることについては前例がないこと、鰐口については一八年以前の裁許後も古法に則り鈴をかけおいた、との返答であった。

この一件は寺社奉行本多忠晴らにより裁許され、社地の竹木伐採については相互に助け合いみだりに切らないこと、大乘院の注連祓いは、神仏習合社である山王・根津・芝明神・鹿島神社等に確認したところ事例がないことから、注連祓いは、大乘院が在家や社家に授けるのは良いが、神主は相手の神主次第とすること、さらに鰐口については鈴とともに神社に掛けることを申し渡した。しかし、唯一神道の立場をとる神主大内国久は、大乘院の訴えに応じずその後も両者の確執は続いた。



■【写真27】 鷺宮神社・大乘院の境内

右上の建物群が大乘院

(鷺宮神社文書「大乘院由緒書」・鷺宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)

#### ・享保十五年と同十九年の社領争い

元禄三年（一六九〇）の大乗院再興により、高四〇〇石の社領のうち八分の一が大乗院に付け置かれたことは前述したとおりである。この裁定を神主大内半左衛門親常は納得せず、養子国久に遺言して、宝永二年（一七〇五）に死去した。この遺志を継いだ国久は、享保十五年（一七三〇）と十九年に、大乗院を相手に社領返還訴訟を寺社奉行に起こした。その内容は、元禄三年の裁許状により、大乗院へ八分の一が寺領として渡されたが、神殿の修復等に差し支えること。また、元禄三年の裁許は、権勢を誇る護持院が大乗院破却後二四年も経過しているのに、本山小池坊を後ろ盾に訴えを起こしたものであり、父半左衛門の遺志を継いで、寛文二年の検地帳を吟味の上、供僧である大乗院は五町九反余歩として、新規分は自分に返還し、さらに元の一七町余分の年貢も返還するよう求めている。しかし、この訴訟はいずれも却下されたようである。

なおその後、享保十七年（一七三二）に大乗院と人別改めの争いが起きた。内容は、寺社奉行から鷲宮神領における人別改帳の提出を求められた大内氏に対して、大乗院からは大内氏の支配下ではないとして、大乗院分の人別改帳を大内氏に渡すことを拒んだため、大内氏が訴えた結果、大乗院が召喚され、大乗院は鷲宮神社の供僧であり、その支配を受ける旨が申し渡された。この裁許の結果は、その後の鷲宮神主大内氏にとって双方の立場を明確にするうえで有利に働いたようである。

このことは、寛政二年（一七九〇）四月、大乗院では釈迦開帳大法事を挙行しようとした際に「鷲宮別当大乗院」と書いた札を立てたが、これに反発した鷲宮神主が、大乗院は神社の別当寺院ではなく、神社に仕える供僧であると厳しく諫めたところ、大乗院側から詫び状が出されていることから窺えよう。

なお、天保九年（一八三八）に大乗院宥生より大宮司大内国政に出された「覚書」では、大乗院の権限が大幅に縮小され、寺領配分・寺領支配・

神事祭祀について神社側が優位に立っていたことが確認される（『町史』史料一近世）。

#### （四）土師一流催馬楽神楽の復興

江戸時代の鷲宮神社の歴史で注目されるのは、大宮司大内国久により土師一流催馬楽神楽（文化財の指定名称は鷲宮催馬楽神楽）【写真28】が復興されたことである。

土師一流催馬楽神楽が伝わる鷲宮神社は、出雲族である土師氏に尊崇されたのが始まりとされ、流派名もそれに基づく。

鷲宮神社の神楽に関する最初の記事は、『吾妻鏡』の建長三年（一二五二）四月二十二日の記事で、「武蔵国鷲宮・去る十九日、社頭に於いて神楽の砌・・・」とあるのが最初である。その後、すたれてしまった神楽を大宮司大内国久（延宝八年〔元文五年〕が再編し、現在の形となった。

鷲宮神社に伝わる土師一流催馬楽神楽の「催馬楽」とは、平安時代に流行した歌謡の一種で、一説には地方から朝廷に年貢を運ぶ馬子が歌ったことから、この名前が付いたといわれている。この神楽は、演劇的要素はななく一種の舞踊劇となっている。演目のほとんどは『日本書紀』や『古事記』の神話を題材としている。舞は拍子方と呼ばれる楽師の演奏に合わせて行われる。

催馬楽神楽は、国久により享保十一年（一七二六）に再興されたとみられる。土師流を名乗り、催馬楽・神楽歌を取り入れ、採物神楽（出雲流神楽）の形式を備えたのはこの時期と考えられる。

享保十一年の棟札【写真24】には、神楽歌・催馬楽といった当社の神秘を、始て諸社家・神楽役人に相伝せしむるの新神楽を奏演したとあり、「神道事理は神祇管領長吉田二位卜部兼敬卿の門生、歌道は武者小路大納言三位実蔭卿の門生なり」とみえることから、神楽の相伝も唯一神道と関係があったことがわかるとともに、神楽の再興は神社経営の立て直しも狙

いの一つであった。

国久が神楽について書き留めた記録である「土師一流催馬楽神楽歌」によると、それまでの奥秘とされてきた神楽を神楽役に伝授した、宝永五年（一七〇八）に一二座の神楽を行ったとする記事がある。このほか同記録には、神楽歌や催馬楽などの歌詞や舞の中で使用される採物や衣装などの詳細が書かれている【写真29】。

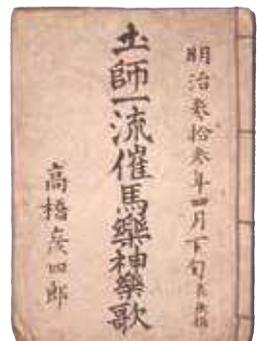
寛政三年（一七九一）に描かれた「鷲宮神社境内図」【写真30】には、神社の門前に七軒の神楽役の家が並んでいることがわかるほか、元禄九年（一六九六）の棟札【写真31】には、神楽役として「木村喜太夫」はじめ六人の名前がみえ、国久が再興する以前から神楽師がいたことがうかがえる。また、神楽を奉納する神楽殿は、本殿（拜殿）と向かい合って建立されているが、これは神楽を神に奉納する古い形式の配置であるといわれている。江戸時代後期に描かれたと思われる鷲宮神社の神楽殿も現在と同じ配置になっているが、屋根は茅葺であったことが確認される。

このように国久によって復興した神楽はその後も連綿とわざと技術を伝承しながら継承され、明治以降も「古式神楽」として、受け継がれた。

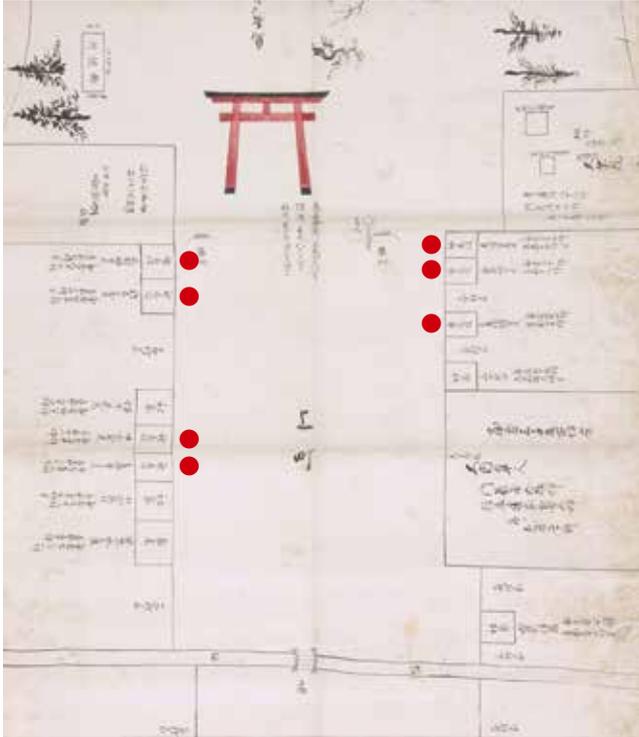
なお、鷲宮の神楽は関東神楽の源流と言われている。これは国久の再編成以前の神楽が一七世紀〜一八世紀初めに江戸に伝わり、江戸の里神楽の基になったといわれるからである。こうした歴史から江戸の里神楽の中には「土師流」を名乗るものもいた。なお、演目とその詳細は【表8】を参照されたい。



【写真28】現在の鷲宮催馬楽神楽



【写真29】土師一流催馬楽神楽歌  
(鷲宮神社文書・鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)



●は神楽役の家

【写真30】 鷲宮神社の門前  
 (寛政3年(1791)「鷲宮神社境内図」  
 の一部・鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)



裏面最下段の「神楽役人」部分拡大



(裏)



(表)

【写真31】 軍・妃川両宮相殿元禄九年再興棟札  
 (表3 No.5・鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)

	曲目の名称	神名	採り物	装束	舞の解説
第1座	アマテラスクニニルフトノリト 天照国照太祝詞 神詠之段 (奉幣の舞)	天兒屋根命	中啓 4本の合幣	風折烏帽子・狩衣・ 千早・指貫・木綿 手襷掛け	素面の一人舞で、中啓(扇)を持って舞い、その後祝詞を読み、中啓を幣に、 右は鈴に変えて、神詠を詠じ、神楽歌催馬楽を謡う。ここでは八雲の神詠「八 雲たつ 出雲八重垣 妻こめに 八重垣つくる その八重垣を」が唱えられる。 また「天照国照太祝詞」とは天と地を分け隔てなく照らす、立派な祝詞 という意味とされる。
第2座	イッタンイッカンモトスエカブ 天心一貫本末神 楽歌催馬楽之段 (榊笛の舞)	山雷神 野槌神	榊・笛	黒の風折烏帽子・ 狩衣指貫	素面の二人舞。山雷神は榊と鈴を、野槌神は篠と鈴を持って舞う。「催馬楽」 とは、平安時代の歌謡で、諸国から貢物を納める際に馬を引きながら口ずさ んだものといわれる。
第3座	ウラヤスヨモクニ 浦安四方之國 固之段 (四方固めの舞)	クフスチノミコト 句々迺智命 カフツチノミコト 軻遇突智命 金山彦命 ミカレメノミコト 岡象女命	青・赤・白・ 黒の幣 (中央に黄幣を 立てておく)	黒の風折烏帽子・ 幣と同色の狩衣・ 浅黄色指貫	素面の4人舞で、五行を表している。舞台の中央に黄幣を立て置き、各々が 青赤白黒の幣を持ち、右手に鈴を持って舞う。浦安とは安泰な国の意で日本 の別称。国は東西南北の四方と天と地の六合からなっているという考えのも とに、国固めをし、国が治められると考えられていた。これは騎西の玉敷神 楽では中央の黄幣の採り物を持つ舞人を含めて5人舞となる。(五行…古代 中国の哲学で、天地の間に万物を構成する木・火・土・金・水の5つを表す。 青幣は東で木の祖である句々迺智命、赤幣は南で火の祖である軻遇突智命、 白幣は西で金の祖である金山彦命、黒幣は北で水の祖の岡象女命、中央の黄 幣は土の神である埴安姫命を表している。)
第4座	コクリンミサキサルタヒコ 降臨御先猿田彦 鈿女之段 (猿田の舞)	猿田彦命 天鈿女命	鉾・扇鉾・赤 幣	鳥兜・金入千早・ 白の大口袴 黒垂・天冠 白練の舞衣	猿田彦と鈿女の二人舞。猿田彦は天狗面をつけ鉾と鈴、天鈿女命(記：天宇 受責命)はウズメの面を付け赤幣、鈴、扇を持って舞う。この演目は、「天 孫降臨」の神話を題材にした二人舞で、五穀豊穰、国家安穩を祈るお目出度 いもので、安産祈願もこの演目を行ったことが伝えられている。
第5座	イトノシカカイシヨジ 磐戸照開諸神 大喜之段 (岩戸の舞)	手力男命 巫女2人	榊(五十鈴、 青和幣、麻)・ 白大幣に榊の 枝・鏡・白和 幣をつけた榊	①黒の風折烏帽子・ 狩衣・浅黄の指貫 ②③白練法被・白 大口袴・烏帽子	素面の鈿女命(巫女)は、五十鈴に青幣と麻をつけた榊と鈴、翁面を付けた 手力男命は榊の枝をつけた白大幣に鈴、大宮女命(巫女)は鏡と白幣につ けた榊と鈴を持って舞う三人舞。天の岩屋戸に隠れた天照大神を思兼命の策に より、八咫鏡、八坂勾玉を作らせ、賢木(榊)をそれらにかけて御幣を持ち、 祝詞を唱えさせ、鈿女が神懸かりの舞を舞ったところ、天照大神が身を乗り 出したところを、手力男が手を持って引出し再び世の中は明るくなり、神々 も皆が大喜びしたという歓びの舞を表すもの。(記紀神話で思兼命が策に 使った招代がそのまま神を招く依代とされ、採り物となっている。)
第6座	ヤシマキゲンウキハシワザ 八洲起源浮橋事 之段 (浮橋の舞)	伊弉諾命 伊弉冉命	日形と扇子・ 月形と扇子	①黒の風折烏帽子・ 小劇狩衣・千早・ 箆子半切りに太刀 ②天冠・白練舞衣	伊弉那岐の面をつけた男神と、伊弉那美の面をつけた女神の二人舞。男神は 太刀を携え、日形、扇、鈴を持ち、女神は、月形、扇、鈴を持つ。この演目は、「国 生み」神話を題材にしたもので舞台中央に天浮橋が置かれる。子孫繁栄ある いは開運を祈る演目とも伝えられる。
第7座	ダイドウジンホウサンシヨジン 大道神宝三種神 器事之段 (みたからの舞)	神璽事人 宝剣事人 内侍所事人	宝珠(真鍮製)・ 剣・鏡	①黒の風折烏帽子・ 狩衣・白大口袴 ②黒の風折烏帽子・ 金色の千早・白大 口袴 ③女神：天冠・唐 織法被・紅の大口 袴	翁の面、千歳の面、伊弉那岐の面をつけた三人による舞。翁は神璽事人と云 い鈴と宝珠を持ち、千歳は宝剣事人と云い鈴と剣を持ち、伊弉那岐は内侍所 人と云い鈴と鏡を持って舞う。「大道」とは天下を治める道理のことで、「三 種神器」とは八咫鏡・八尺勾玉・草薙である。この演目は、国を鎮め守る演 目と伝えられる。
第8座	ハツジョウヨウジヨウシヤク 祓除清浄杓 大麻之段 (禊ぎの舞)	巫女2人	杓・榊(垂手、 麻)	舞衣・櫛・天冠	素面の巫女(少女)による二人舞で、共に杓、扇、鈴を持って舞う。この演目は、 で黄泉の国から戻った伊弉那岐が日向の川の瀬で禊ぎをして心身を祓い浄め たという記紀神話をもとに、心身を清浄に身の過ちを改めるという教えをあら わしたものとされている。幼い巫女が二人で舞うが男性が舞ったこともある といわれる。
第9座	ゴコクサイジヨコクカ 五穀最上國家 経営之段 (種時きの舞)	倉稻魂命 保食命	三方・種壺	鳥兜・櫛・白大口 袴	三番叟の面をつけた倉稻魂命は三方、扇、鈴を待ち、着面の保食命も種壺、扇、 鈴を持って舞う二人舞。神楽歌の後に種壺より種子(洗米)を三方に入れ、 種時きの所作をする。なお保食命は五穀の神で、倉稻魂命は特に稲の神とさ れている。この神楽は五穀が実り、国が豊かに栄えることを願う舞とされる。
第10座	オハサンジンブカクノマイ 翁三神舞樂之段 (翁三神の舞・ 三番の舞)	表筒男命 中筒男命 底筒男命	日の丸扇子 三番、千歳は 翁と同じ	①直垂・白大口袴・ 烏帽子 ②直垂・緞子半切 ③直垂・赤大口袴	面をつけた翁、三番叟、千歳が扇(日の丸)を持って舞う三人舞。翁三神は 表筒男命、中筒男命、底筒男命の住吉三神で海路の守護神である。舞樂は武 学にも通じ、平和な時こそ備えとして武学が大切であるということを教えて いとされる。

■【表8】鷲宮催馬楽神楽の演目一覧

(佐藤ひろみ「神楽舞に視る祓いと祈願一舞筋(舞の順路)と採り物から一玉敷神楽・土師一流催馬楽神楽・相模神代神楽の事例を通して」『生活科学研究』四〇、二〇一八年所収の表を転載)

	曲目の名称	神名	採り物	装束	舞の解説
第11座	チンアクジンハツキョウ 鎮悪神発弓 ウツボノマイ 靱負之段 (弓ひきの舞)	右大臣 左大臣	弓 (右大臣) 矢 (左大臣)	烏兜・側次白大口袴	着面の右大臣、左大臣が弓矢、鈴を持って舞う二人舞。鎮悪神とは荒ぶる神を鎮めること、発弓とは天照大神が下界の中つ国を鎮めるために諸神に与えた弓矢ことで、靱負とは靱(矢受け)を背負うという意味。須佐之男命が天照大神に会おうとしたときに、女神でありながら、多くの矢が入る靱を背負い対面したという記紀神話によるものとされる。悪神を降伏させる神楽として、たたりを鎮め、取り除く神楽として勇壮に舞われる。また疫病が流行した際にもこの神楽を舞ったと伝えられている。
第12座	テンジンチキカンノウノウ 天神地祇感応納 ジュノマイ 受之段 (縁結びの舞・御祝儀の舞)	鶴草草葺不合命 玉依姫命	青大幣と鈴 五色切り混ぜの幣と鈴	①黒の風折烏帽子・狩衣・浅黄指貫 ②天冠・白舞衣・禪	鶴草草葺不合命(伊邪那岐の面)は青大幣と鈴を持ち、玉依姫命(伊邪那美の面)は五色の幣と鈴を持って舞う二人舞。天神地祇とは天地間のあらゆる神々の心が人々の善悪に感応し、聞き届けていただけるという意味。耕作を怠らず、一年中穀物の神を祀って祈願すれば、豊年が続くという教えを含んでいると伝えられ、また願いがかなうことを祈って、この曲目を最後の12座としたといわれている。
番外	アマツクニツキツノマイ 天津国津狐之舞 (山の神の舞)	山の神 天狐 地狐	合幣・鈴(山の神) 杓・鈴(天狐、地狐)		山の神(ひょっとこ面)は合幣と鈴、着面の天狐と地狐は杓と鈴を持つ三人舞。おどけた神狐が農夫に種蒔きを教えるという舞で、その年の災難を祓うため、参詣人に菱餅を投げ、分け与える慣わしがある。江戸の里神楽から逆流入されたものではといわれ、八甫地区の鷲神社(分社)でのみ行われている。
	タチオリガミノマイ 太刀折紙之舞	手力男命	扇・太刀・白紙		手力男命が折った白紙と扇を持って舞い、その後右手に持った太刀で折紙を切って舞う。この神楽は家内安全と悪魔よけの舞とされる。12座に編成される前にあったものの名残といわれている。
	ハカクラ 端神楽	1人(巫女)	白幣・鈴		素面の巫女が白幣と鈴を持って舞う一人舞。曲目と曲目の間に舞われるもので、曲はなく、拍子方は次に舞われる神楽の曲を奏で、巫女はそれに合わせて舞う。

(出典：鷲宮催馬楽神楽(鷲宮町教育委員会発行平成16年の改訂版))

※但し舞の解説については、保存会の方からの聴き取り及び鷲宮催馬楽神楽(鷲宮町教育委員会発行平成16年の改訂版)より抜粋照合してまとめた。

※素面による舞……第1座(一人舞)・第2座(二人舞)・第3座(四人舞)・第8座(少女の巫女による二人舞)

## 【表8】鷲宮催馬楽神楽の演目一覧(続き)



種壺(左)と三方(右)(第九座)



杓(第八座)



鈴(右手)と五色幣(左手)  
(第十二座)



中啓(右手)と日形(左手)(第六座)



笹(右)と榊(左)(第二座)

## 【写真32】鷲宮催馬楽神楽で使用する採物

## 《コラム》 埼玉県指定史跡・寛保治水碑

鷲宮神社の境内には、江戸時代に建立された高さ約二・六メートルの灯籠型の石碑が建っている。

この石碑は、寛保三年（一七四三）に利根川の改修工事に携わった長門国萩藩（山口県萩市）藩主・毛利宗広が、工事の完工記念に神社に奉納したもので、「刀禰上流以南修治告成碑（とねじょうりゆういなんしゅうじこくせいひ）」と題されている。碑文は、当時江戸で活躍した儒学者服部南郭なんかくが作った文章で、碑文の内容を要約すると以下のようなになる。

寛保二年（一七四二）八月、関東地方は大洪水に見舞われ、利根川をはじめ、各地で河川が氾濫し、甚大な被害をもたらした。この大洪水に対して、江戸幕府は復旧作業を全国の諸大名一〇藩に命じた。萩藩毛利家もその一員で、幕府は毛利家に対して、久々宇（埼玉県本庄市）から間口（加須市）、粕壁（春日部市）に至るまでの利根川中流域とその支流、流域地域の用悪水路の復旧・改修工事を命じた。毛利家は一七〇七人の家臣や人足を現地へ派遣し、堤防の補修や補強工事、堆積した土砂の浚渫（しゅんせつ）作業を行った。対象地域が広大で、工事は難行したが、延べ一〇〇万人以上の人足が従事したことにより、翌年には一連の工事を完了した。

このとき工事に従事した人足の中には、被災住民も多く含まれていたことから、毛利家では、洪水によって生業を失い困窮した人々を人足として雇い、賃銭を与えることで生活を支援した。工事完工後、これらの事実を後世に未永く伝えるため、寛保治水碑を建立した。

寛保治水碑は、当時の人々が直面した災害とそこから復興の記憶を現代に伝える貴重な文化財といえる。





左側面



正面



右側面



背面



## 七 近代の鷺宮神社

### (一) 明治維新と鷺宮神社

#### ①社領四〇〇石の土地と社格の降格

明治元年（一八六

八）十一月二十四

日、祭政一致を唱え

る維新政府のもとで

鷺宮神社は、神祇官

支配の准勅祭社に指

定され【写真33】、

宮中より奉幣使が派

遣された。この制度

は、新たな都とされ

た東京がある武蔵国

一宮社である氷川神

社を勅使派遣の勅祭

社（勅使が参向して

祭祀が執行される神

社）とし、それに準

じる神社として一二

社を定めたものであ

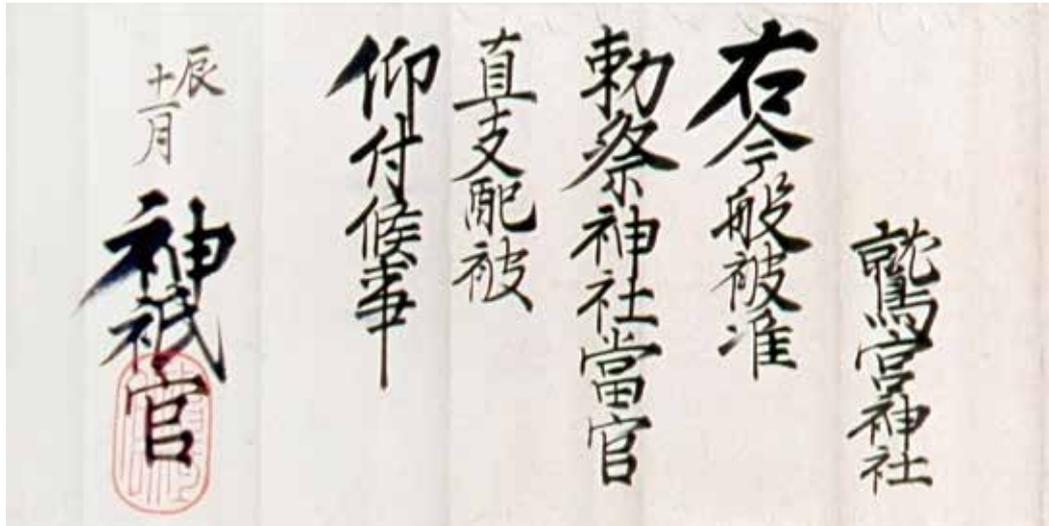
る。このうち一〇社

は東京都区内に位置

しており、郊外では

鷺宮神社と六所宮

（大國魂神社）のみ



■【写真33】神祇官書状  
(鷺宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)

現在の神社名	当時の神社名	現所在地
富岡八幡宮	富岡八幡宮	江東区富岡
芝大神宮	芝大神宮	港区芝大門
山王日枝神社	山王日枝神社	千代田区永田町
赤坂氷川神社	赤坂氷川神社	港区赤坂
根津神社	根津神社	文京区根津
神田神社	神田神社	千代田区外神田
亀戸天神社	亀戸天神社	江東区亀戸
白山神社	白山神社	文京区白山
王子神社	王子神社	北区王子本町
大國魂神社	六所宮	府中市宮町
鷺宮神社	鷺宮神社	久喜市鷺宮
品川神社	品川貴船社（品川神社）	（品川区）※
荏原神社	品川貴船社（荏原神社）	（品川区）※

■【表9】准勅祭社一覧

であった【表9】。このことから、古代から続く重要社として鷺宮神社を明治政府が重要視していたことがわかる。

鷲宮神社は、翌二年一月には年始参朝を仰せ付けられ、毎月十日宮中に玉串を献上するよう達せられた。この月例玉串献上は、当時東京近郊では氷川神社・香取神社・鹿島神社・鷲宮神社・六所神社の五社だけであった。同年三月には、版籍奉還が布告されたことにより、それまで領主として年貢の徴収等を行ってきた鷲宮神社も、すべて政務にかかわることは最寄りの県庁が行うことになり、鷲宮神領の支配権は排除され、年貢収納権だけが残されることになった。これに対し、神主の大内兵庫は、神社の経営が困難になるとして、伺い書を神祇官に提出したが叶わなかった。

同じ頃、駅法が改正されて、宿やその周辺村落に課した夫役である助郷の組み替えが行われたが、それまで免除となっていた鷲宮神社に対しても助郷役が課されることになった。このため、神主大内兵庫は神祇官に免除を願い出たが、管轄が異なるとして支配所である大宮県に免除願いを出すよう言われ、大宮県にかけあつたが、神祇官に差し戻された。そこで再び神祇官に願い出たところ、該当する宿場が中田・栗橋宿だったので葛飾県へ願書を提出した結果、神祇官の働き掛けもありようやく落着をみている。新政府成立直後の混乱の余波を受け、神社側が振り回される結果となったのである。

明治三年（一八七〇）三月、浦和県からの指令で、これまで鷲宮神社がまとめていた神領の「宗門人別改帳」を浦和県へ直接提出しよう命じられた。さらに同年九月晦日には、鷲宮神社は神祇官の直接支配から浦和県の所管に移され、毎月の玉串献上も年三回に減らされている。事実上の県社への降格であった。その後、明治十九年から二十一年（一八八六〜八八）にかけて、数度の官社加列願が提出されるが社格の変更は実現しなかった。

さらに、明治四年（一八七一）一月に寺社領の「上知令」により社領四〇〇石が上知されると、境内地を除き、他はすべて浦和県に接収された。このため、社家や神楽役などの家臣はすべて浦和県に接収された。

この間、供僧の大乗院は明治元年（一八六八）、明治新政府により神仏

分離令が出されると、僧侶は神職となり、東大路義江を名乗った。大乗院は翌二年に廃寺となり、鷲宮神社の本地仏である「木造釈迦如来坐像」（現県指定文化財）は霊樹寺に移されている。

#### ②大内氏の鷲宮神社と新たな神主支配

神主大内由伎雄は、明治五年（一八七二）五月の太政官布告により神主の世襲制が認められなくなると、一旦神主を免じられた。同六年五月に改めて祠堂に任じられたが、翌七年十一月、理由不詳ながらこれも罷免となった。新たな神主には、足立郡南部領中川村の神主小山太郎が神官として任じられた。その後、鷲宮神社の神主職には、由伎雄の養父である大内伯道が就任し、由伎雄の復帰を望んだが、由伎雄は明治十年頃には鷲宮を去り、川田谷村（桶川市）の川田谷小学校長を経た後、栃木県足利市へ転居している。大内伯道の後は、東角井福臣、磯部重浪が祠官（宮司）を勤めている。

なお、この頃鷲宮神社で行われていた行事については、「明治十年年中祭典費見積書」によると以下のとおりである。

#### （国家的行事）

一月三日	元始祭	一月二十九日	紀元節
一月三十日	孝明天皇祭	四月三日	神武天皇祭
九月十七日	皇大神宮祭	十一月三日	天長節

#### （神社独自の行事）

一月一日	米除神事	二月十三日	例大祭
六月三十日	大祓神事	七月七日	古器風入神事
十一月四日	例大祭	十二月三十一日	〃

このほかの神事として、五月一日の御田植神事・夏越祓神事・十一月一ノ酉神事がある。

このうち、夏越祓神事は拜殿正面に茅で編んだ輪をかけ、神楽の奉納のほか、紙の人形を参拝者に配り、集めた人形を回収した後、神輿に渡御の行列が川口村（加須市川口）の古利根川の川岸に設けられた祭場に赴く。ここで人形を船の中に入れ、みそぎ祓いを行って川に流したのち、荒磯神社に詣でるといったもので河川とのかかわりが極めて深い珍しい神事である【写真34】。なお、この神事に用いる竹は古来より大室村（加須市大室）の竹を用いたとされる（中島棟「鷲宮國寶考」『史学』二巻二号 一九二三年）。

明治十三年（一八八〇）三月になると、神社経営の不振から資金蓄積の方法として頼母子講である「鷲宮修宮講」が発足した。頼母子とは、鎌倉時代以降の庶民の共済的な金融組織で、親（発起人）と講中（仲間）が定期的に一定の金・米を出し合い、入札・くじなどで順次掛金・掛米を借り



■【写真34】現在の夏越祭

る方法である。講の目的は、鳥居の新築、本社屋根葺き替え他社の営繕のためとあるので、この講の場合は、神社の造営資金調達を目的で、籤数は一口金一円で一一〇〇本であった。翌十四年、埼玉県からの指摘により名称を「共救社」と改めた。その後、共救社は、掛け金未納者が続出したため、講員との訴訟問題に発展し、明治二十年（一八八七）に解散した。

明治十八年（一八八五）十一月には、内務省から下賜された三〇〇円を元に鷲宮神社保存会を設立、義捐金を有志者から集め、その資金から公債や株式を求めて利子を社殿の修復等にあてるもので、明治二十年に県から設立許可を得ている。このほかにも、明治十九年に資金集めのため演劇興行を開催するなど様々な形で資金繰りに苦労していた様子がうかがわれる。

### ③ 明治天皇の臨幸と境外官有林の境内地編入

明治二十九年（一八九六）十月、近衛師団小機動演習が岩槻・久喜・幸手方面などで実施された。十月二十一日には、鷲宮付近で行われた近衛師団の演習を明治天皇が臨幸し、鷲宮神社は社務所が小休所として使用された。天皇が使用した水は神社境内より湧き出る石造の神水で、井水は清く冷やかであったという。境内には後述するようにこの時の明治天皇行在所の碑が建立されている。

なお、鷲宮神社境内地は、明治四年（一八七二）の上知令の際に官有境内地として一町六反三畝一〇歩（約一・七ヘクタール）は神社の境内地となっていたが、その他の旧境内が境外官有林（国有林）となっていた。この中に鷲宮末社八幡社と神明社が鎮座しており、境内から末社に至る間に参道が通じており、参拝者が絶えなかった。このため、神社では明治三十二年（一八九九）八月にこの官有林を境内地に編入する願書を内務省に提出した。この時は却下されたが、翌年五月に改めて願書を提出した結果、同年十月十三日に一町八反二畝一八歩の境外官有林が境内地への編入を許可された。この許可を受けて、明治三十六年（一九〇三）には、「神園設置ノ義ニ付願」（鷲宮神社文書No.57）が提出された。その付図【写真

【35】によれば、素戔鳴社（八坂神社）の北に新たな池を掘り、水路で社務所東側の在来池に繋げることや、本社北側の神明社に至る元の境外地に散策路を設置する予定であったことがわかる。

このほか、明治三十五年の久喜・加須間の東武鉄道延長にともない、境内地のうち二畝六歩が線路用地として東武鉄道に割譲されている。なお、同区間の開通は同年九月六日であった。



【写真35】鷺宮神社境内神園設置願付図  
(鷺宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)

### (二) 神社奉斎会の設立と境内の整備

大正四年（一九一五）には、太刀が国宝（現重要文化財）に指定された。大正七年三月、鷺宮神社では神社附属団体の結成を埼玉県に申請した。

この団体の開催会則によれば、名称は「県社鷺宮神社奉斎会」と称し、この会の目的は神社に付属する太々神楽の講社を組織するとともに、神社地内外の景勝保存とその改善、祭事その他神社に付属するすべての事業の経営にあたり、事務所は境内の氏子会館に置くとなっている。

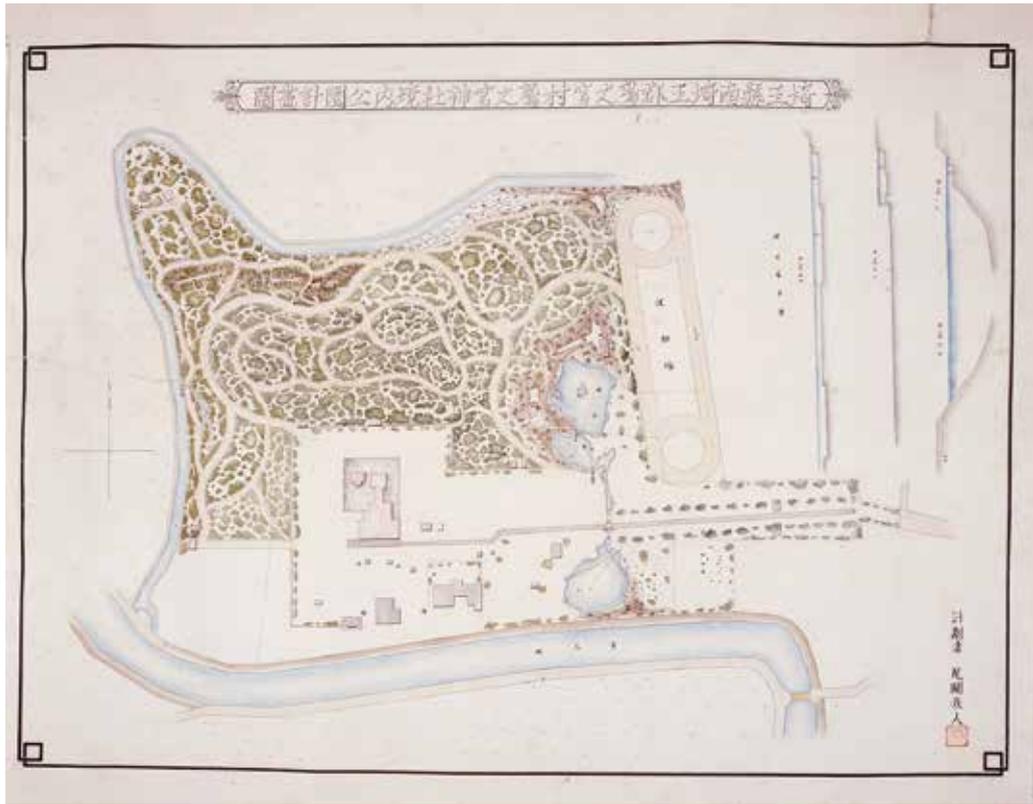
奉斎会の事業では、毎年太々神楽の講社を募集して神楽に招待するが、講社は一人金一円以上をもって団体奉納する講と三〇銭以上をもって団体奉納する講の二種類があった。このほか奉斎会の会則にあるように、大正八年四月には境内地五〇坪を運動園として開園した【写真36】。

昭和四年（一九二九）十二月、大落古利根川の支川青毛堀川の拡幅改修工事のため、境内地七坪が河川敷となった。五年七月には、東武伊勢崎線の拡幅工事にもない、線路敷地拡張用地として東武鉄道に境内地二八坪が売却された。次いで六年十月より、遷宮のため本社の社殿大修理が始められ、屋根が檜皮葺から銅板葺に改められた。この年の十一月一日～三日の三日間に大遷宮式が執行されている。

### (三) 徳富蘇峰と鷺宮神社

昭和二年（一九二七）に鷺宮神社宮司に任じられた相沢正直は、昭和八年（一九三三）五月に、明治二十九年に行われた近衛師団演習の際の明治天皇聖蹟記念碑三基を建設するなど、鷺宮神社の文化財の保存・伝承に尽力した。

また、この記念碑建立とともに、同年九月、神社大鳥居の傍らに鷺宮神社の社寶であった徳富蘇峰筆による「武蔵国鷺宮神社」と刻まれた大社号標が建立された。この社号標は、花崗岩で幅が約七八cm角、高さが約四・八メートル、台石を合わせると約六メートルに及ぶもので関東一ともいわ



【写真36】 鷲ノ宮神社境内公園計画図  
(鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託)



【写真38】 全国蘇峰会大会記念徳富蘇峰絵像  
(相澤熙関連歴史的有価値資料・久喜市公文書館蔵)



【写真37】  
鷲宮神社を訪れた徳富蘇峰  
(昭和8年・鷲宮神社蔵)

れる。この工費は一、〇〇〇円で、寄附者は宮司相沢正直の親戚である相沢熙ひろし、茨城県古河町の田口清次郎の兩人であった。この社号を揮毫きこうした徳富蘇峰は国民新聞社を設立したジャーナリストであり、相沢熙は同社で教育記者として活躍するとともに蘇峰の秘書として常に周囲にいた。蘇峰は、同年十一月に夫人と相沢熙ほか一名をとめない、鷲宮神社を訪れているが、この時の紀行記を『東京日日新聞』に寄稿している【写真37】。

なお、蘇峰はこのほか明治天皇臨幸四〇周年を記念して昭和十二年（一九三七）七月に建立された「御用水之井」の記念碑の撰文と同十五年に建国二千六百年を記念して建てられた忠孝碑の題字を揮毫しているほか、市内の千勝神社（中妻地区）などの社号碑も揮毫している。

#### (四) 昭和の神楽復興

鷺宮催馬楽神楽は、太平洋戦争が終わる昭和二十年（一九四五）前後から衰退がはじまり、二十年代末にはその継承者は白石国蔵一人を残すまでとなってしまうていた。

しかし、昭和三十年（一九五五）七月に、「天の浮橋」と「鎮悪神」の神楽舞の笛の音を録音してラジオで全国放送されると、これを機会に町内の若者一〇数名が集まり、「鷺宮神社神楽復興会」が結成された。なお、昭和三十五年（一九六〇）二月には、鷺宮催馬楽神楽が県の無形文化財の指定を受け、名称も「鷺宮催馬楽神楽保存会」に改められた。

先の「復興会」において、若者への指導にあたった白石国蔵（一八九一～一九六六）【写真39】は、明治二十四年（一八九一）に神楽役の家に生まれ「笛の国蔵」と呼ばれる名人であった。白石の復興活動によって、江戸時代から続く催馬楽神楽の火は守られたといっても過言ではない。現在



【写真39】  
若き日の白石  
国蔵  
(鷺宮神社蔵)



【写真40】 鷺宮中学校郷土芸能部の練習風景

も白石の技は鷺宮催馬楽神楽保存会を通じて、後継者に受け継がれている。

また、鷺宮中学校には「郷土芸能部」があるが、その前身は、昭和五十五年（一九八〇）四月に誕生した「郷土芸能クラブ」であり、放課後に保存会の会員の指導をうけながら熱心に活動を続けている【写真40】。こうした活動の中から、近年では女性神楽師も誕生している（榎島知子「現代の伝統芸能事情―鷺宮催馬楽神楽における女性神楽師の誕生―」『民俗文化研究』三号 二〇〇二年）。

なお、鷺宮催馬楽神楽は昭和四十五年（一九七〇）に国の記録作成等の措置を講ずべき無形文化財に選択された後、昭和五十一年（一九七六）五月四日に国指定重要無形民俗文化財に指定されている。

#### (五) 堀之内遺跡の発掘

鷺宮神社北側の畑地から土器が発見されたことから、昭和三十七年（一九六二）十二月に発掘調査が行われた。鷺宮地区の辺りは土地が低く、鷺宮神社境内も自然堤防と考えられており、この発掘調査が行われる前までは、鎌倉時代より前の遺跡があるとは想定されていなかった。

この発掘調査では、縄文時代前期（約六、〇〇〇年前）・後期（約四、〇〇〇年前）・晩期（約三、〇〇〇年前）・古墳時代前期（約一、七〇〇年前）・中期（約一、六〇〇年前）・後期（約一、五〇〇年前）の遺跡が発見された。

遺跡からは、縄文時代前期の方形の住居跡一軒、同後期の形状不明の住居跡一軒・古墳時代後期の隅丸方形の住居跡（カマド有り）一軒などが見つかつたほか、縄文時代の土器、土偶の脚部や石器、古墳時代の土師器、須恵器や土玉、投網の網に付ける錘などが出土した。この発見によって、神社一帯は縄文時代から古墳時代にかけての複合遺跡であり、この地の地名から当時「堀之内遺跡」と名付けられた（現在の名称は「鷺宮神社境内遺跡」）。また、この地が自然堤防ではなく、関東ローム層の台地であることも明らかとなった。昭和五十一年（一九七六）に、埼玉県の重要遺跡に

選定され、昭和五十九年（一九八四）には二回目の調査が行われたが、この時には縄文時代・古墳時代の痕跡は発見されず、近世の溝が発見された。

## 八 鷲宮神社のいま

### (一) 高度経済成長下の鷲宮町と鷲宮神社

昭和四十四年（一九六九）五月、日本住宅公団わし宮団地の造成が始まり、鷲宮町も高度経済成長の波に乗り、人口増加の兆しが見え始めていた。昭和四十六年（一九七二）十一月には日本住宅公団わし宮団地の入居が始まり鷲宮町の人口が一人を突破した。昭和五十一年五月には、鷲宮催馬楽神楽が国の重要無形民俗文化財に指定された。伝統神楽を誇る町民の喜びは大きかった。活況の中で鷲宮神社は、町民が集う場所として様々なイベント会場にも活用された。昭和五十五年の町広報紙によれば、二月十四日の節分会に二万人の参拝客があったことや、四月十日には境内で植木市が開催され多くの参詣客でにぎわったことが報じられている。また、同年六月六日・七日の二日間に国立劇場で催馬楽神楽が演じられたことで、全国にその名が知られるところとなった。さらに昭和五十七年（一九八二）には、現在のJ R宇都宮線の東鷲宮駅が開業し、首都圏のベッドタウンとしてさらに人口が増加した。新たな町民を迎え、鷲宮神社はその歴史に新たなページを開いていくことになる。

### (二) アニメ「らき☆すた」の聖地へ

時代は昭和から平成へと移り、鷲宮神社は新たな参詣客を迎えるところとなった。アニメ「らき☆すた」の聖地巡礼者である。アニメ「らき☆すた」に登場する「鷲宮神社」は、登場人物の姉妹の父が宮司を務める神社で、柀家はこの境内に居住しているという設定。「鷲宮神社」は鷲宮神

社がモデルとなっていることから、ファンにとって埼玉県久喜市にある鷲宮神社が「らき☆すた」の聖地となった。神社の入口にある大西茶屋では、巡礼者同士や地域の方々とのコミュニケーションが楽しまれているという。茶屋の二階部分はアニメ関係のギャラリーとして開放されており、ファンが立ち寄りやすいスペースになっている。さらに神社境内では、「痛絵馬いたえま」とよばれるアニメのキャラクターを描いた絵馬の奉納もさかんに行われている。

### (三) 地域振興と土師祭

土師祭とは、毎年九月の第一日曜日に鷲宮神社境内に奉納されている通称「千貫神輿」の渡御祭の別名である。この神輿は、寛政元年（一七八九）に造られたもので、関東最大級だと言われているが、縦・横ともに約一・四メートル、重さが三トンもあり、あまりの重さのため、担ぎ手は一回に約一八〇人、交代要員を入れると五〇〇人以上が必要とされる。このため、大正二年（一九一三）には担ぎ手不足のため台車に乗せて引くようになっていた。しかし、昭和五十八年（一九八三）に「大神輿を担ぎたい」という地元有志により七〇年ぶりに復活し、今では、担ぎ手として関東近県から集まる約一五〇団体、およそ一、五〇〇人のはっぴ姿の若衆の勇壮な姿が、祭り気分を盛り上げていた。

また、平成十九年（二〇〇七）に、鷲宮神社を舞台とするアニメ『らき☆すた』が放送されたことから、翌年からは土師祭に「らき☆すた神輿」が登場し、全国から集まる「らき☆すた」ファンが担ぎ手となっている。この「らき☆すた神輿」は布に描かれた絵を内側から照らす、万灯神輿と呼ばれるもので、その絵が『らき☆すた』のキャラクターになっており、「らき☆すた神輿」の担ぎ手たちが『らき☆すた』キャラクターの名前を掛け声に乗せて、鷲宮の街を練り歩く姿が定番となりつつある【写真41】。巡行の最後には「千貫神輿」と「らき☆すた神輿」が神社鳥居前にて競演



【写真41】土師祭の千貫神輿（上）・らき☆すた神輿（下）

する様子は、ほかでは見られないユニークな光景となっている。これを契機に、「わしのみやMSSコン」、「コスプレ祭り」、「らき☆すた☆飲食店スタンプラリー」など新しい企画も取り入れられるようになった。

このように多くのファンは、はじめはアニメの舞台としての意味のみをもつ鷺宮において様々なイベントに参加するが、それらのイベントを通してファンと地元住民、ファン同士が良好な関係を築いていき、鷺宮が単なるアニメの聖地から交流の場としての意味を持つようになった。さらにそのような関係の中で地元住民がファンの価値観を受け入れ、伝統行事への参画を提案するようになり、ファンもそれに応え仲間たちと共にまちおこしに関わっていくようになっていく。「土師祭」を通して、ファンにとつて鷺宮が居場所であり、自己肯定の場となっていくことが窺える。土師祭は、地元商工会の旧世代と新たな担い手となる新世代が交流し、地域振興

に新しい風を吹かせる一つのモデルケースとなっており、全国的にも新たな「まちおこし」として注目されている（島田愛美・羽藤千花子・本多光・水田萌子「アニメ聖地巡礼の可能性―鷺宮における「場の意味」の多様化―」『コンテンツツーリズム論叢』一 二〇一二年）。なお、土師祭は平成三十年から開催を休止しており、「らき☆すた神輿」は八坂祭で担がれている。

### おわりに ―文化が息づくまちのシンボルとして―

このように鷺宮神社は、地域における伝統文化の中心としてその役割を古代から担ってきたが、その流れは現在にも地域の人々と神社との連携により確実に現代へと引き継がれている。

平成三十年（二〇一八）八月十一日、神社のシンボルであった大鳥居が倒壊した。倒壊の原因は老朽化とみられており、けが人がなかったのは幸いであったが、地域の人々はその倒壊を残念がるとともに、多くの人々がその復興を願っている。

今年も、元旦の初詣から、二月十四日の「鷺の年越祭り」で節分の厄除豆が投げられる。また、七月二十日の夏祭では町内に山車が曳かれ、七月三十一日の夏越祭では茅の輪くぐりに多くの人々が訪れるとともに、古利根川では人形流しの神事が厳かに行われる。そして十二月の大酉祭で熊手が売られ一年が終わる。四季折々の行事では土師一流催馬楽神楽が奉納され、多くの人が訪れる。このような文化の中心として鷺宮神社が人々とともに、これからも地域の人々から愛される神社として新たな歴史の一ページを刻んでいくことに期待したい。

## 鷺宮神社の文化財

鷺宮神社には、国指定の文化財二件、埼玉県指定の文化財六件、久喜市指定の文化財一件が伝えられている。また、鷺宮神社に関連する指定文化財として、県指定文化財一件、市指定文化財二件が伝えられている。

### 鷺宮神社の指定文化財

区分	名 称	指定年月日	所有者
国	太刀	大正3年4月17日	鷺宮神社 (東京国立博物館寄託)
国	鷺宮催馬楽神楽	昭和51年5月4日	鷺宮催馬楽神楽保存会
県	銅製双鶴蓬萊文鏡	昭和31年11月1日	鷺宮神社 (久喜市立郷土資料館寄託)
県	銅製蓬萊文鏡	昭和39年3月27日	鷺宮神社 (久喜市立郷土資料館寄託)
県	銅製桐文方鏡 付沈金彫桐文筥	昭和39年3月27日	鷺宮神社 (久喜市立郷土資料館寄託)
県	銅製御正体	昭和39年3月27日	鷺宮神社 (久喜市立郷土資料館寄託)
県	鷺宮神社文書 付棟札一枚 文書三点	昭和39年3月27日 (昭和56年3月27日追加指定)	鷺宮神社 (久喜市立郷土資料館寄託)
県	寛保治水碑 ※40頁のコラム参照	昭和3年3月31日	鷺宮神社
市	鷺宮神社関係資料	昭和52年9月8日	鷺宮神社 (久喜市立郷土資料館寄託)

### 鷺宮神社関連の指定文化財

区分	名 称	指定年月日	所有者
県	木造釈迦如来坐像	昭和53年3月28日	霊樹寺
市	針谷家文書	平成21年6月3日	個人
市	速見家文書	平成21年6月3日	久喜市立郷土資料館



## 太刀 国指定重要文化財

鷲宮神社蔵・東京国立博物館寄託

下野国小山（現栃木県小山市）を拠点とし、同国の守護であった小山義政（不明〜一三八二）が鷲宮神社に奉納したものである（歴史的な背景については一〇頁参照）。

刃長表に「武州太田庄鷲山大明神」、裏に「永和二年卯月十九日 義政」と寄進銘が彫られている。また茎には「備中国住人吉次」の銘がある。

刃長が一〇一・五センチメートルある。身幅広く、大振りで、切先が延びた姿には、南北朝時代の特徴がよくあらわれているとされている。

吉次は、備中国青江（現在の岡山県倉敷市青江）に平安時代から室町時代にわたって栄えた青江派の刀工の一人である。その名前は鎌倉時代から継承されているが、作風から寄進銘（永和二年〔一三七六〕）と同時代の作家と考えられている。

地刃のできもよく、当時の姿をよく伝えており、遺作の少ない吉次の研究には欠くことのできない好資料とされている。また、寄進銘もあることから歴史資料としての価値も高くなっている。

太刀は、東京国立博物館に寄託されている。久喜市立郷土資料館には、刀鍛冶の吉原義人氏の手による写しが収蔵・展示されている。



鷺宮神社に伝わる神楽。江戸時代、昭和前期には世襲の神楽役により行われており、現在は保存会がその技を伝えている。神楽の伝統的な名称として「土師一流催馬楽神楽」、重要無形民俗文化財の指定名称として「鷺宮催馬楽神楽」が使われている。

現在は年六回奉納されている（一月一日、二月十四日、四月十日、七月三十一日、十月十日、十二月初酉日、ほかに八甫地区の鷺宮神社で四月十五日）。

江戸時代に、鷺宮神社の神楽が江戸などに伝わり広まったことから、関東神楽の源流とされている。これは、催馬楽神楽の流派名が「土師一流」であるのに対して、一部の江戸の里神楽では「土師流」を名乗っていることや、山崎美成により文政年間に記された随筆「海録」に、浅草の神事舞太夫頭の田村八太夫が自分達の行っている「土師舞」について鷺宮で始まり伝わたと語っている記事があること、江戸の神楽に関する史料である「岩井神社鈴森御神楽格式」に鷺宮神社神主の大内秀勝と思われる名前が見られることなどから分かる。

催馬楽神楽の特徴として、舞が主体の神楽であり、演劇的な要素はほとんど見られないことがある。これは神楽の古い形態を残していると考えられている。座敷は、基本となる一二座のほか三座の計一五座ある（三八頁・表3参照）。第一座などの素面の採物舞、第四座などの着面で神話を題材とした舞、第十座の式三番を象つたとされる舞から構成されている。

催馬楽神楽は、唯一神道の思想的な背景により成立したと考えられている。主なものをあげると、第八、十二座は祓いの座であるが、祓いは唯一神道の思想的な背景が認められるという。また、平安時代の民謡

を元に成立した、雅楽の曲種の一つである催馬楽が取り入れられているが、催馬楽の取り入れも唯一神道の神楽観によるものと考えられている（矢嶋正幸「唯一神道化する神楽についての一考察・近世前中期・鷺宮神社の神楽改革」『民俗芸能研究』第六四号 二〇一八年）。なお、現在は一座に一曲の神楽歌・催馬楽を歌っているが、大内国久によって享保十一年（一七二六）に記された「土師一流催馬楽神楽歌」を見ると、神楽成立時には現在よりも多くの歌が歌われていたことが分かる。

神楽殿の配置にも特徴があり、拝殿と神楽殿が正対した位置にある。このような配置は、宝永五年（一七〇八）の「大乘院由緒書」の絵図で既に見られる。神楽殿としては、県内で同じような配置はほかに三か所しかない（坂戸市の大宮住吉神社など）。神社の祭神が正面で神楽を見えるような配置にしているとされている。

文化財の指定等は、昭和三十五年三月一日付けで埼玉県指定無形文化財に指定、同日付で白石国蔵が埼玉県から「無形文化財鷺宮の催馬楽神楽の保持者」に認定。昭和四十五年六月八日付けで国から「記録作成等の措置を構すべき無形文化財」に選択。昭和五十一年五月四日付けで国指定重要無形民俗文化財に指定。

神楽の歴史等は本書三五～三九・四七頁参照。また、詳細は埼玉県立民俗文化センター『鷺宮催馬楽神楽』にまとめられている。



■ 第十一座 鎮悪神発弓鞞負之段



■ 第三座 浦安四方之固固之段



■ 神楽役朱印状  
文政6年(1823)



■ 拍子方  
右から笛、大拍子、大太鼓、小太鼓



■ 「大乘院由緒書」の神楽殿の位置  
宝永5年(1708)、絵図全体は34頁  
【写真27】参照。



■ 神楽殿  
文政4年(1821)建立。建立時の棟札は23頁  
【写真23】参照。

直径一九・四センチメートルの銅製円形の和鏡である。文様の特色などから鎌倉時代末頃の作とされている。

背面は、中国の伝説に基づいた蓬萊山（仙人の住む霊山）の文様である。中央に紐を通す亀甲文の鈕、その左側に磯辺に立つ二羽の鶴、右側に瑞巖と松葉、下方に鶴を見上げながら波間を泳ぐ亀が描かれている。また、外区には竹・雲・松葉・波が配されている。

鏡の上方には、穴が二か所あけられている。神輿に吊るすための穴との伝承がある。また、火を受けたためか上部がひどく歪曲している。

全体的にやわらかい線で表現されているこの鏡は、平安時代以来の和鏡の伝統を伝える優品とされている。



銅製蓬萊文鏡 県指定有形文化財

鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託

直径二二・〇センチメートルの銅製円形の和鏡である。文様の特色などから室町時代の作とされている。

背面は、中国の伝説に基づいた蓬萊山（仙人の住む霊山）の文様である。中央に紐を通す亀甲文の鈕、その左側に二匹の鶴が頭を下げ、向き合っている。また、その足元には二匹の亀がたわむれている。右側には、松の木があり、その枝は上方にまで伸びている。下方には、一匹の亀が泳いでいる。また外区には松葉、瑞雲（めでたい雲）などが付け加えられている。

この鏡の文様はすでに形式化したものだが、この時期の優れた鏡の一つとされている。



銅製桐文方鏡 付沈金彫桐文筥

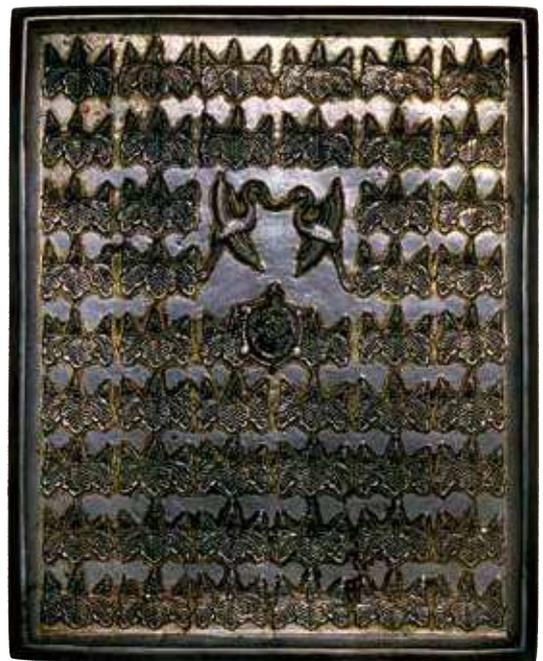
県指定有形文化財

鷺宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託

長方形（縦二三・〇センチメートル、横一八・〇センチメートル）の白銅鏡である。古来、鏡は円形であったために、長方形の鏡は類例が少ない。作風などから桃山時代の作と考えられる。背面全体に桐の文様が配され、中央には亀甲文の鈕、その上部にはくちばしを合わせた鶴が対称的に配されている。

この方鏡が納められている筥は、沈金彫といわれる技法で桐文が施されている。沈金とは漆芸技法の一種で、漆塗の面に刀などで文様を線刻し、その線刻した溝に漆を摺り込み、さらに金箔や金泥を押し込んで文様を表すものである。

二段からなる中筥には、内側にそれぞれ三個の桐文が彫られ、側面は桐文の一部を変化させた唐草文が巡らされている。蓋の表には、中央に亀甲文をもつ亀が置かれ、周囲には桐文が数多く散らされている。方鏡を納めるために作られた筥といえる。この筥も鏡と同じ時期に作られたものと考えられている。



鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託

二面の御正体である。御正体は、鏡の正面に仏像などをあらわし、社寺に奉納するなどして、礼拝の対象としたものである。懸仏とも呼ばれる。

文安二年（一四四五）のものは直径二三・七センチメートルで、「施主河口郷藤内五郎敬白 武州太田庄鷲大明神 文安二年乙丑五月四日」の銘を持つ。河口郷は現在の加須市川口に比定される。『新編武蔵風土記稿』や『神社伝記考証』（『埼玉県史料』所収）の図、稲村坦元「鷲宮神社と其の史料（承前）」の記述などから、江戸／昭和初期には祭祀用の銚に付けられていたことが確認できる。



長祿二年（一四五八）のものは直径三一・八センチメートルで、「祈願武州太田庄鷲山所願成就故也 長祿二年戊寅八月吉日 菅垂水郷国吉敬白」の銘を持つ。菅垂水郷は、現在の加須市樋遣川に比定される（樋遣川にある聖徳寺の山号「菅垂山」は、菅垂水の郷名に因むと考えられている）。

いずれの御正体も、鏡面は鑄放したままで磨かれていないことから、当初から鏡としてではなく、御正体として作られたものと考えられている。



鷲宮神社文書 付文書二点 棟札一点 県指定有形文化財

鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託

戦国時代の古文書二三通（付の三通含まず）である。文書は卷子装となっている。

戦国時代に鷲宮神社が古河公方の勢力範囲にあったことから、足利成氏をはじめとした古河公方関係の文書が数多く残されている（二二点）。次いで、古河公方に代わって関東地方で勢力を伸ばした小田原北条氏関係の文書が数多く残されている（九点）。

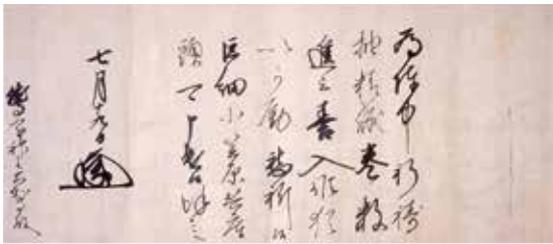
なかでも古河公方足利成氏が鷲宮神社に納めた願文は有名である（一五頁【写真9】）。享徳の乱に際して、敵対する幕府や関東管領上杉家に対する戦勝祈願を行ったものである。この文書の発給年は、幕府の主導により前年に改元されて康正二年（一四五六）となっているが、願文では改元をせずに享徳五年を使用していることから、成氏が幕府に強く反発していた様子がうかがえる。

付で指定されている文書二点は本来鷲宮神社所蔵のものではなく、様々な経緯で鷲宮神社所蔵となったものである。また、付の棟札は文禄四年（一五九五）に鷲宮神社を再建した際の棟札で、正応五年（一二九二）と応安五年（一三三二）に神社を再建した際の棟札を写した部分もある（九頁【写真3】）。

この県指定文化財となっている文書をはじめとして、神社所蔵以外のものも含めた鷲宮神社関係の中世文書は、『鷲宮神社所蔵資料総合調査報告書』で詳細に報告されている。



鷲2-3



鷲1-5



鷲1-7



鷲1-6



鷲1-8



鷲1-10

No.	名 称	年月日	西曆	備 考
鷺1-3	足利成氏願文	享徳5年（康正2年）2月10日	1456	15頁【写真9】
鷺1-4	足利政氏書状	年未詳2月26日		
鷺2-1	足利政氏書状	年未詳8月初吉		
鷺2-3	足利政氏書状	年未詳11月17日		
鷺1-5	足利高基書状	年未詳7月19日		
鷺2-2	足利高基書状	年未詳9月11日		
鷺1-7	足利晴氏判物	年未詳2月9日		
鷺1-6	足利晴氏判物	年未詳12月27日		
鷺1-8	足利藤氏書状	年未詳5月4日		
鷺1-10	北条氏康書状	（天文23年）正月11日	1554	
鷺2-4	足利梅千代王丸印判状	天文23年12月23日	1554	16頁【写真12】
鷺1-17	北条氏印判状	永禄9年12月12日	1566	16頁【写真14】
鷺1-22	北条氏印判状	年未詳3月5日		19頁【写真18】
鷺1-14	北条氏印判状	年未詳11月23日		18頁【写真16】
鷺1-9	足利義氏書状	年未詳8月1日		
鷺1-11	北条氏直書状	（天正10年）正月19日	1582	
鷺4-1	北条氏印判状	天正13年8月20日	1585	19頁【写真19】
鷺3-1	北条氏直書状	（天正15年）正月15日	1587	
鷺1-20	太田氏印判状	天正17年8月7日	1589	20頁【写真21】
鷺1-13	北条氏房書状	年月未詳8日		
鷺1-21	北条氏印判状	天正18年6月5日	1590	20頁【写真22】
鷺1-16	北条氏印判状	永禄5年4月14日	1562	豊前氏関係
鷺1-12	北条氏印判状	天正2年12月12日	1574	豊前氏関係
鷺1-15	千葉利胤判物	天文15年9月14日	1546	付指定、豊前氏関係
鷺1-18	武田信豊書状	年未詳10月8日		付指定
鷺1-19	穴山勝千代印判状	天正11年12月17日	1583	付指定

※鷺宮神社所蔵の県指定文化財の中世文書のみ  
 ※鷺宮神社所蔵以外の中世文書については、21頁のコラム参照  
 ※編年順（神社関係以外の文書を除く）  
 ※No.は、『鷺宮神社所蔵資料総合調査報告書』掲載の文書番号



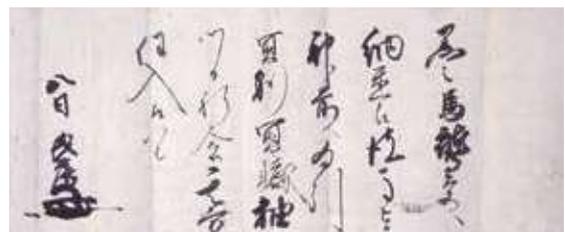
■ 鷺1-11



■ 鷺1-9



■ 鷺1-16



■ 鷺1-13

鷲宮神社蔵・久喜市立郷土資料館寄託

鷲宮神社に所蔵されている国・県指定文化財を除く、文書・和鏡・棟札・金石・刀剣・銚子や盃等の宝物などから構成されている。

文書は、近世文書一〇九点、近現代文書六二二点が伝えられている。近世文書では、徳川家康が社領四〇〇石与えた判物と歴代将軍の朱印状がそろっている。また、鷲宮催馬楽神楽関係の文書が多いことも特徴の一つとなっている。

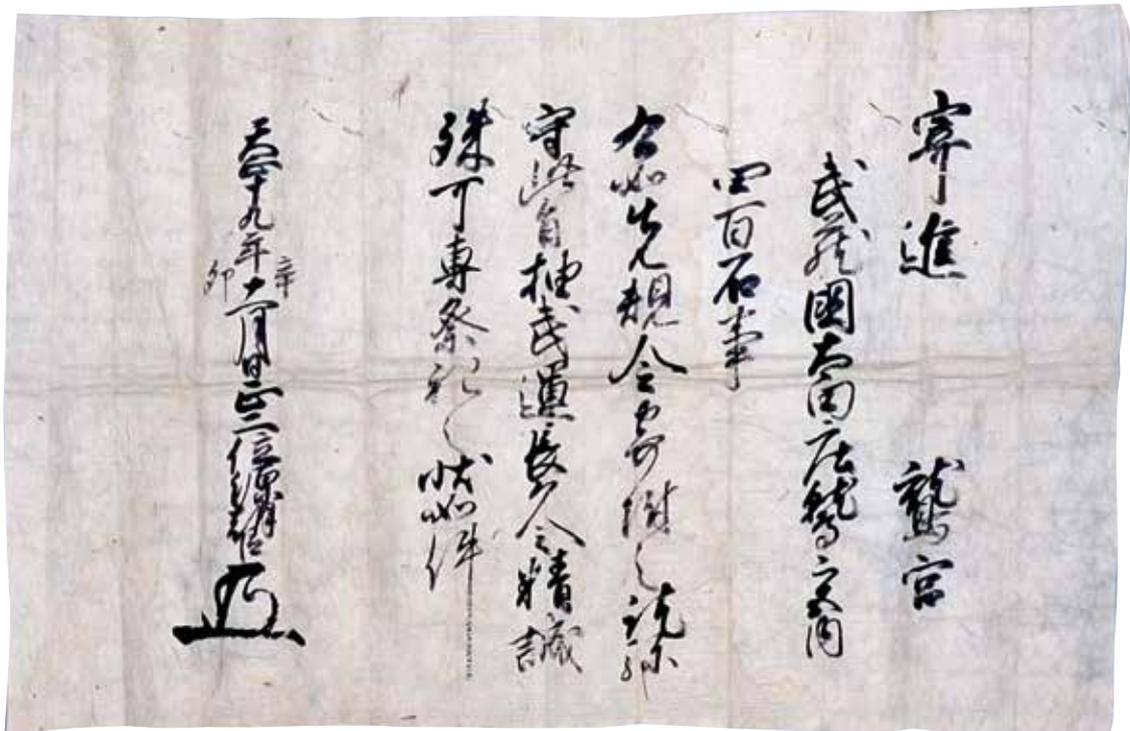
文書・絵図・棟札については、『鷲宮神社所蔵資料総合調査報告書』で詳細に報告されている。



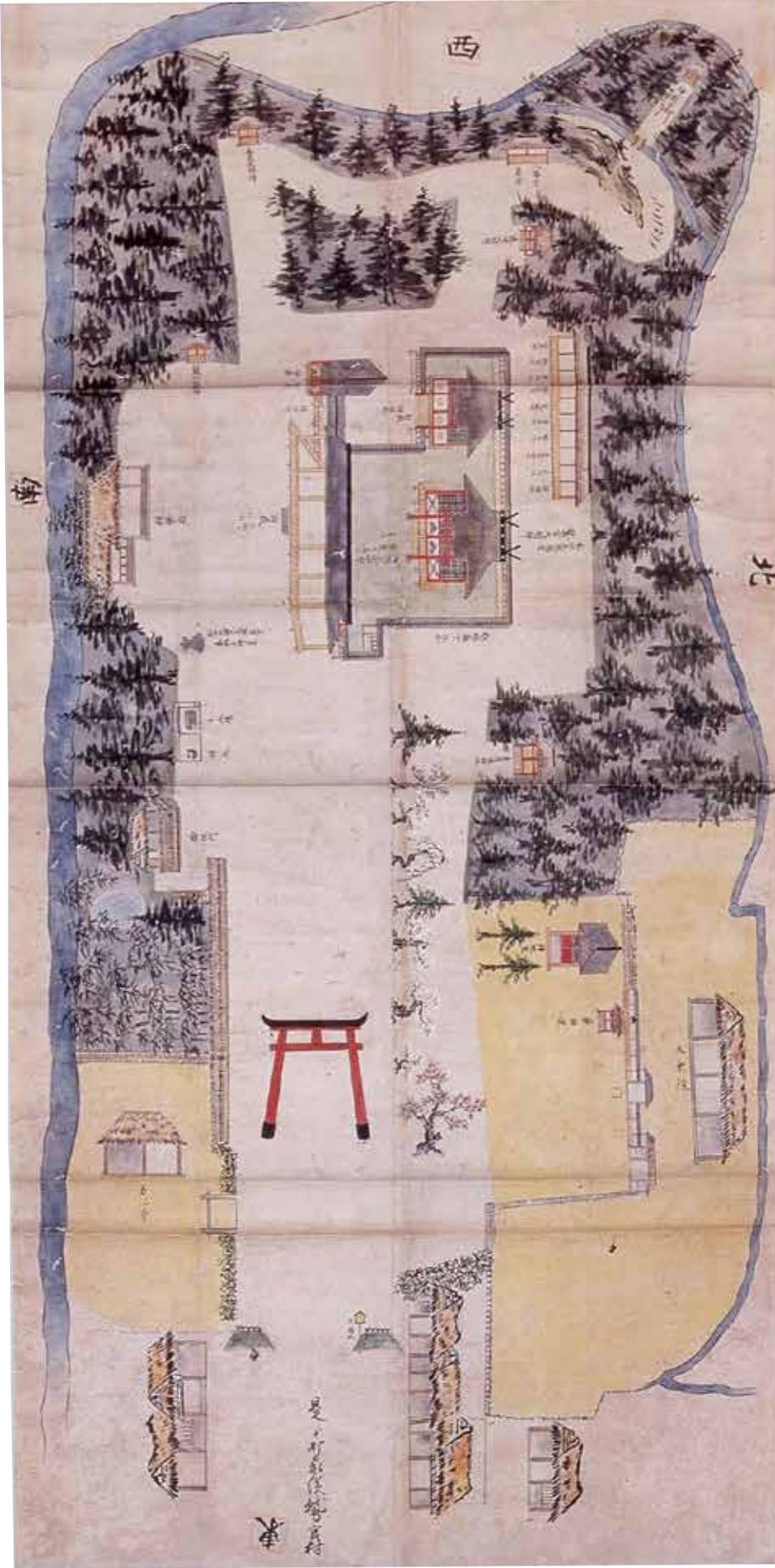
■ 大内氏系図 近世後期



■ 鷲宮催馬楽神楽関係文書



■ 徳川家康判物 天正19年（1591）  
徳川家康が社領400石を与えた判物。



■ 鷲宮神社境内図 近世後期

鷺宮神社の絵馬

鷺宮神社蔵（小絵馬の一部は久喜市立郷土資料館寄託）

鷺宮神社には、大絵馬一七点、小絵馬二二点が伝えられている。『第五回特別展 絵馬く願いをこめて』（鷺宮町立郷土資料館）に全点が掲載されている。



■ 鷺宮神社境内図絵馬  
明治32年（1899）



■ 鷺宮催馬楽神楽図絵馬

高さ八七・二センチメートル。けやき材を用いた一本造りで、眼は像の表面に直に彫って表されている（彫眼技法）。表面は漆箔で仕上げられている。制作時期は、平安時代初期頃の一本造の伝統を踏襲した作風から、平安時代後期と考えられている。なお、本体主要部を除き、右腕、両手先等が江戸時代に補修されている。

この像は、鷲宮神社の供僧頭大乘院の仏像であった。神仏習合の時代には、鷲宮の本地仏は釈迦であるとされており、大乘院境内にはこの坐像を祀る本地堂があった。明治時代初めの神仏分離令によって大乘院が廃された際、当時の霊樹寺二十七世高峰宦道和尚が、同じ町内の由緒ある古仏を他所に出すのは忍びがたいとして、苦心の末に入手した。

宝永五年（一七〇八）の「大乘院由緒書」（鷲宮神社文書）によると、かつては唐招提寺（奈良県奈良市）の仏像であったが、大乘院の再興に尽力した護持院隆光によって、大乘院へ寄附されたものであるとされている。



個人蔵

針谷家は鷺宮神社領の社領代官・名主を務めた家である。鷺宮神社創建期に天穂日命とともに鷺宮の開拓にあたったとの伝承を持つ。もと菫萱を名乗っていたが、暦応二年（二三三九）の時に針谷に改めたという。

文書は、幕末から明治時代の古文書が多く残されている。また、鷺宮神社や大乘院等の動向を示す資料が含まれている。総点数一六二点。

なかでも、針谷家の系図である「菫萱氏系図」は、針谷家歴代の事績とともに、鷺宮神社の歴史についても記述されており、鷺宮神社の歴史を語る上で欠かせない史料である。『町史』史料一近世に翻刻されている。

針谷家文書の目録は、『鷺宮町諸家文書目録』第一集に掲載されている。



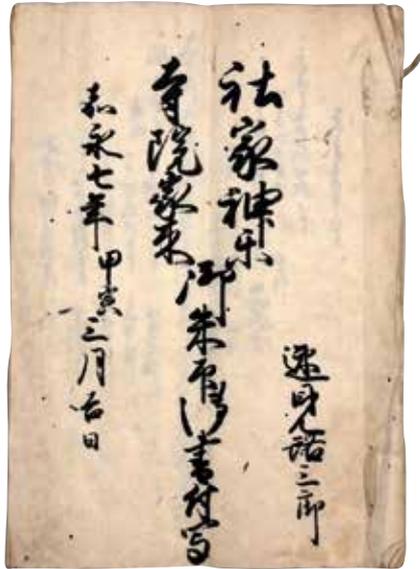
菫萱氏系図

速見家は鷺宮神社大宮司大内氏の家来を務めた家である。元は豊臣秀頼の家臣であったが、大坂城落城後に大内家を頼って鷺宮に移ったとの伝承を持つ。

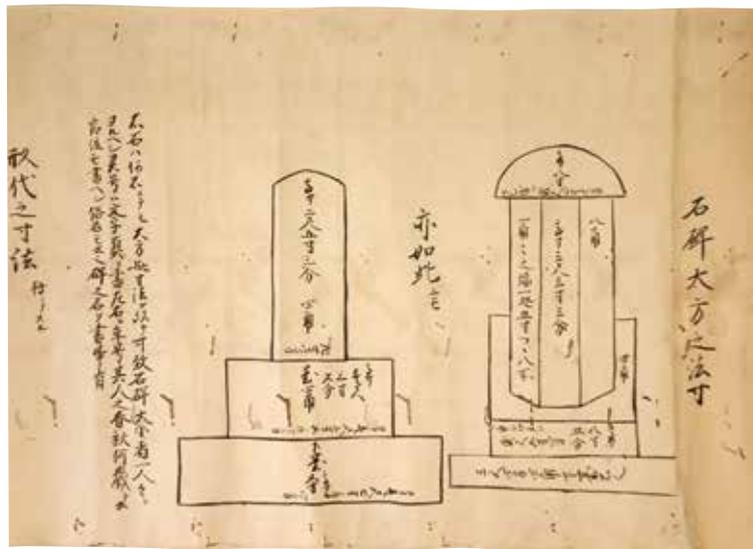
文書は、幕末から明治初期の古文書が多く残り、幕末の鷺宮社領支配の実態を示す古文書がみられる。また、明治初期の用水普請文書がまともまっている。総点数二四二点。

鷺宮神社の社領支配の実態を明らかにする上で欠かせない文化財である。

速見家文書の目録は、『鷺宮町諸家文書目録』第一集に掲載されている。



■ 社家神楽寺院家来御朱印御書付写  
嘉永7年（1854）



■ 唯一神道喪葬略式（部分）  
享保9年（1724）

## 鷲宮神社関連史料

鷲宮神社の由緒書等は数多く残されている。ここでは、そのうちから本書で引用した史料の全文を紹介する。

### 一 大内家由緒書

戦国〜江戸時代に鷲宮神社神主であった大内家の由緒書。元禄十六年(一七〇三)に寺社奉行所へ提出した写し。鷲宮神社文書No.六一四。

由緒書

武州鷲宮神主

大内右衛門

一 私家之儀者天兒屋根命より代々嫡孫大織冠鎌子大臣より私迄四十四代、

中興田原藤太秀郷より私迄三十五代相続仕候

一 東照大権現様御直判・御代々御朱印頂戴仕候織者、東照大権現様奥州景勝

御退治之節、私より六代先祖大内弾正卜申者、栗橋利根川御船橋二而御

出馬被為遊候節、御船及半途候節御舟繩切申候二付、彈正川中江飛入御

船留申候御忠節御座候二付、依御感御盃御銚子頂戴、御太刀三条宗近、

御馬拝領仕候、其節之御盃御銚子八所持仕罷在候、御太刀者子細御座候

二而所持不仕候

一 御代続御 目見江之節者、御紋付之時服私先祖より代々拝領仕着来候、

尤毎年正月六日年始之御 目見江之節者独礼席二而御 目見江被 仰付候、

献上物之儀者御祈禱御祓太麻并私家より鳥目志貫文献上仕候

一 御当代茂父民部儀御 能 拝見、元禄四年二月五日被 仰付、御料理

被 下置候、御講御力識仰聞元禄十年二月朔日父民部儀被 仰付、御祝儀御

雑煮被 下置候

一 御当代御代継之御 目見江之節、父民部儀貞享元年八月朔日二而独礼席二而被 仰付、同月十五日二而御紋付時服御広蓋二而拝領仕候

一 父民部儀病身二付、元禄十五年八月十八日阿部飛驒守様二而首尾能隠居被

仰付、私儀無滞被 仰付、当止月六日年始之御 目見江任先例於独礼

席被 仰付、尤御祓太麻并鳥目志貫文献上仕候

一 私家之儀代々武家を茂相守申候二付、諸事所々仕置等申付、尤社人等迄

万事私心次第二而仕置申付候、依之代々鑓者為持来候

一 御当代三至而鉄炮御改之節茂、代々所持仕来候鉄炮三拾挺先例之通所持仕

候様二而戸田能登守様寺社御奉行之節被 仰付候、以上

元禄十六癸未年

大内右衛門

十二月

寺社御奉行所

覚

甲府宰相様御誕生之節茂御祝儀御礼末広御扇子二本、御箱肴献上仕、御紋

付時服拝領仕候、依之

大猷院様江御祝儀末広御扇子・鳥目・御肴献上仕、御紋付時服拝領仕候

嚴有院様御新殿御移徒之節茂御祓・御肴献上仕、此節者従

両公方様御紋付時服拝領仕候

嚴有院様御疱瘡之節御祓・御箱肴献上仕、御祝儀御紋付時服拝領仕候

大猷院様御四十二御厄年御祈禱御祓・御肴献上仕候、其節茂御紋付時服拝

領御仕候、以上

大内右衛門

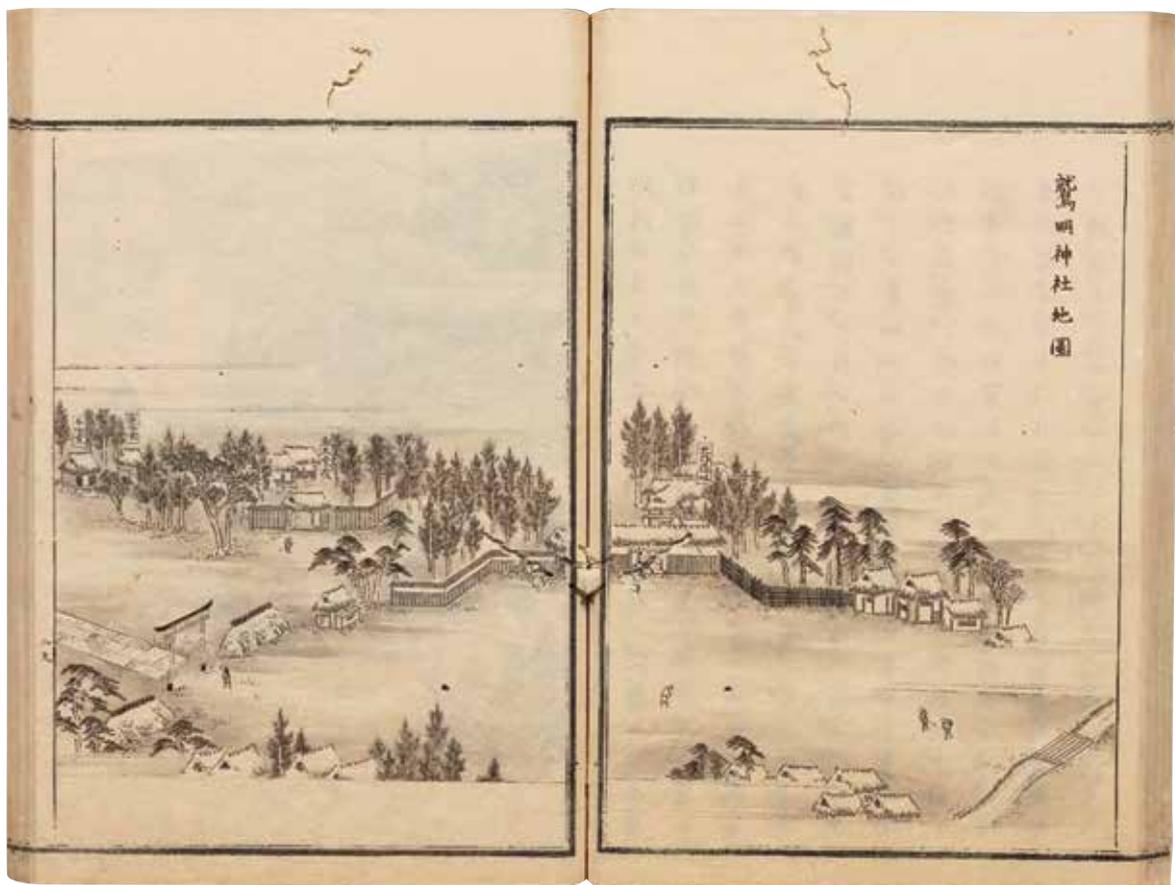
### 二 新編武蔵風土記稿

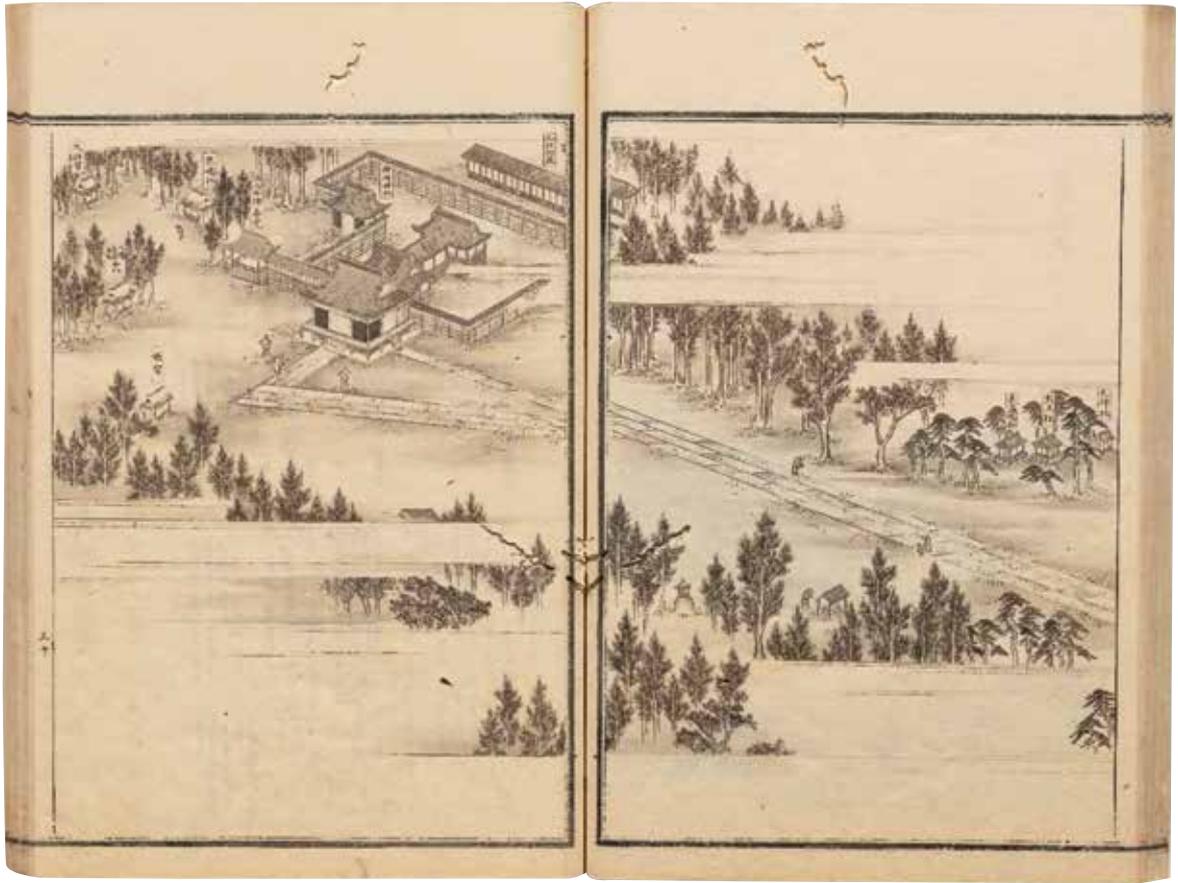
江戸幕府編さんによる武蔵国の地誌。文化七年(一八一〇)から約二〇

年を費やして完成。雄山閣の大日本地誌体系①『新編武蔵風土記稿』第一〇卷の埼玉郡鷲宮村の「鷲明神社」を転載（一部修正）。図は、国立公文書館蔵「新編武蔵風土記」埼玉郡 卷之二百十一の図を掲載。

鷲明神社

当社は式内の神社にはあらざれど、尤古社なり、祭神は天穗日命にて、大背飯三熊之大人天夷鳥之命を合祀す、【日本書紀神代卷】に曰、素盞鳴尊之輻輳然解其左髻所纏五百箇統之瓊綸、而瓊響瑤々、濯浮於天渟名井、嚙其瓊端置之左掌而生児、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、復嚙右瓊置之右掌而生児天穗日命、此出雲臣、武蔵国造土師連等遠祖也と是なり、故に土師宮と号すべきを、和訓相近きをもて、転じて鷲明神と唱へ来れりといへり、又【羅山文集】に拠ば、当社に昔縁起十卷ありて、有間王子良岑安世こ、に来て神となる、本地は釈迦なりと記したれど、全く浮屠の妄説なりと見えたり、鎮座の年歴は詳ならず、【東鑑】建久四年十一月十八日の条に、武蔵国飛脚参申云、昨夕当国太田庄、鷲宮御宝前血流為凶怪之由云々、則卜筮之処兵革兆云々、十九日壬午被奉神馬（鹿毛）於鷲宮、又可莊嚴社壇之旨被仰下、榛谷四郎重朝為御使云々、又承元三年二月十日甲戌、武蔵国太田庄鷲宮宝殿鳴動之由馳申之、又建長三年四月十三日癸卯、相州（按に従五位上相模守時頼を指）鷲大明神為奉幣、可遣御使於武蔵国之処、三嶋之神事也、他社御奉幣事、敢可有其憚之由、当社神主申、仍被護子細於若宮別当法印之間今日進発云々、同月廿二日若宮別当法印、自武蔵国鷲宮帰参、御祈願成就、奇瑞不一、去十九日於社頭御神楽之砌、一之見事託宣尤嚴重、殊有其奇怪之由云々、又建仁三年十月十四日己酉、鶴岡并二所三嶋日光宇都宮鷲宮野木宮、以下諸社被奉神馬、是世上無為御報賽云々と載たる、鷲宮も当社なるべし、又今当社内に存せる文祿四年の棟札に、正応五年壬辰九月十三日、相模守貞時再興、応安五年壬子十一月十八日、下野守





藤原義政再興せし由記し、及永和二年の義政が奉納せる神劍、文安二年・長祿二年の銅鏡、足利晴氏以下の寄附状等あるにても、古社なる事知らる、御当代となりても天正十九年先規の如く、社領四百石の御朱印を賜ひしより今も同じ、天下泰平御祈祷として毎年三月十日・十一日神事あり、此時神楽・催馬楽等を興行す、又七月七日には近郷の人つどひ来りて賑へりと云、古棟札の図左の如し、

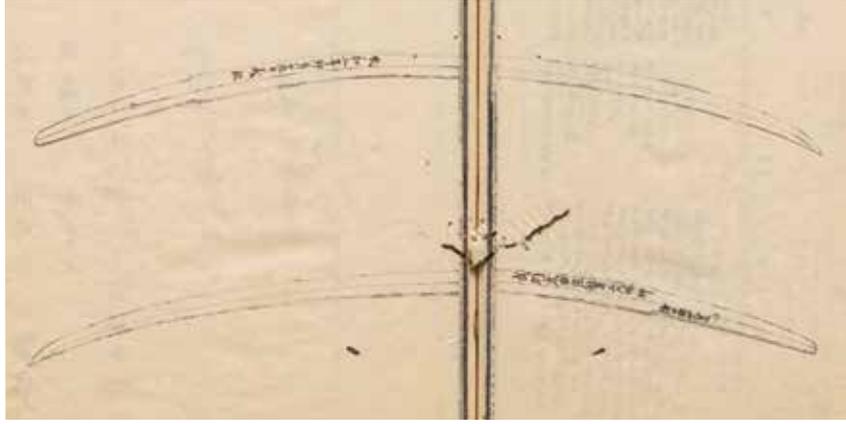
裏面



神宝

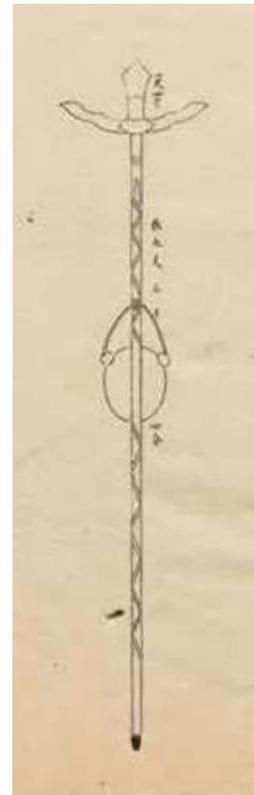
劍 一振 長五尺二寸、幅一寸九分、中心一尺五寸七分、銘なし、往古よりの神劍と云伝ふ、

太刀 一振 小山下野守義政が納めしものと云、其図左の如し、

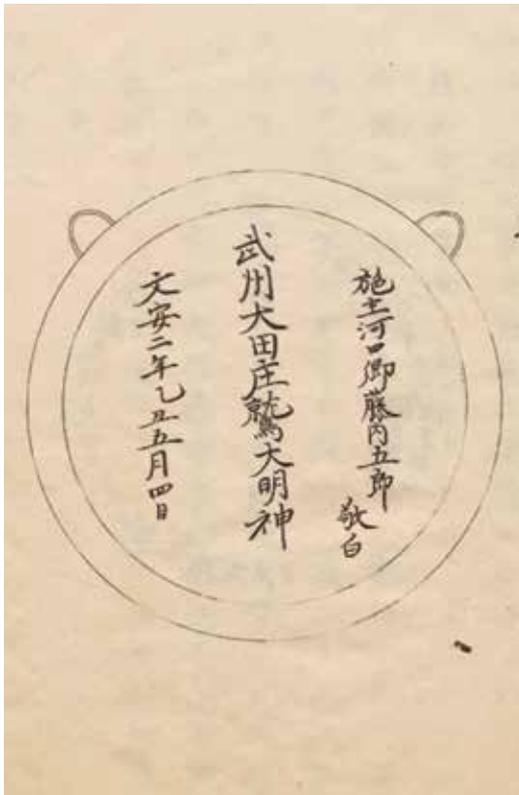


宝珠 火取玉 水取玉 鵝腹ノ玉 鹿鹿ノ玉 牛黄玉 駒玉

以上七種の玉と称して、当社第一の神宝とす、  
鉾 一



銅鏡 二面 此余無銘の古鏡四面あり、其内一は角なり、皆古物なること論なし、





本社 前に幣殿拜殿を建続く、幣殿の額は後西院の皇女の筆也と云、  
 神崎神社 社伝に、天穗日命の荒魂を祝ひ祀る神の陵と云、中略にて  
 神崎と号すといへり、

本地堂 鷲明神の本地仏釈迦を安置す、座像長三尺、こは昔右大将頼  
 朝南都招提寺へ寄附の像なりしを、後年故ありて当所へ移し安置すと  
 云、

神楽堂

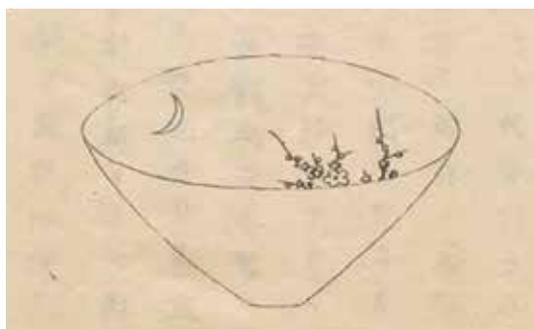
末社 太神宮 鹿島 素盞鳴尊 姫宮八幡若宮八幡香取合社 天王 天  
 神 猿太彦命天鈿女命武内宿禰稻荷浅間駒形軍神御室山王合社

大宮司大内隠岐 家譜を閲るに、藤原秀郷六代の孫、田原上野介頼定、  
 建久年中下野国芳賀郡大内庄に住してより、大内氏を称し、藤原宗綱  
 に属す、この宗綱は佐野修理大夫にや、大内氏当社の神職となりしは、

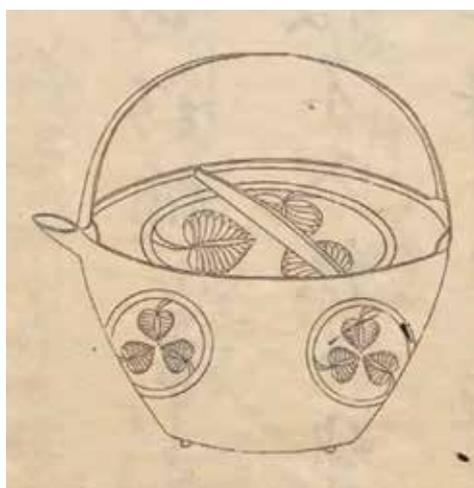
其初の人を詳にせず、子孫民部大夫大和守彈正少弼など云あり、彈正

少弼泰秀の時に至り、東照宮奥州会津御陣として、この辺御通行の頃  
 忠勤の事あるによりて、御手自御盃を賜はり、又御刀、御馬及時服、  
 蒔絵御銚子等をも賜ひしが、泰秀の子左馬介泰定横死の事ありて、其  
 時御刀は失ひしと云、今の隠岐まで泰秀より十代相統すれど、大宮司  
 の称号は正徳年中御免ありしとなり、社人六人、神楽役七人、巫女二  
 人属して祭祀祈祷等の事を勤行せり、

御盃之図



御銚子之図



所藏古文書 八通

当社領之事、守護不入、諸公事免許事、任先御判之旨、不可有相違候、謹言、

二月九日

晴氏(花押)

鷲宮神主民部大輔殿

為端午之祝儀、榊并粽以下到来、目出度候、謹言、

五月四日

(花押)

鷲宮神主民部大輔殿

先日御内儀被仰出候処、燂皮三枚進上、御悦喜候、巨細高修理亮可申遣候、謹言、

十月廿一日

義氏(花押)

神主彈正少弼殿

為八朔之祝儀、差繩并一荷一種進上、目出度候、仍御扇被遣之候、謹言、

八朔

義氏(花押)

神主太和守殿

為改年之一儀、卷数給候、目出度令頂戴候、特鯉廿、一荷到来、祝着候、仍太刀一腰進之候、表一儀斗候、恐々謹言、

二月七日

左京大夫氏康(花押)

謹上 神主民部大輔殿

従前々之鷲宮領、於自今以後無異儀令寄進了、横合非分有之者、

何時も可有披露候、仍状如件、

天正二年甲戌九月二日

氏政(花押)

鷲宮神主民部大輔殿

於当社有改年之祈祷、卷数并鯉十、索麵到来、珍重候、仍太刀一腰進候、恐々謹言

正月十三日

氏直(花押)

神主彈正少弼殿

先日芳問為悦候、不得好便之条、無音慮外候、仍息男一級一官之事令申沙汰候、口宣案下之候、名乗於此方相定候、字之通可然候、珍重候、一級始叙五位之儀、雖不打任事候、随分申沙汰候、次其方一官被申候て可然候、長々上賂八其無曲候、拙者風度令下国、太守へ御礼可申心中候、每事馳走頼入候、此間於禁裏日本紀講尺申候、取乱候、恐々謹言、

八月十三日

(花押)

大膳殿

右の文書一通は古くこの家に蔵す、何人より与へしと云ことを伝えず、又文段も慥に読べからざれど、古きものなれば姑く載す、

別当大乘院 新義真言宗、大和国初瀬小池坊末、社領四百石の内四十八石

を配当して所務すと云、鷲山神宮寺と号す、起立の年歴は詳ならざれ

ど、元文の頃まで永仁四年の古鐘当院にありしと云伝ふ、今はなし、

其全文を左に載す、

奉勸修武州寄東郡太田御庄

鷲宮大明神神宮寺之鐘一口

永仁三二太才丙申十一月八日

聖人妙阿

大願主

西願

什物 鷺宮明神画像 一軸 將軍頼朝の画きしものと云、衣冠を著たる坐像にて、上に鷺を画きあり、元禄年中前住長賢法印の持来て納めしものなり、墨色、紙のさま当時のものとは見えず、されど全く妄誕の説と見えたり、

### 三 鷺宮起源

鷺宮神社大宮司大内国当が記した神社の由緒書。木版刷り。丸山千里家文書No七八五。國學院大学図書館河野文庫にも同じ史料があり、その奥書に「寛政五癸丑歲五月吉辰」とある（一七九三年）。

(表紙)

「当社より諸勸化

一切出し不申候

鷺宮起源

「

ちはやふる神蹟ハれて君となる、其むかしハ久かたの天津空あらかねの国土と開けて吾日の本の道広くむそし余国とはなれりける、其中に此武さしの国ハ穗日命の造り給ふゆへ此神の御領地と定らる、されハ武具を悉くこ

め置れし故此名あり、かけまくもかしこき神にぬかつき、しりくめの内外へたてす、あまさかる鄙の八十氏人にも当社の起源をしらしめんと、今大宮司つたなき水くきにおそれらくもしかいふ

武蔵国造遠祖

鷺宮大明神 埼玉郡大田庄鷺宮領鷺宮村鎮座

旧号土師宮

祭神 天穗日命

相殿

大背飯三熊之大人  
天夷鳥命

社領 御判物 御朱印

日本書紀神代卷曰、素戔鳴尊、乃輻然解其左髻、所纏五百箇之瓊纒而瓊響、瑤二濯浮於天、淳名井一嚙其瓊端、置之左、掌一而生兒、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、復嚙二右、瓊一置之右、掌一而生兒、天穗日命、此出雲臣・武蔵国造・土師連等遠祖也、下略

土師を鷺と称る事訓相通也、人皇十一代垂仁天皇の此よりかく唱來る、

尤謂あり、穗日命ハ素戔鳴尊の御子たりといへとも天照大神御養子に

なり給ふ事ハ細玉誓ひの段に詳なり、委くハ神秘なれハ略す、武蔵第

一の大社にて本社・幣殿・拝殿四十五間の瑞籬・神樂殿・別宮末社

十七社あり

一、家記に曰、当社ハ人皇十二代景行天皇の御宇に日本武尊御遷宮有り

と云々、社ハ飛驒内匠大工たりと棟札にしるしあり

一、東鑑に曰、建久四年十一月二十八日、武蔵国の飛脚參申テ云ク、

昨夕当国大田庄鷺宮御宝前に血流ル為凶恠、由ト云々、則ト笠之処

兵革兆ト云々、十九日被奉神馬於鷺宮又可莊嚴社壇

之旨被<sup>二</sup>仰下<sup>一</sup>、榛谷四郎重朝為<sup>二</sup>御使<sup>一</sup>、下云々、下略

是則人皇八十二代後鳥羽院御宇源賴朝御宮御建立有し事分明也

一、別殿に穗日命アラミタマの荒魂カシヤキを神崎神社と奉祝ハ神の陵ミサキの中略也、是神代より古跡の証、是を崇廟ソウヒヤウの地とハ申す、延喜式神名帳に曰、出雲国能義郡天穗日社とあり、私考是を和魂ニキミタマとも可云哉

一、人皇九十一代伏見院御宇正応五壬辰年九月相模守平朝臣貞時、又人皇百

代応安五年壬子十二月小山判官下野守藤原朝臣義政同義通七度修理被加旨、各内陣棟札に記し有之、且義政より青江吉次の太刀神納長サ三尺三寸五分

永和二年卯月十九日義政とあり、其外七珠寶物等七月七日參詣の輩是を拜せしむ

一、幣殿の額ハ人皇百十二代後西院姫宮御震筆也

鳥居の額ハ吉川惟足先生の染筆也

但し鳥居物高サ式丈八尺八寸、柱の太サ五尺五寸、稀なる大鳥居なり

一、神崎の社に龍の彫物あり、昔牧童社地の辺りにて草を薙に一ツの小蛇出る、彼ノ童部鎌を投付上腮を切落す、時に童部立所に熱出て煩ふ事しきり也、其日より彫物の龍上腮なし、依て里人恐れて神事をなす、程経て彼童平愈したりと言伝ふ、今に其龍上あこなし

一、往古内陣に納めある宝物を盗取らんと夜中に盗賊本社の方板を鋸にて挽に腕すくミテ働く事あたハす、仍て鋸を捨て逃去ル、又其後神前に懸置たる奉納の品を盗まんと忍ひ入ルくセもの眼くらみて前後不知と、時の宮番捕へて追払ふ、此類の奇瑞難有といへとも世の疑ひを恐れ略す、誠に可恐云々

一、当社の氏子古來ハ誤て魚鳥を喰事をいみ来るを、寛文五年に大宮司大内美作守秀勝其誤りを改め氏子に是をゆるす、しかれ共鶏ハ堅くいましめて不喰也、もし不知して喰しても忽神罰を請る事有り、必敬へし

一、社法ハ唯一にして年中の宮例毎月 天下泰平の御祈禱、別て正五九霜月勤之、且往古の頃より三月十日十一日永代大々神楽歌催馬

樂興行、是土師一流の神樂なり、凡而宗源十八神道三段行事引目鳴弦等ハ時に随ひて大宮司勤め行ふ、其神徳高く広き事ハ世に知る所也、委しくハ神祇道の別伝に詳なり

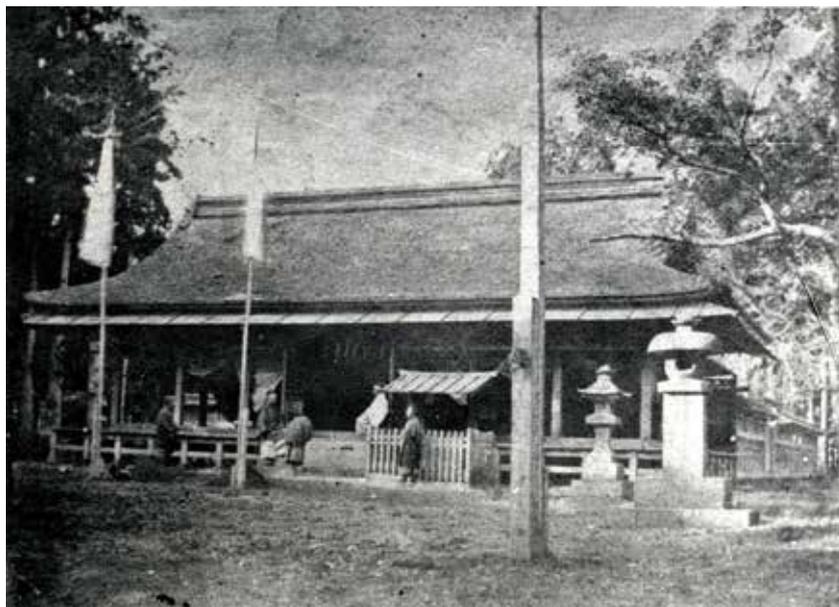
[印]

大宮司

大内氏藤原朝臣国当敬書

[印] [印]

月日



明治時代 拝殿



明治時代後期～大正時代 二の鳥居



明治時代後期～大正時代 一の鳥居  
大正15年（1926）まで鳥居が二つあり、一の鳥居は、現在の「鷺宮駅入口」交差点のところにあった。



明治時代後期～大正時代 南埼玉郡長の参拝



明治時代後期～大正時代 金灯籠



■ 昭和7年 拝殿(右)・本殿(中央)・神崎社(左)



■ 昭和初期 拝殿



■ 昭和2年 鷺宮催馬楽神楽 (第四座)



■ 大正時代 鷺宮催馬楽神楽 (第七座)



■ 昭和10年代 鷺宮催馬楽神楽



■ 昭和2年 鷺宮催馬楽神楽 (第八座)



■ 昭和13年 (1938) 社号標落成式  
中村不折揮毫の社号標落成式



■ 昭和8年 (1933) 社号標落成式  
徳富蘇峰揮毫の社号標落成式

【主な参考文献】

- 久喜市公文書館『第二回企画展 教育記者相澤潤と徳富蘇峰』（一九九五）  
久喜市立郷土資料館『第一回特別展 久喜市の名宝』（二〇一〇）  
久喜市立郷土資料館『第三回特別展 鷲宮神社展 新出史料を中心として』（二〇一〇）  
久喜市立郷土資料館『合併一〇周年記念特別展（第一〇回特別展）久喜市の大総馬―描かれた庶民の「願い」と「感謝」のかたち―』（二〇一九）  
鷲宮町史編さん室『鷲宮神社日記』（一九七八）  
鷲宮町史編さん室『鷲宮町諸家文書目録 第一集』（一九七九）  
鷲宮町立郷土資料館編『鷲宮町文化財調査報告書 鷲宮神社所蔵資料総合調査報告書』  
鷲宮町教育委員会（二〇〇三）  
鷲宮町立郷土資料館『第五回特別展 絵馬―願いをこめて―』（二〇〇二）  
鷲宮町役場『鷲宮町史 史料一近世』（一九八〇）  
鷲宮町役場『鷲宮町史 史料二中世』（一九八二）  
鷲宮町役場『鷲宮町史 史料四中世』（一九八三）  
鷲宮町役場『鷲宮町史 史料五近現代』（一九八四）  
鷲宮町役場『鷲宮町史 通史上巻』（一九八六）  
鷲宮町役場『鷲宮町史 通史中巻』（一九八六）  
鷲宮町役場『鷲宮町史 通史下巻』（一九八七）  
\*  
相沢正直『鷲宮十二座神楽とその史料 上』『埼玉史談』第二卷第二号 埼玉郷土会（一九三〇）  
相沢正直『鷲宮十二座神楽とその史料 下』『埼玉史談』第二卷第三号 埼玉郷土会（一九三二）  
足利市教育委員会『足利市史料所在目録第二集 丸山千里家文書』（二〇〇七）  
蘆田伊人編『新編武蔵風土記稿』第一〇巻 大日本地誌体系⑩ 雄山閣（一九九六）  
新井浩文『関東の戦国期領主と流通―岩付・幸手・関宿―』岩田書院（二〇一〇）  
池尻 篤「鷲宮神社の祭神―近世における祭神変容の一事例―」『駒沢史学』七六号 駒沢史学会（二〇一〇）  
池尻 篤「近世における鷲宮神社神楽の成立と江戸への伝播について」『埼玉民俗』四一号 埼玉民俗の会（二〇一六）  
石川安司「北武蔵」『中世瓦の考古学』高志書院（二〇一九）  
稲村坦元「鷲宮神社と其の史料」『埼玉史談』第一卷第四号 埼玉郷土会（一九三〇）  
稲村坦元「鷲宮神社と其の史料（承前）」『埼玉史談』第一卷第五号 埼玉郷土会（一九三〇）  
遠藤 忠「古利根川の中世水路関」『八潮市史研究』四号 八潮市史編さん室（一九八二）  
幡鎌一弘「十七世紀中葉における吉田家の活動」『国立歴史民俗博物館報告』一四八集 国立歴史民俗博物館（二〇〇八）  
鴨志田智啓「古河公方足利成氏文書の検討―足利市一社八幡宮文書について―」『とちぎの歴史と文化を語る会年報』第六号（二〇〇八）  
菊田龍太郎「中世後期における地方神社の動向―武蔵国・鷲宮神社を中心として―」『神道宗教』一七六号 神道宗教学会（一九九九）  
倉林正次「祭祀芸能の教化性―埼玉を中心とする神楽の曲目構成―」『神道宗教』二九号 神道宗教学会（一九六二）  
倉林正次『埼玉県民俗芸能誌』錦正社（一九七〇）  
藝能史研究会編『日本庶民文化史料集成 一』三二書房（一九七四）  
五味文彦・本郷和人編『現代語訳 吾妻鏡』一―一六 吉川弘文館（二〇〇七）  
二〇一六  
小要 博「史料紹介 丸山千里家所蔵「足利成氏書状」について」『埼玉地方史』六五号（二〇一一）  
小要 博「丸山千里家文書について」『研究紀要』一〇号 蕨市歴史民俗資料館（二〇一三）  
是澤博昭「日本の伝統文化 日本人形の世界⑩」『にんぎょう日本』四三三三号（二〇一〇）

- 埼玉県『新編埼玉県史 資料編一八中世・近世宗教』(一九七八)
- 埼玉県『新編埼玉県史 資料編五中世一古文書二』(一九八二)
- 埼玉県『新編埼玉県史 資料編六中世二古文書二』(一九八〇)
- 埼玉県『新編埼玉県史 別編二民俗二』(一九八六)
- 埼玉県『新編埼玉県史 通史編二中世』(一九八八)
- 埼玉県『新編埼玉県史 通史編三近世一』(一九八八)
- 埼玉県『新編埼玉県史 通史編四近世二』(一九八九)
- 埼玉県『中川水系Ⅲ人文』(一九九三)
- 埼玉県『埼玉県史料叢書四 埼玉県史料四』(一九九八)
- 埼玉県『埼玉県史料叢書二二 中世新出重要史料二』(二〇一四)
- 埼玉県教育委員会『埼玉県指定文化財調査報告書 第五集』(一九六七)
- 埼玉県教育委員会『埼玉県指定文化財調査報告書 第三集』(一九八二)
- 埼玉県教育委員会『埼玉県神社関係古文書調査報告書』(一九八九)
- 埼玉県神社庁『埼玉の神社 大里・北葛飾・比企』(一九九二)
- 埼玉県立民俗文化センター『鷲宮催馬楽神楽』埼玉県民俗芸能調査報告書第一五集  
(二〇〇二)
- 佐々木雷太『お伽草子『源藏人物語』と鷲宮神社古縁起』『中世文学と隣接諸学八 中世の寺社縁起と参詣』竹林舎(二〇一三)
- 佐藤博信『中世東国の支配構造』校倉書房(一九八九)
- 佐藤博信『古河公方足利氏の研究』思文閣出版(一九八九)
- 佐藤博信『戦国遺文 古河公方編』東京堂出版(二〇〇六)
- 佐藤ひろみ「神楽舞に視る戒いと祈願舞筋(舞の順路)と採り物から…玉敷神社・土師一流催馬楽・相模神代神楽の事例を通して」『生活科学研究』四〇号 文教大学(二〇一八)
- 島田愛美・羽藤千花子・本多光・水田萌子「アニメ聖地巡礼の可能性―鷲宮における「場の意味」の多様化―」『コンテンツツーリズム論叢』一号 コンテンツツーリズム研究会(二〇二二)

島村圭一「近世の棟札にみられる中世の記憶―武蔵国埼玉郡鷲宮社の修造をめぐって―」『古文書の語る地方史』吉川弘文館(二〇一〇)

清水利浩「武蔵国太田荘をめぐる諸問題―荘域と荘名を中心に―」(二〇〇一)

杉山博・萩原龍夫編『新編武州古文書上』角川書店(一九八二)

杉山博・下山治久・黒田基樹編『戦国遺文 後北条氏編』第一巻―六巻 東京堂出版(一九八九―一九九五)

武井尚・新井浩文「栃木県佐野市所在「嶋田家文書」について」『文書館紀要』第七号

埼玉県立文書館(一九九四)

田中英司『さきたま文庫六 鷲宮神社』さきたま出版会(一九八九)

玉橋隆寛編『豊山移転寺鷲宮大乘院関係史料』『新義真言宗史料第四号(豊山移転寺関係史料集二)』(一九八二)

田村明子「神楽と神楽師集団―催馬楽神楽と玉敷神社神楽の事例から―」『埼玉民俗』第三八号 埼玉民俗の会(二〇一三)

田村明子「女性神楽師の誕生と伝承基盤―埼玉県諸神楽の近現代―」『民俗芸能研究』五八号 民俗芸能学会(二〇一五)

富田勝治「鷲宮城と大内氏」『埼玉地方史』四号 埼玉県地方史研究会(一九七七)

中島 竦「鷲宮國寶考」『史学』第二巻第二号 三田史学会(一九三三)

中村茂子「神楽を町の心臓にした鷲宮町―土師一流催馬楽神楽の復興と隆盛―」『文化庁月報』三四九号(一九九七)

中井信彦「色川三中の研究 学問と思想篇」塙書房(一九九三)

永田衡吉「十二座神楽の源流に就て(承前)」『民俗芸術』第一巻第二号 民俗芸術の会(一九二八)

原田信男「中世村落の景観と生活」思文閣出版(一九九九)

本田安次「日本の民俗芸能―神楽―」木耳社(一九六六)

榎島知子「現代の伝統芸能事情―鷲宮催馬楽神楽における女性神楽師の誕生―」『民俗文化研究』三号 民俗文化研究所(二〇〇二)

三田村佳子「鷲宮催馬楽神楽「天狐(山の神)」の伝承系譜について」『埼玉民俗』第三〇号 埼玉民俗の会(二〇〇五)

三〇号 埼玉民俗の会(二〇〇五)

- 峰岸純夫『享徳の乱 中世東国の「三十年戦争」』講談社（二〇一七）
- 村山吉廣「南郭二題」『江戸詩人選集』第三卷月報 岩波書店（一九九二）
- 村田文雄「土師一流催馬楽神楽の伝承保存と新たな創造」『埼玉・人とこころ』通巻四八四号 埼玉文化懇話会（二〇一六）
- 矢嶋正幸「近世後期の神楽と神社縁起の変容について―鷲宮神社と平田国学を中心に―」『歴史民俗研究―櫻井賞受賞論集―』第九輯 板橋区教育委員会（二〇一一）
- 矢嶋正幸「唯一神道化する神楽についての一考察―近世前中期・鷲宮神社の神楽改革―」『民俗芸能研究』六四号 民俗芸能学会（二〇一八）
- 矢嶋正幸「いかにして寺院では神楽を奉納しなくなったのか―近世後期から明治初頭の武蔵国埼玉郡・幡羅郡を舞台として―」『埼玉民俗』四五号 埼玉民俗の会（二〇一〇）
- 山岸吉弘「江戸近郷農村に位置する鷲宮神社の社殿造営」『日本建築学会関東支部研究報告集Ⅱ』日本建築学会（二〇一三）
- 山岸吉弘「鷲宮神社及び古河城下の大工にみる技術の集積と拡散」『日本建築学会計画系論文集』八四巻七六三号 日本建築学会（二〇一九）

## 久喜市の歴史と文化財②

### 鷲宮神社

発行日 令和3年3月29日  
編集 久喜市教育委員会文化財保護課  
発行 久喜市教育委員会  
〒346-0033  
埼玉県久喜市下清久500-1  
電話：0480-22-1111（代）  
印刷 有限会社イノウ印刷



久喜市の歴史と文化財②

# 鷲宮神社

久喜市の歴史と文化財②『鷲宮神社』 正誤表

頁・行	誤	正
13 頁・下段・1 行目	基氏	持氏
13 頁・下段・2 行目	基氏	持氏